

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月

開智国際大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	13
基準 3. 教育課程	35
基準 4. 教員・職員	51
基準 5. 経営・管理と財務	61
基準 6. 内部質保証	74
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	82
基準 A. 地域交流・連携	82
V. 特記事項	86
VI. 法令等の遵守状況一覧	87
VII. エビデンス集一覧	99
エビデンス集（データ編）一覧	99
エビデンス集（資料編）一覧	99

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

開智国際大学（以下「本学」という）の前設置母体である学校法人日本橋女学館（平成29年4月1日、学校法人開智学園と合併）は、明治37（1904）年に「日本橋女学校」（後に「日本橋高等女学校」）を設立し、明治38（1905）年から日本橋地区の子女教育のために学校経営を開始した。この時以来、建学の精神を「質実穩健」と定め、その後設立された「日本橋女学館短期大学」を全面改組して設立された男女共学の四年制大学である「日本橋学館大学」（平成27（2015）年に「開智国際大学」に改名）でも、これを継承し今日に至っている。

平成26（2014）年3月に、学校法人日本橋女学館は、開智学園との合併を視野に入れて、「日本橋・開智教育グループ」を結成した。そして、平成29（2017）年4月1日に、両法人の合併に合わせ「教育学部」を新設し、リベラルアーツ学部を届出により「国際教養学部」に改組して、2学部2学科の大学として、「世界の人々と文化を理解・尊敬し、教育あるいは国際教養分野の専門性を生かし、平和で豊かな国際社会の実現に貢献できる人材を育成する」を基本理念に据えて、新たな一步を踏み出している。

2. 使命・目的

本学の使命・目的については、学則第1章総則 第1条（目的）に「本学は、総合的創造的な学術技術を研究教授して、社会においてこれを躬行実践、気品知徳の模範として指導的役割を果たす人材を育成するとともに、広く国際社会全体の平和と文化の発展に寄与することを目的とする。」と定めている。

次に、学則第2章組織 第3条第2項に、教育学部教育学科について、「教育を通して社会に貢献する使命感を持ち、教育に対する深い理解と専門的な知識並びに実践的指導力を有し、新しい教育的な課題に対応できる教育者の養成を主たる目的とする。」とし、国際教養学部国際教養学科について、「日本を学び、異文化を学び、グローバル社会に対応できる英語を学び、それらを基盤として社会に貢献できる能力をもつ人材の養成を主たる目的とする」としている。このような本学の教育を通して、学生は、幅広い知識と専門的な知見、対人関係能力、問題解決能力、柔軟な対応力、実践的指導力、英語をはじめとする語学力を身につけることができる。

3. 大学の個性・特色等

本学では、21世紀型教育で地域社会・国際社会に貢献する人材の育成を目標に、両学部を通じて、以下の4項目を特長とする。

(1) 国際標準の「探究型教育」

学校法人開智学園では、他に先駆けて、「探究型教育」を研究・実施しており、開智式探究型教育として各併設校に定着している。本学では、「日本橋・開智教育グループ」を発足させた平成26（2014）年4月より、既存の知識を基に、新たな理論や考え・知識を獲得するのに最適な手法として、また、これからの国際社会、グローバル社会で

必要とされる創造力、共創力、発信力、プレゼンテーション力、コミュニケーション力を育成するために「探究型教育」を採り入れている。

(2) 実践的な「国際英語」の学修

英語は最早、アメリカ人やイギリス人など英語を母語とする人々との間のコミュニケーション・ツールというよりはむしろ、世界中で多国間の人々とのコミュニケーション・ツールとして使われている。本学では、1年次に週3コマ、2年次に週2コマの英語を必修とし、多くのネイティブスピーカーを含む教員陣の指導により、少人数クラスの授業を行っている。相手の話を聞き取り、自分の意見や要望を伝えるコミュニケーション・ツールとして、実践的な英語力を修得するとともに、授業ごとに出される課題、English Lounge の活用、ICT を用いた英検・TOEIC 対策の自習用ソフトの活用、海外語学研修などの授業外の英語学習の機会を活用して、大学4年間で実践的な「国際英語」の修得を奨励している。

(3) 少人数教育によるアクティブ・ラーニング型授業

多くの授業が、PBL 型授業（課題解決型授業）、PIL 型授業（対話型講義授業）、ディスカッション、ワークショップなどのアクティブ・ラーニング形態で行われ、学生一人ひとりが「自ら考え・議論し・発表する」主体的な学びが展開されている。このような形態の授業が効果的に行えるように、アクティブ・ラーニング用の机と椅子、さらに教室の三方の壁面に白板や電子黒板が設置されるなど、アクティブ・ラーニング教室が整備されている。

また、「教育学部」は、入学定員130人に対し、専任及び特任教員24人を、「国際教養学部」は、同90人に対し専任及び特任教員18人を配置しているため、単純に計算すると、「教育学部」では教員1人に対し学生21.7人、「国際教養学部」では教員1人に対し学生20人となる。少人数のクラス編成が可能な教育環境で、アクティブ・ラーニング型授業をいっそう効果的に進めることができる。

(4) 1年次から始めるインターンシップ・キャリア教育

「教育学部」の学生は、1年次から、併設の小学校、中学・高等学校での学校インターンシップを行う。2月から3月にかけて行う2週間の集中学校インターンシップだけではなく、1年を通して、行事や授業に参加する教育現場での実践的な体験により、教職への理解と興味を深め、大学での学修への意欲を高める。「国際教養学部」では、1年次からの公務員インターンシップを中心に、2、3年次には企業・工場見学などのプログラムを実施し、学生各自のキャリアへの関心を高めるとともに学修へのモチベーションを喚起する。また、教員採用試験対策講座、公務員試験対策セミナーなどキャリア教育も充実している。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

開智国際大学

明治 37(1904)年	(社)日本橋区教育会に対して日本橋女学校 (本科定員 140 人、修業年限 4 年) 設立認可
明治 38(1905)年	日本橋蛸殻町第一幼稚園舎で開校式挙行。『質実穩健』の教育方針訓示
明治 38(1905)年	5 月 1 日、第一幼稚園舎で授業開始 (創立記念日の起源)
明治 39(1906)年	高等女学校令に基づく私立日本橋高等女学校 (4 年制) に組織変更認可 (当時、東京府下の高等女学校は府立 4 校を含めて 7 校)
明治 43(1910)年	柳原川岸三号地元千代田小学校跡に移転。修業年限 5 年、定員 400 人に変更
大正 4(1915)年	財団法人日本橋女学館設立認可
昭和 22(1947)年	学制の改革により私立日本橋女学館中学校となる
昭和 23(1948)年	私立日本橋女学館高等学校設置。私立日本橋女学館中学・高等学校と総称
昭和 26(1951)年	財団法人日本橋女学館より学校法人に組織変更認可
昭和 30(1955)年	創立 50 周年記念事業実施
昭和 40(1965)年	創立 60 周年記念式典 (秩父宮妃ご来臨)
昭和 54(1979)年	市川学校園研修センター (寄宿舍、テニスコート、グラウンド) 完成
昭和 61(1986)年	日本橋女学館短期大学設置認可。入学定員/秘書科 100 人・英語科 100 人
昭和 62(1987)年	日本橋女学館短期大学開学 (初代学長: 角井宏)
平成 7(1995)年	創立 90 周年記念式典
平成 11(1999)年	日本橋学館大学設置認可。入学定員/人文経営学部人文経営学科 250 人
平成 12(2000)年	日本橋学館大学開学 (初代学長: 小谷津孝明)
平成 12(2000)年	日本橋学館大学開学式、日本橋学館大学第一回入学式
平成 13(2001)年	日本橋女学館短期大学閉学
平成 16(2004)年	日本橋学館大学人文経営学部人文経営学科を 3 学科 (人間関係学科、国際経営学科、文化芸術学科) に組織改組
平成 17(2005)年	創立 100 周年記念式典
平成 18(2006)年	第二代学長: 横山幸三 就任
平成 21(2009)年	日本橋学館大学人文経営学部をリベラルアーツ学部に全面改組。3 学科 (総合経営学科・人間心理学科・総合文化学科、入学定員 225 人) を設置

開智国際大学

平成 24(2012)年	第三代学長：北垣日出子 就任
平成 26(2014)年	学校法人開智学園との合併を前提として「開智・日本橋教育グループ」を結成
平成 27(2015)年	大学名称を「開智国際大学」へ変更
平成 29(2017)年	学校法人日本橋女学館は学校法人開智学園を存続法人として合併。 教育学部教育学科を設置(入学定員 72 名／初等教育専攻 48 名・中等教育専攻 24 名) リベラルアーツ学部を国際教養学部へ改組(入学定員 78 名)
令和 1(2019)年	開智国際大学別科を設置(入学定員 20 名／日本語研修課程)
令和 4(2022)年	第四代学長：青木 徹 就任
令和 5(2023)年	教育学部教育学科 入学定員変更／72 名→130 名(初等教育専攻 70 名・中等教育専攻 60 名) 国際教養学部国際教養学科 入学定員変更／78 名→90 名

2. 本学の現況

・大学名

開智国際大学

・所在地

千葉県柏市柏 1225-6

・学部構成

教育学部(教育学科)

国際教養学部(国際教養学科)

・学生数、教員数、職員数

【学生数】<令和 6(2024)年 5 月 1 日現在> (単位：人)

区分	入学定員	収容定員	在籍者数
教育学部	130	404	309
国際教養学部	90	336	352

【教員数】<令和 6(2024)年 5 月 1 日現在>

区分	専任教員	非常勤講師
教育学部	24	17
国際教養学部	18	31

【職員数】 <令和6(2024)年5月1日現在>

区分	職員数
専任職員	20
非常勤職員	12

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の「大学の使命・目的」については、学則第 1 章・総則 第 1 条（目的）に「本学は、総合的創造的な学術技術を研究教授して、社会においてこれを躬行実践、気品知徳の模範として指導的役割を果たす人材を育成するとともに、広く国際社会全体の平和と文化の発展に寄与することを目的とする」と定めている。また、本学が設置している 2 学部 2 学科の教育目的についても、学則第 2 章・組織 第 3 条第 2 項に、教育学部教育学科については「教育を通して社会に貢献する使命感を持ち、教育に対する深い理解と専門的な知識並びに実践的指導力を有し、新しい教育的な課題に対応できる教育者の養成を主たる目的とする」とし、国際教養学部国際教養学科については、「日本を学び、異文化を学び、グローバル社会に対応できる英語を学び、それらを基盤として社会に貢献できる能力を持つ人材の養成を主たる目的とする」と、両学部両学科ともに、具体的かつ明確に記載されている。本学則は、大学のホームページや、年度当初に学生に配布されるガイドブックにも掲載されており、学内外への周知が図られている。【資料 1-1-1】【資料 1-1-2】【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的は、理念的な形で示されているが、各学部の教育目的については、平易な文章を用いて、簡潔・明瞭に文章化されている。さらに全学生に年度当初に配布されるガイドブックやホームページにおいては、ディプロマ・ポリシーとしてさらに具体的かつ明瞭に示されている。【資料 1-1-5】【資料 1-1-6】【資料 1-1-7】

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の使命・目的を実践するために、以下に示す個性・特色ある教育を実践している。
<教育学部>

1) 英語によるコミュニケーションが可能な教員の養成

外国籍子女及びその保護者の増加に対応するため、さらには英語による授業を可能とするため、1・2 年次に卒業必修として英語 10 単位を課している。E-learning や TOEIC 受験、また海外語学研修への参加も積極的に促している。【資料 1-1-8】

2) 双方向型・協働型授業ができる教員養成

本学では多くの授業がアクティブ・ラーニング型で行われており、学び手として授業に参加することで、新学習指導要領で謳われている「主体的・対話的で深い学び」を実現するための教員としてのスキルアップが期待される。加えて、学生個々のコミュニケーション能力の向上にも資する。【資料 1-1-9】【資料 1-1-10】

3) カウンセリング・マインドの重視

心理学をベースとする科目が多数設置され、人間に対する理解を深め、児童生徒の心身の発達を理解し、人間関係や心のトラブルなどのさまざまな問題の解決に対し、学問的な裏付けをもってあたることができる。また児童・生徒のみならず、保護者や同僚教員、地域住民との円滑な人間関係にも配慮できるカウンセリング・マインドを有した教員の養成に力を入れている。【資料 1-1-11】

4) 即戦力となる教員の養成

本法人には複数のキャンパスに、併設校として小学校、中学校、高等学校が設置されている。これらの併設校の協力を得て、1年次から学校インターシップを行っている。加えて、柏市、柏市教育委員会、東京都中央区教育委員会と連携協定を結び、各教育委員会が行っているさまざまな活動に参加している。このような活動は、教育現場を1年生の段階から経験する機会の提供とともに、地域貢献活動としても機能している。【資料 1-1-12】

【資料 1-1-13】【資料 1-1-14】

<国際教養学部>

1) グローバル人材の育成

1年次に週3コマ、2年次に週2コマの英語の授業を卒業必修科目として、習熟度別の少人数クラスで行っている。その他、選択科目の英語、TOEIC対策の授業、英語による専門科目、e-learning、TOEIC受験、海外語学研修などを通して、国際語としての英語の習得を目指している。加えて、論理的思考力・表現力、ニゴシエーション力を育成するための科目も設けて、自然環境や社会情勢の変化、科学技術の発展等、我々を取り巻くさまざまな社会の変動にも柔軟に対応できるグローバル人材の育成を目指している。【資料 1-1-15】【資料 1-1-16】

2) 多角的視点による幅広い国際教養教育の実践

専門科目に「グローバル・ビジネス科目群」「グローバル・コミュニケーション科目群」「グローバル・カルチャー科目群」「ヒューマン・イノベーション科目群」の4つの科目群を設け、学生は各自の将来の進路を見据えて自由に授業を選択することができる。ジェネラリストを目指す学生にもスペシャリストを目指す学生にも対応できるよう、グローバル時代に求められる幅広い授業科目が設けられている。【資料 1-1-17】

3) 少人数教育とアクティブ・ラーニング

本学の学びの特徴であるアクティブ・ラーニング型授業は、ペアワークやグループワークを中心としたワークショップ型でのディスカッションやプレゼンテーションを多く取り入れ、問題解決能力の涵養に資するものである。入学定員90名、専任教員数18名であり、教員一人あたりの学生数は入学定員ベースで5名であり、アクティブ・ラーニング型授業が効果的に進められやすい環境といえる。【資料 1-1-18】【資料 1-1-19】

4) 1年次より始まるインターンシップ

1年次からの公務員インターンシップを中心に、2・3年次には企業・工場見学などのプログラムを実施し、学生各自のキャリアへの関心を高めるとともに、学修へのモチベーションを喚起している。公務員ガイダンスや地方公務員セミナーを開催するなどキャリア教育を実施している。【資料 1-1-20】【資料 1-1-21】

1-1-④ 変化への対応

社会情勢を踏まえての大学改革の方向性を、経営会議および運営会議にて議を経て決定している。その後教授会にて意見を聞き、最終的には、案件によっては理事会・評議員会の審議を経ることとなるが、学長の判断にて柔軟に対応することが可能である。

平成 29 (2017) 年に、それまでのリベラルアーツ学部 1 学部の体制を、教育学部と国際教養学部の 2 学部体制に改組した。さらに令和 5 (2023) 年の定員増に伴って、教育学部においては、それまでの初等教育専攻・中等教育専攻（英語コース・国語コース）に加えて、中等教育専攻に社会コースを開設した。これは令和 4 (2022) 年度より実施されている高等学校社会科の科目再編に際して、本学が重視・実践してきた探究型学習が、社会科の教員養成に貢献できるとの判断があった。一方の国際教養学部においては、ヒューマン・イノベーション科目群を設定し、データサイエンス系の科目の強化を図った。データ駆動型社会の到来とともに、データリテラシーは理系・文系を問わずさまざまな分野で、グローバル社会での教養の 1 つであるという認識があった。【資料 1-1-22】【資料 1-1-23】

また令和 6 (2024) 年度より、神戸親和大学を擁する学校法人親和学園との法人提携協定を結び、多様化する社会的ニーズに応えられるよう、1 つの大学にできることを超えて、大学という機関の社会貢献という理念を実現するために、柔軟な変革をスタートさせた。【資料 1-1-24】

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 5 (2023) 年度より、神戸親和大学との連携強化のための検討を行い、令和 6 (2024) 年度に、法人間の協定が締結された。それを受けて、令和 7 (2025) 年度より、中期計画として以下の改善・向上方策を、各学部で検討したものを連携協議委員会で検討している。

＜教育学部＞

本学独自のカリキュラムでは対応できない、中等教育の保健体育科及び中学校の数学科の教員免許状の取得を可能にする。さらに幼稚園教諭免許状の取得の可能性についても教育学部で検討している。

＜国際教養学部＞

両大学における海外研修に関して、一定数の参加者数を確保し確実に実行するため、及び両大学の学生の交流を積極的に支援するための共同開催や、心理学を専門領域とする共同学部の設置を国際教養学部で検討している。

■エビデンス集・資料編

【資料 1-1-1】開智国際大学学則

【資料 1-1-2】開智国際大学ホームページ「学内規程・学則」

【資料 1-1-3】ガイドブック 2024 (Faculty of Education)「開智国際大学学則（抜粋）」

- 【資料 1-1-4】 ガイドブック 2024 (Faculty of International Liberal Arts) 「開智国際大学学則 (抜粋)」
- 【資料 1-1-5】 ガイドブック 2024 (Faculty of Education) 「ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー」
- 【資料 1-1-6】 ガイドブック 2024 (Faculty of International Liberal Arts) 「ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー」
- 【資料 1-1-7】 開智国際大学ホームページ「教育学部・ディプロマ・ポリシー」「国際教養学部・国際教養学部で身につく6つの力」
- 【資料 1-1-8】 海外研修案内
- 【資料 1-1-9】 シラバス集
- 【資料 1-1-10】 2023 年度学生 FD 委員授業見学報告書
- 【資料 1-1-11】 ガイドブック 2024 (Faculty of Education) 「教育課程表」
- 【資料 1-1-12】 2023 年度教職センター活動報告
- 【資料 1-1-13】 柏市との連携の資料
- 【資料 1-1-14】 中央区との連携の資料
- 【資料 1-1-15】 海外研修案内
- 【資料 1-1-16】 国際教養学部教育課程表
- 【資料 1-1-17】 開智国際大学ホームページ「国際教養学部・自由にカスタマイズできる専門科目群」
- 【資料 1-1-18】 開智国際大学大学案内「開智国際大学の特徴」
- 【資料 1-1-19】 開智国際大学ホームページ「学びの特色」
- 【資料 1-1-20】 インターンシップに関する資料
- 【資料 1-1-21】 キャリアセンターによる就職対策講座・公務員対策講座
- 【資料 1-1-22】 開智国際大学学則
- 【資料 1-1-23】 ガイドブック 2024 (Faculty of International Liberal Arts) 「教育課程表」
- 【資料 1-1-24】 神戸親和大学との連携に関する資料

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び教育目的は学則に記載し、ホームページ等で公開している。学則

は年度初めに発行されるガイドブックにも記載し、内容の改訂については、開智国際大学学則の 55 条に「本学則の改廃は、運営会議の議を経て学長が理事長に諮るものとする。」とあり、主に教務委員会で審議され、運営会議の議を経て教授会で意見を聞き、理事会及び評議員会の議案としており、役員及び評議員にその内容を説明し承認を得ている。内容の改訂に関する検討を学長から要請されることもある。これらのことから本学の使命・目的及び教育目的は、役員、教職員が参画し、理解と支持を得ている。【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】【資料 1-2-3】【資料 1-2-4】

1-2-② 学内外への周知

学則には、第 1 条に使命・目的が、また第 3 条には教育目的が明示されている。学則はガイドブックやホームページに掲載され、教職員、学生及び学外に公表されている。特に、新生にはオリエンテーションに際して、ガイドブックが配布され、本学の使命・目的や教育目的が説明される。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

令和 2 (2020) 年度～令和 6 (2024) 年度の中期計画の重点施策の概要において、定員増とそれに伴う教育学部の教職課程の検討と国際教養学部のコースの検討が挙げられている。これらの施策は、「本学は、総合的創造的な学術技術を研究教授して、社会においてこれを躬行実践、気品知徳の模範として指導的役割を果たす人材を育成するとともに、広く国際社会全体の平和と文化の発展に寄与することを目的とする」本学の使命・目的を反映したものである。この中期計画に基づいて、令和 5 (2023) 年度には定員増を実現し、教育学部においては、中等教育専攻に社会科コースを設置し、国際教養学部においては、科目群の見直しをするなどカリキュラムの改訂を行った。令和 6 (2024) 年度は、次の中期計画の重点施策のために、神戸親和大学との連携を進めていく。この連携により、例えば教育学部にあってはより多様な教員免許種の取得が可能となり、国際教養学部にあっては他大学の学生との交流を通しての視野の広がりが期待できる。【資料 1-2-5】【資料 1-2-6】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

三つのポリシーは連動したものであり、大学の使命・目的を反映したものとなっている。各学部のディプロマ・ポリシーについては、それを達成するための教育内容及び教育方法、教育評価をカリキュラム・ポリシーに定めている。また、教育目標を達成するため、入学時に必要な基礎的な学力や学修に対する姿勢をアドミッション・ポリシーに定めている。三つのポリシーはホームページに掲載されているが、アドミッション・ポリシーについては、学生募集要項にも記載されている。【資料 1-2-7】【資料 1-2-8】

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的については、学則第 1 章・総則第 1 条 (目的) に「本学は、総合的創造的な学術技術を研究教授して、社会においてこれは躬行実践、気品知徳の模範として指導的役割を果たす人材を育成するとともに、広く国際社会全体の平和と文化の発展に寄与することを目的とする」としている。

教育学部教育学科は、教育上の目的を「教育を通して社会に貢献する使命感を持ち、教育に対する深い理解と専門的な知識並びに実践的指導力を有し、新しい教育的な課題に対応できる教育者の養成を主たる目的とする」としている。【資料 1-2-9】

同学部同学科は、初等教育専攻及び中等教育専攻の 2 専攻を設置し、小学校教諭及び中学校・高等学校教諭（英語・国語・社会）を養成するために、教養科目、専門基礎科目、専門教職科目及び実習科目を体系的かつ段階的に配し、教育実践力のある人材育成を行うための教育研究組織として、入学定員 130 名に対し、教員 24 名を配置している。双方向型・協働型授業ができる教員養成のためにアクティブ・ラーニング型授業を積極的に取り入れているが、授業効果を上げるためにも少人数制クラスを維持するのに必要な教員数を確保している。【資料 1-2-10】【資料 1-2-11】

また、学部長の招集により専任教員を構成員とする「学部会議」を月に 1 回設けている。同会議は、学部全体の運営を行う教育研究組織として機能している。さらに同学部においては「教職センター」を設置し、①教職課程・教員採用の動向等に関する情報の収集及び学生・教職員への提供、②教育実習・介護等体験の連絡調整、③教員採用試験に関する相談・支援、④教育インターンシップやボランティアに関する相談・支援などの業務を行っている。教職課程についても、学部会議に続いて、教職センター会議が設けられている。

【資料 1-2-12】

国際教養学部国際教養学科は、教育上の目的を「日本を学び、異文化を学び、グローバル社会に対応できる英語を学び、それらを基盤として社会に貢献できる能力を持つ人材の養成を主たる目的とする」とし、人文科学、社会科学、自然科学等の学問分野のリベラルアーツ基礎科目及び専門科目を担当できる教員 18 名で構成されている。入学定員 90 名に対し教員 18 名を配置しているが、少人数制クラスを維持するのに必要な教員数を確保している。【資料 1-2-11】【資料 1-2-13】【資料 1-2-14】

同学部では、学部長の招集により専任教員を構成員とする「学部会議」を設けている。同会議は、学部全体の運営を行う教育研究組織として機能している。

また同学部では、学部の教育目的を達成するためにキャンパスのグローバル化の実現に向けて、多様な国籍の留学生を積極的に受け入れている。そのために留学生センターや国際交流センターとの連携を密にし、留学生のために生活・教育支援ができるようにしている。【資料 1-2-15】【資料 1-2-16】

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的は、役員、教職員の理解と支持を得られており、学内外への周知を図っている。シラバスには当該科目とディプロマ・ポリシーとの関連が明記され、また学内の掲示板には常時カリキュラム・ポリシーとともに掲示されている。学修成果の可視化の一環として、学期ごとにディプロマ・ポリシーの達成度を自己評価させることを通して、さらなる周知と意識化を図っていく。とりわけ国際教養学部にあっては、本学部がどのような学生を輩出しているのかをデータをもとにモニターし開示することを、国際教養学部と Institutional Research（以下、IR）室の協働で進めている。

■エビデンス集・資料編

- 【資料 1-2-1】 開智国際大学学則
- 【資料 1-2-2】 開智国際大学ホームページ「学内規程・学則」
- 【資料 1-2-3】 ガイドブック 2024 (Faculty of Education) 「開智国際大学学則 (抜粋)」
- 【資料 1-2-4】 ガイドブック 2024 (Faculty of International Liberal Arts) 「開智国際大学学則 (抜粋)」
- 【資料 1-2-5】 令和 2 (2020) 年度～令和 6 (2024) 年度の中期計画を示す資料
- 【資料 1-2-6】 神戸親和大学との連携を示す書類等
- 【資料 1-2-7】 開智国際大学ホームページ「教育学部・カリキュラム・ポリシー」「国際教養学部・4 年間の学び」
- 【資料 1-2-8】 2024 年度 (令和 6 年度) 学生募集要項
- 【資料 1-2-9】 開智国際大学学則
- 【資料 1-2-10】 開智国際大学ホームページ「教育学部・カリキュラム・ポリシー」
- 【資料 1-2-11】 ガイドブック 2024 教員名簿
- 【資料 1-2-12】 開智国際大学教職センター規程
- 【資料 1-2-13】 開智国際大学学則
- 【資料 1-2-14】 開智国際大学ホームページ「国際教養学部」
- 【資料 1-2-15】 開智国際大学留学生センター規程
- 【資料 1-2-16】 開智国際大学国際交流センター規程

[基準 1 の自己評価]

本学の使命・目的及び教育目的は、学則等に明確に定められており、本学の特色並びに三つのポリシーや中期計画を反映している。また学生、教職員をはじめ本学の関係者に周知している。よって、基準 1 「使命・目的」の基準を満たしている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学では学部ごとにアドミッション・ポリシー (学生受入方針) を定めて、公式ホームページおよび学生募集要項に記している。【資料 2-1-1】

また、国際教養学部では外国人留学生の募集も行っており、外国人留学生については別にアドミッション・ポリシーを定めている。【資料 2-1-2】

各アドミッション・ポリシーでは、まず本学において育成を目指す学生像について明記したうえで、本学の求める学生の特性について、それぞれ 5 つの項目を定めている。本学の定めるアドミッション・ポリシー (学生受入方針) を表 2-1-1 に示す。

これらのアドミッション・ポリシーについては、本学の公式ホームページおよび学生募集要項への明記にとどまらず、オープンキャンパスや高校訪問などの機会においても、本学の特徴や魅力とともに教職員が丁寧な説明を行いながら周知を図っている。

表 2-1-1 本学の定めるアドミッション・ポリシー (学生受入方針)

教育 学 部	<p>開智国際大学教育学部は「教育を通して社会に貢献する使命感を持ち、教育に対する深い理解と専門的な知識並びに実践的指導力を有し、新しい教育的な課題に対応できる教育者の養成を主たる目的」として、教育を学ぶ者としての目的意識と情熱、使命感を持ち、自ら学び、考え、自分の責任で行動できる学生を求める。</p> <p>a) 国際的な視野に立ち、高等学校までの教科・科目や学校の諸活動を通じた学びで身につけた基本的な学力、知識を有し、初等教育専攻の者にあつては、すべての科目について幅広い学力と知識を有する者。中等教育専攻の者にあつては、すべての科目に一定以上の学力と知識を有し、かつ専門教科において優れた学力、知識を有する者。</p> <p>b) 人の意見を理解、尊重し、自分の意見や考えを論理的に述べることができ、日本語の高いコミュニケーション力を持ち、かつ英語でのコミュニケーション力を伸ばしたいという意欲のある者。</p> <p>c) 児童・生徒の心や自己、他者を理解しようとする意欲を持ち、カウンセリング・マインドについて関心のある者。</p> <p>d) 教育を専門的に学ぼうとする意志があり、柔軟でクリティカルな思考力や問題解決力などの素地を持っている者。</p> <p>e) 教育の課題に対する認識を持ち、地域や社会の環境や状況に関心を注ぎ、実践</p>
--------------	---

	的な指導力を身につけ、教育を通して社会に貢献する情熱と意欲を持った者。
国際教養学部	<p>開智国際大学国際教養学部は「グローバル化が進む変化の激しい社会にあって、国際的な広い視野を有し、論理的に考察し、問題を発見し解決する意欲と能力を兼ね備えた、主体的に行動できる人材の養成を主たる目的」として、以下に掲げる特性を有する者を求める。</p> <p>a) 人間やその営為に対して幅広い関心を有する者。</p> <p>b) 現代社会における課題の発見と解決に積極的に貢献しようとする意欲を有する者。</p> <p>c) 国際英語に関心を有する者。</p> <p>d) ディスカッションに積極的に参加できる者。</p> <p>e) 自分の言葉で自分の考えを述べることのできる者。</p>
外国人留学生	<p>開智国際大学国際教養学部は「グローバル化が進む変化の激しい社会にあって、国際的な広い視野を有し、論理的に考察し、問題を発見し解決する意欲と能力を兼ね備えた、主体的に行動できる人材の養成を主たる目的」として、以下に掲げる特性を有する者を求める。</p> <p>a) 人間や社会に対して幅広い関心を有する者。</p> <p>b) 現代社会における課題の発見と解決に積極的に貢献しようとする意欲を有する者。</p> <p>c) 日本の社会、文化、言葉に高い学修意欲があり、自国と日本をつなげる活動に関心がある者。</p> <p>d) ディスカッションに積極的に参加できる者。</p> <p>e) 自分の言葉で自分の考えを述べることのできる者。</p>

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

アドミッション・ポリシーに合致した多様な入学者を選抜するため、本学では多様な形式の入学試験を実施している。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】

まず総合型選抜として、AO型、特待チャレンジ型、英語資格型、国際バカロレア型の入学試験がある。AO型入試は「プレゼンテーション」「小論文」「自己推薦」の3つの受験方法から選択可能である。

AO型における「プレゼンテーション」入試は、本学の建学の精神およびアドミッション・ポリシーを理解したうえでそれに共感し、本学への入学に強い意欲を有する者を多面的・総合的に評価することによって、個性豊かな人材を確保することを趣旨としている。

「小論文」入試では、学力試験では評価しがたい資質・能力について調査書および小論文・面接による判定を行い、幅広く優秀かつ個性的な人材を募ることを趣旨としている。「自己推薦」入試は、高校生活における学校行事や委員会活動、学習活動、部活動などへの主体的な取り組みを評価し、本学の求める主体的に考え、学び、責任をもって行動できる個性豊かな人材を確保することを趣旨としている。

特待チャレンジ型入試は本学を第一志望とする志願者を対象とし、受験者全員について一般合格の合否判定を行った後、その合格者について特待合格の判定を行っている。英語資格型入試は英語資格を取得している志願者を対象としており、合格した場合は取得して

いる英語資格の区分によって特待合格となる可能性がある。国際バカロレア型は国際バカロレア資格（IB Diploma）を取得しているか、取得予定の志願者、あるいは国際バカロレア MYP（Middle Years Programme）プログラムを終了した志願者を対象としており、国際バカロレア資格（IB Diploma）を取得している場合は特待合格となる。

また、一般選抜には一般型、特待型、共通テスト利用型の入学試験がある。特待型入試では受験者全員について一般合格の合否判定を行った後、その合格者について特待合格の判定を行っている。共通テスト利用型入試では大学入学共通テストの成績で合否判定を行い、一般合格の合否判定を行った後、その合格者について特待合格の判定を行っている。

その他に、学校推薦型選抜として指定校推薦型入試および本学併設校の生徒を対象とする内部推薦入試を実施している。また、国際教養学部においてのみ、外国人留学生を対象とする外国人留学生入試を実施している。本学における入学試験の一覧を表 2-1-2 に示す。

表 2-1-2 本学における入学試験の型

総合型選抜	AO型	プレゼンテーション
		小論文
		自己推薦
	特待チャレンジ型	
	英語資格型	
国際バカロレア型		
一般選抜	一般型	
	特待型	
	共通テスト利用型	
学校推薦型選抜	指定校推薦型	
	内部推薦	
外国人留学生入試（国際教養学部のみ）		

入試問題の作成は、学長が本学専任教員の中から任命した入学試験問題作成委員が担当している。入学試験問題作成委員は、入試委員会の定める入試問題作成要領に則って、アドミッション・ポリシーに沿った入試問題の作成を行っている。すべての入試問題は匿名の複数の査読者によるチェックを受け、必要に応じて修正を繰り返した後、入学試験問題作成委員の最終確認を経て使用される。入学試験当日は、受験者からの問い合わせ等に備えて入学試験問題作成委員が待機し、試験終了後はただちに採点を行っている。

総合型選抜におけるプレゼンテーションおよび面接、留学生入試における面接の評価は、各学部により作成されたアドミッション・ポリシーに沿った評価のガイドラインに則って、定められた形式の評価表を使用して複数の担当者により行われている。

入学試験当日は実施本部を設け、関係する教職員が所定の役割を分担しながら厳正に試験を実施している。合否判定を担う入試判定会議は原則として入試当日中に開催され、プレゼンテーションや面接を担当した教員および筆記試験の採点を担当した入学試験問題作成委員は、入試判定会議から問い合わせのあった場合に備えて会議終了まで待機する。入

試判定会議による判定結果は、直近の教授会で報告されている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

過去5年間の各学部および大学全体の入学者数・定員充足率の推移を表2-1-3に示す。令和2(2020)年度から令和4(2022)年度までの定員充足率は、いずれの学部においても100~126%で推移しており、概ね正常な水準であったといえる。これに対して令和5年(2023)年度の定員充足率は教育学部で45%、国際教養学部で72%となり、入学者数は入学定員を下回った。令和5(2023)年度入試では両学部の定員増および教育学部における中等教育専攻社会コースの新設に係る認可の関係上、学生募集の開始時期を大幅に遅らせざるを得なかったことが定員充足率低下の一因であると考えられる。これに対して、令和6(2024)年度入試では令和4(2022)年度入試までと同様の日程計画により学生募集を行うことが可能となり、入学定員を超える学生の受け入れを行うこととなった。その結果、令和6(2024)年5月1日時点の収容定員充足率は、教育学部で87%、国際教養学部で154%、大学全体では115%となった。

過去5年間の各学部および大学全体の在籍者数・収容定員充足率の推移を表2-1-4に示す。

表2-1-3 入学者数および定員充足率の推移

学部	項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
教育学部	入学定員	72	72	72	130	130
	入学者数	91	72	72	58	113
	定員充足率	126%	100%	100%	45%	87%
国際教養学部	入学定員	78	78	78	90	90
	入学者数	82	80	79	65	139
	定員充足率	105%	103%	101%	72%	154%
合計	入学定員	150	150	150	220	220
	入学者数	173	152	151	123	252
	定員充足率	115%	101%	101%	56%	115%

表2-1-4 在籍者数および収容定員充足率の推移

学部	項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
教育学部	収容定員	288	288	288	346	404
	在籍者数	271	289	303	279	309
	収容定員充足率	94%	100%	105%	81%	76%
国際教養学部	収容定員	312	312	312	324	336
	在籍者数	303	301	313	293	352
	収容定員充足率	97%	96%	100%	90%	105%
合計	収容定員	600	600	600	670	740
	在籍者数	574	590	616	572	661
	収容定員充足率	96%	98%	103%	85%	89%

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 2（2020）年度から令和 4（2022）年度までの定員充足率は概ね正常な水準であったが、令和 5（2023）年度における入学者数は入学定員を下回った。本学では令和 5（2023）年度に向けて教育学部・国際教養学部ともに定員増の申請、教育学部においては中等教育専攻社会コース新設の申請を行ったが、これに係る認可の関係上、学生募集の開始時期を大幅に遅らせざるを得なかったことが入学者数減少の一因であったと考えられる。令和 6（2024）年度入試では令和 4（2022）年度入試までと同様の日程計画により学生募集を行うことが可能となり、入学定員を超える学生の受け入れを行うこととなった。特に国際教養学部においては令和 6（2024）年度の入学者数が大幅に増加することとなったが、指導・教育に差支えが出ないよう語学（必修科目）の授業はクラスを増やし、1 クラスあたりの受講人数は例年と同じに調整している。また、これまで 1 年生全体で実施していた一部の必修科目の授業は 3 クラスに分けるなどの対応によって教育の質が低下しないよう適切な対応を行っている。

今後もアドミッション・ポリシーに合致した、より適切な入学者選抜が実施されるよう、入学試験の様態についても検討を重ねて行く予定である。たとえば、受験者にとってより分かりやすい入試区分となるよう、令和 7（2025）年度入試より「一般選抜」では「一般型」と「特待型」を一本化することが入試委員会において決定している。

また、大学の魅力を高めながら適正な定員充足率を達成できるよう、以下の施策が決定している。

- 1) 神戸親和大学との提携により、教育学部において取得可能な教員免許状の種類を拡大する。
- 2) 国家資格「公認心理師」の取得等を目的として大学院への進学を目指す学生の学修や進路対策に益するよう、特待制度として「心理学エキスパートプログラム」を新設する。
- 3) 強化クラブとしてバスケットボール部および合唱部、準強化クラブとして野球部を新規に認定し、これらのクラブ活動に係る特待制度を充実させる。
- 4) 外国籍の教員志望者のニーズに対応するため、教育学部教育学科では、初等教育専攻および中等教育専攻（英語）への留学生の受験を推進する。

加えて、これまでも実施してきた以下の施策を継続する。

- 1) アドミッションセンターの職員を中心として、高校訪問およびガイダンスへの参加を積極的に行う。特にガイダンスは教育系に重点を置き、教育学部の定員充足に努める。
- 2) オープンキャンパスへの来場者全員に対して、具体的な入試形態等について詳細な説明を行う。
- 3) 全教員が担当する高等学校への出前授業のタイトル一覧を作成し、アドミッションセンターの職員が近隣高校へ配布して広報活動を行う。

■エビデンス集・資料編

【資料 2-1-1】2024 年度（令和 6 年度）学生募集要項

【資料 2-1-2】2024 年度（令和 6 年度）外国人留学生入試 学生募集要項

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では教務委員会、教養教育担当委員会、英語教育担当委員会にて、学部を超え学生に対し学修支援を行う体制が整っている。【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】

1) 各委員会主導の学修支援

教務委員会は、教育学部・国際教養学部のそれぞれに所属する教員が委員となり、当該委員会で学修支援に対する立案・議論等を行っている。それを運営会議や学部長会議にて報告し学長の意見を聞き、さらに教授会で報告し教職員全体の意見を聞き、それを学修支援に反映させている。委員会には教務学生課所属の職員も参加し、教員と職員とが協働し支援に関する方針・計画・体制を整備し運営している。

令和 2 (2020) 年度に、新型コロナウイルス感染症対策の一環として遠隔授業を行う際に導入した教育管理・支援アプリ (Google Classroom) を、学生の学修支援を主とした目的として現在も活用している。また、令和 3 (2021) 年度からは、開智国際大学学生ポータルシステム (以下、KIWI-net) を導入し、学事暦・授業カレンダー・ガイドブック・シラバス・時間割を閲覧することができ、さらに、履修登録及び成績の確認、及び休講・補講等の学生への諸連絡等にも利用している。【資料 2-2-3】

毎年、年度初めに学部・学年別のガイダンスを教務委員会が中心となり、各学部に分かれ行っている。ガイドブックを用いてディプロマ・ポリシー、学事暦、カリキュラム、卒業要件、履修登録の方法等の説明を行い、ゼミナール・入門演習担当教員、及びピアサポーターによる履修に関する指導も行っている。なお、会場の整備、資料配布等は教務学生課職員が行っている。【資料 2-2-4】【資料 2-2-5】

初年次教育の一環として、AO型入試及び推薦型入試等の年内入試にて合格した生徒を対象に、教養教育担当委員会にて入学前学修支援を行っている。入学後は、レポートの書き方、情報収集と編集のリテラシー等の指導を行う体制を取っている。【資料 2-2-6】【資料 2-2-7】

本学は、英語教育に力を入れている。英語教育担当委員会が中心となり学修支援を行っている。同委員会では、1・2 年生に対してクラス分けテスト (プレイスメント・テスト) を実施し効果的な英語教育が行われるよう運営している。また、英語を身近に感じるために、イングリッシュ・ラウンジ、スピーチコンテストの開催、年 2 回の TOEIC-IP テストの実施、及び e-learning システムを活用した英語の学修支援に努めている。【資料 2-2-8】

【資料 2-2-9】【資料 2-2-10】

2) 学部別の学修支援

教育学部では、教員採用試験合格に向けた学修支援を行っている。1・2 年生に対しては、

ゼミナールⅠ・Ⅱにて教員採用試験の前提となる基礎学力の向上を図るため、日本語検定及びTOEIC（英検）の受験に向け学習に取り組むよう指導している。3年生に対しては、主に教員採用試験に向けて実力テストを行い、その結果により学習カリキュラムを作成し自己学習を進めるとともに、外部講師によるオンライン及び本学の教員による対面講座を実施している。4年生に対しては4月から7月上旬は教員採用試験一次試験対策講座、7月下旬から8月中旬は、一次試験合格者を対象に二次試験対策講座を本学の教員が行っている。なお、教職センターにラーニングcommonsを設け自己学習を行う事ができる環境を整えている。【資料 2-2-11】

国際教養学部では、留学生に対する学修支援を主として行っている。

昨今のコロナ禍が収束の兆しを見せて以来、留学生の入学者が増加する傾向にある。現在、1・2年生に対しては入門演習Ⅰ・Ⅱを担当する教員が受け持ち、3・4年生に対してはゼミナールⅠ・Ⅱ、Ⅲ・Ⅳを担当する教員が留学生の学修支援を行い、留学生の学修支援を行う体制を整えている。【資料 2-2-12】

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

1) SAの活用及びピア・サポートの活用

学生相互の成長及び大学教育の充実を図るため、本学では、SA (Student Assistant) 制度を導入している。SAは、当該授業科目を優秀な成績で合格し、授業担当教員が必要と認めた場合に教育の補助業務を行う学生のことである。なお、定員増により本学へ入学する学生（留学生を含む）が増加している。よって新入生を対象とした学修支援を行うピア・サポート制度を新設し、授業内容の理解、(留学生に対しては)日本語の理解、レポートや課題に関するサポートを行う体制を整えた。【資料 2-2-13】 【資料 2-2-14】 【資料 2-2-15】

2) サポート制度

各教員は、一週間に一コマ(90分)以上の「サポートアワー」を設け、学生からの質問(学問・生活・その他)に対応している。サポートアワーはKIWI-net及び学内掲示板に掲示し学生が利用しやすいように工夫している。なお、サポートアワー以外の昼休み等でも学生からの質問及び相談に随時対応している。令和5(2023)年度の利用状況(のべ人数)は、サポートアワーを利用した学生が570名、サポートアワー以外の昼休みに利用した学生が381名、その他の時間に利用した学生が543名、計1494名であった。【資料 2-2-16】 【資料 2-2-17】 【資料 2-2-18】

3) 合理的配慮を必要とする学生への配慮

障害のある学生に対して「障害者差別解消法(2016年4月施行)」等の関連法規を厳守し合理的配慮を行っている。合理的な配慮とは、カリキュラム、授業内容、評価基準等の本質を変えずに、障害のある学生等が、障害のない学生と同様に教育を受けるための必要かつ適切な変更および調整であり、均衡を失した又は過度な負担を課さないもののことである。個々の事例に即し、各授業担当教員が対応している。

歩行が困難な学生には、大学のオープンキャンパスにてスロープや階段などを実際に使用し、歩行に問題がないかどうか意見を求めている。精神的な理由で配慮を希望する学生に対しては、各教員に合理的配慮を求める書面により通知し対応する態勢を整えている。

【資料 2-2-19】

4) 中途退学、休学、留年などへの対応策

①ゼミナール担当教員制度

本学は、全ての学生に対し学修支援及び生活指導を目的とした教員を当てている。教育学部では、1・2年次はゼミナールⅠ・Ⅱを担当する教員が受け持ち、3・4年次からはゼミナールⅢ・Ⅳを担当する教員が受け持つ。国際教養学部では、1・2年次は入門演習Ⅰ・Ⅱを担当する教員が受け持ち、3・4年次はゼミナールⅠ・Ⅱ、Ⅲ・Ⅳを担当する教員が受け持っている。教員1名に対し、10名程度の学生を担当している。【資料 2-2-20】

②履修・学修指導

ゼミナール・入門演習担当教員は、履修方法、学修支援、学生生活全般に関する相談に応じ、必要に応じ個々の学生と面談を行っている。前期のガイダンスウィーク及び後期履修登録期間中の履修指導をゼミナール・入門演習担当教員及び教務学生課職員と協働で支援している。【資料 2-2-20】

③センサー科目出席調査及び取得単位数不足学生との個別面談

前期・後期それぞれの初めの4週間にて、必修科目を中心とした「センサー科目」を定め、出席状況の調査を行い、3回以上欠席した学生を科目担当者が教務学生課に報告し、ゼミナール・入門演習担当教員が当該学生と面談・指導を行っている。令和5(2023)年度後期は、教育学部は38名、国際教養学部は51名が面談対象となった。【資料 2-2-21】

本学では、各年次終了時の取得単位数不足(1年終了時30単位以下、2年終了時62単位以下、3年終了時94単位以下)の学生に対し、個別面談を行っている。単位数不足学生の割り出しは教務学生課で行い、その確認を教務委員会で行っている。該当する学生は、ゼミナール・入門演習担当教員との個別面談を通して単位修得のための学修計画を立てている。令和6(2024)年度は、教育学部は25名、国際教養学部は63名が面談対象となった。

【資料 2-2-22】【資料 2-2-23】

これらの面談の結果は、ゼミナール・入門演習担当教員がKIWI-net及びGoogleフォームを用いて教務学生課に報告している。その報告内容は、教務学生課にて集約され、教務委員会にて学生の欠席及び取得単位数不足となる原因について審議し、学部長会議にて報告し、退学防止に努めている。【資料 2-2-24】

なお、面談報告は5月に開催される父母相談会での面談資料として活用し、大学と家庭にて学生を支援する体制をとっている。【資料 2-2-25】

④退学・休学希望者との面談

退学、休学を希望する学生に対し、ゼミナール・入門演習担当教員が面談を行い、必要に応じて家庭と連携を図り、その原因や所見についてKIWI-netを用いて報告している。それを基に、毎月開催される学部長会議・教授会にて退学者・休学希望者を報告している。なお、新年度に前年度の退学・休学希望者との面談の報告書に書かれた理由等を教務委員会にて分析し、退学・休学防止に努めている。【資料 2-2-26】【資料 2-2-27】

⑤学部での取り組み

教育学部・国際教養学部の両学部ともに、学部会議にて学生の情報交換を行い、出席不良者、就学態度など学生に関する情報交換を行い、学生に対する対応を協議し、ゼミナール担当教員を中心に学生に対して支援を行っている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

①SA 制度の活用とピア・サポート制度の導入

本学は SA 制度を設けている。令和 5（2023）年度より実施された定員増により学生の入学者数が増加している。よって教員の教育活動を支援するために、SA 制度の効果的活用を、教務委員会が主体となり、教員に周知している。

また、留学生の日本語を含む学修支援を国際教養学部の入門演習 I・II 及びゼミナール I～IV を担当する教員が行っているが、より充実した支援を行うためにピア・サポート制度の導入を令和 5（2023）年度に検討し、令和 6（2024）年度から実施している。

②中途退学、休学留年について

前期・後期それぞれにて行うセンサー科目の集計結果、及び退学理由についての報告を、教務委員会において審議し、授業を欠席する原因について分析し、その結果を学部長会議で報告している。

令和 5（2023）年度においては、退学の理由は、進路変更（就職）が 22%（7 名）、進路変更（他大学・専門学校への進学）が 16%（5 名）と全体の 38% であった。また後期センサー科目面談報告によると、アルバイトが起因となり学修に支障を生じさせている学生が 11%（10 名）、朝起きられない（生活の乱れ）という学生が 7%（7 名）見られた。令和 6（2024）年度から新たに導入したピア・サポート制度も活用し、教職員一体となり、学修支援を進め、退学防止に努めている。

その他、令和 5（2023）年度においては、心身の問題による退学者が 9%（3 名）見られ、後期センサー科目面談報告でも、心身の不調によるものが 20%（18 名）と最多であることが認められている。各学部内にて学生の情報交換を密に行うことにより、退学者数の減少にさらに努めている。

■エビデンス集・資料編

【資料 2-2-1】開智国際大学教務委員会規程

【資料 2-2-2】令和 6 年（2024）年度大学委員会（センター）組織

【資料 2-2-3】KIWI-net 文書ライブラリ

【資料 2-2-4】ガイダンスウィーク日程

【資料 2-2-5】ガイドブック 2024 (Faculty of Education)・ガイドブック 2024 (Faculty of International Liberal Arts)

【資料 2-2-6】入学前課題

【資料 2-2-7】大学生のレポート作成 はじめの一步

【資料 2-2-8】English Lounge Poster

【資料 2-2-9】スピーチコンテスト案内

【資料 2-2-10】TOEIC-IP テスト案内

【資料 2-2-11】令和 6（2024）年度教職センター活動計画

【資料 2-2-12】留学生 JLPT 受験対策講座

【資料 2-2-13】開智国際大学スチューデント・アシスタント規程

【資料 2-2-14】開智国際大学ピア・サポート制度取扱内規

【資料 2-2-15】スチューデント・アシスタント及びピア・サポートの活用実態

- 【資料 2-2-16】 サポート制度について
- 【資料 2-2-17】 サポートアワー（一覧表）令和 6（2024）年度前期
- 【資料 2-2-18】 サポートアワー調査集計令和 5（2023）年度前・後期
- 【資料 2-2-19】 障害のある学生等の合理的配慮について
- 【資料 2-2-20】 令和 6（2024）年度前期学生名簿
- 【資料 2-2-21】 センサー科目欠席者数令和 5（2023）年度後期
- 【資料 2-2-22】 取得単位数の少ない学生への面談について令和 6（2024）年度前期
- 【資料 2-2-23】 取得単位数不足・面談対象者数令和 6（2024）年度
- 【資料 2-2-24】 センサー科目面談報告集計令和 5（2023）年度後期
- 【資料 2-2-25】 父母相談会のご案内令和 6（2024）年度
- 【資料 2-2-26】 学籍異動に関する資料令和 5（2023）年度
- 【資料 2-2-27】 学籍異動の理由一覧令和 5（2023）年度

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

キャリア支援に関する組織については、まずは事務局組織としての、キャリアセンターがある。令和 5（2023）年度より竣工した新校舎内にキャリアセンター室を設け、キャリア担当事務職員が常駐している。学生は自由に入出入りすることが可能であり、キャリアに関する相談やアドバイスを受けることができる。また、センター内には就職関連の書籍や資格検定関連の書籍、求人ファイルなどが整備されており、こうした資料を閲覧することも自由である。教職員の組織として、キャリアセンター会議が設置されている。これは国際教養学部および教育学部の合計 5 名の教員とキャリア担当の事務職員 2 名から構成され、教育課程の内外合わせた対応として、毎月開催されるものである。キャリア教育カリキュラムの検証・見直し、各学年ゼミナールを通しての学生指導体制の推進及びキャリアセンター主催のキャリア支援活動のサポートなど、就職に関する諸課題の解決に向けた対応策を検討し、全学的なキャリア支援策の管理を実施している。さらに、上部組織としてキャリア拡大会議が設置され、本会議は学長、学長補佐、事務局長、アドミッションセンター長、教職センター長、キャリアセンター長、理事長付、教務学生課長、事務職員 2 名から構成され、学生の 4 年間を通じた包括的なキャリア支援体制を支えている。このような全学的なキャリア支援体制を基盤として、各学部に固有な学生の社会的・職業的自立に関するサポート体制を整備している。【資料 2-3-1】 【資料 2-3-2】

<教育課程内における体制>

1) 国際教養学部

キャリア教育として設置している科目は、学生及び社会人として必要な能力の向上を目指すものであり、以下の科目と内容で構成される。

①「キャリアデザインⅠ」・「キャリアデザインⅡ」

これからの長い自己のキャリアと仕事を考えていくにあたり、スタート地点となるべき授業である。世の中にどのような仕事があり、先人がどのようにして道を切り開いてきたのかを考える。また、キャリアを構築する際の礎は人間関係づくりであることを学ぶ。「キャリアデザインⅢ」「キャリアデザインⅣ」の基礎となる科目である。【資料 2-3-3】【資料 2-3-4】

②「キャリアデザインⅢ」・「キャリアデザインⅣ」

就職活動を行う学生を基礎から実践までサポートする授業。一般企業や公務員などに提出する応募書類や面接等の選考対策を実践するワークも含まれる。具体的には、自己分析シート等の作成を通じて自己分析を行い、様々な業種・業界や職種を知ること、職業選択や就職活動・インターンシップ選考に必要な知識や実践的スキルを身につける。応募書類の基礎知識を習得しエントリーシートを作成したり、面接の基礎知識を習得し模擬面接やグループディスカッションの実践を行ったりするなど、キャリア実現に向けた活動に自信を持てるようにする。【資料 2-3-5】【資料 2-3-6】

③「インターンシップ」

企業や官公庁での就業体験を通じて、社会の実情を知り、働くことに対する関心を高め、また勉学の意味を問い直して学習意欲の向上に結びつける。自らの適性や適職を知る機会として、職業観を広げ、働くことの意味を理解し、自分の能力や資質がどんな仕事に向いているかを学ぶ。実習にあたって必要な知識やマナーを身に付けるとともに、実習先の選定過程において業界・企業研究を行うことで、就業体験をより有意義なものとする。

【資料 2-3-7】

2) 教育学部

① 教職センターについて

教職センターは、平成 29 (2017) 年度教育学部教育学科創設に伴い、教員を目指す学生の総合サポートセンターとして設置された。教育学部教育学科等との密接な協力のもと、大学の教職課程及び教員養成に関する業務を充実させ、円滑な運営に資することを目的としている。【資料 2-3-8】

初等・中等教員の使命は、子どもたちが、生涯にわたって自分の能力と可能性を最大限に高め、さまざまな人たちと協調・協働しながら、自己実現と社会貢献を図ることができるように、子どもたちが、自ら課題を発見し、それを解決できるよう導くことである。このように、子どもたちの思考力・判断力・表現力を育むために、課題探究型の学習、協働的な学びなどがデザインできる、実践的指導力を有する教員こそ今求められている人材である。しかし、実践的指導力は、教員志望の学生が、将来教育現場でキャリアを重ねるに伴って自然と身につけられるほど容易なものではない。将来教職に就いたとき、教科指導、生徒指導の職務を、著しい支障が生じることなく実践できる資質能力を、大学の 4 年間で身に付けておく必要がある。

本学は、教師に必要な 5 つの能力・資質・スキル (①「国際的視野、教養・知性」②「コミュニケーション能力」③「カウンセリング・マインド」④「専門的知識」⑤「実践的指導力」) を備えた「21 世紀に求められる教師」を、大学の授業と併設学校および地元の公

立小学校、中学校、高等学校の教育現場での実践（インターンシップ）を通し育成している。「教職センター」では、これらの資質能力を身につけるため、学生に対して個別の相談や指導を行う。また、教員になるための関門「教員採用試験」に合格するために、1年次より「教員採用試験対策講座」を開設し、教師への夢に挑戦する学生を全力でサポートする。【資料 2-3-9】

② 教職センターの運営体制

センター長 1 名、副センター長 2 名（初等教育専攻・中等教育専攻）

教育学部教育学科専任教員 24 名が全員センター員であり、学部教育と教職課程の連携を密に取れる体制にある。

教職センターは以下のプロジェクトチームを編成し、事業計画を推進している。

(ア) 教育実習プロジェクト 【資料 2-3-10】

「教育実習アンケート」結果を基にした実習先斡旋依頼、各種手続き等

「教育実習の手引き」作成

「履修カルテ」の記入に関する指導

(イ) インターンシップ・ボランティア活動検討プロジェクト 【資料 2-3-11】

1 初等教育専攻：開智望小・開智小学校（総合部）

2 中等教育専攻：開智日本橋学園中学高等学校

3 中央区柏学園

4 柏市ボランティア活動

柏市放課後子ども教室（ステップアップ学習会 柏市立第五小学校）

(ウ) 養成塾関係 【資料 2-3-9】

1 東京教師養成塾 対象：大学 4 年生 申込：3 学年の 12 月

2 ちば！教職たまごプロジェクト 対象：大学 4 年生 申込：3 学年の 12 月

(エ) 基礎学力向上・教員採用試験対策プロジェクト 【資料 2-3-12】

教員採用試験対策講座の内容について検討

(オ) 民間企業・公務員（教員を除く）等を目指す就職指導プロジェクト 【資料 2-3-13】

キャリアセンターとの連携事業

(カ) 「開智国際大学教職センター研究年報」関係 【資料 2-3-14】

「教職センター研究年報 2024」の刊行にあたっての準備・投稿規程案の作成等

(キ) 介護等体験関係 【資料 2-3-15】

社会福祉施設、特別支援学校での実施に向けて

< 教育課程外における体制（国際教養学部）（教育学部） >

1) 個別指導

キャリアセンター職員による「キャリア相談」を全学年対象として随時行っている。それ以外に 3 年次は年 2 回、1、2、4 年次は年 1 回の定期個別面談を実施し、学生のキャリア支援、資格取得の確認・推進、応募書類の添削、面接練習、求人紹介を行っている。特に 3 年生向けとして 6 月には「就活スタートアップ・セミナー」と称して、就職活動の開始の時期に合わせて学生のモチベーションを高めるイベントも開催している。

【資料 2-3-16】

2) 職場見学の実施

職場見学により職業や仕事への理解を深めている。公務員として就職する学生が一定数いることから、地域の柏市役所、松戸ハローワーク等に協力いただき、「公務員 1day 職場見学」を実施している。【資料 2-3-17】

3) 資格取得支援

資格取得に関しては、学生たちの受験に向けて情報提供と動機付けを行うため、毎年の年度初めに保有資格名ならびに希望資格の具体名をアンケート調査している。その結果をもとに、キャリアセンターで資格取得をサポートするための企画や支援策を実施している。

4) 大学院・専門学校への進学

本学には大学院が設置されていないため、大学院への進学希望者は所属するゼミナールの担当教員が個別に指導している。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

<国際教養学部>

学生の多様化に伴い、学生一人ひとりのニーズにあったキャリア支援が求められるようになってきた。現カリキュラムにおけるキャリア教育科目の再構築が必要になった場合には迅速にこれを決定し、実施する予定である。キャリアセンター会議やキャリア拡大会議を通じて、全学的なカリキュラムとの整合性をとりながら、時代の変化と学生の要求に応じたキャリア支援を行っていく。具体的には、キャリアセンター会議とキャリアセンターが中心となって、とりわけ地域企業、地場産業との連携を深化させ、地域に根差した高等教育機関として地域連携協定を締結していく。また、大学外の就職サポート機関との連携をより一層強化することで、新しい求人先を開拓していく体制を整えていく。そのために、商工会議所や地元企業との接点を日頃から増やし、さらなるインターン先企業を発掘していく。また、これまでも重要視してきた、卒業後の進路やキャリアに対する意識向上策として、1 年次から社会や企業との接点を拡大していく。具体的には、授業や課外活動を通じて、柏市を中心とした地域の企業と交流を活性化し、産学コラボレーションを開始することを計画している。その他、学生のニーズや状況把握に関して、SNS やデータベースの活用など、電子化を図ってきたが、今後はさらに面談記録等を含めた個人別のポートフォリオ作成を目指して、キャリア支援のための情報活用を増やしていく。学生の特性にそれぞれ合った就職先を開拓し、一層個人々人への対応力を高めていく。また、キャリアセンターは公務員の受験対策セミナー等の開催、充実により、学生の支援も行う。

<教育学部>

教員採用試験に関する 4 年間を通じた支援については、教員採用試験の早期実施に対応できるよう、1・2 年生対象に学生の基礎学力向上に取り組み、3 年生対象に教員採用試験対策講座を業者に委託して実施している。教職センターは、業者と大学教員との連携協力を円滑、かつ効果的に図りながら、教員採用試験を受験する学生をしっかりと支援する。

教育実習については、学生数の増加に伴い、教職センターが、柏市以外の教育委員会（松戸市・流山市・我孫子市等）に働きかけ、教育実習校の拡大を進める。併せて、インター

ンシップ・ボランティア活動実施の拡大につなげていく。インターンシップやボランティア活動は、教職を目指す学生にとって、大学での学びと実践を結びつける上で極めて重要な取組であるため、教職センターが中心となり、さらにそれらの受け入れ先数を増やしていくことを予定している。介護等体験においては、令和6(2024)年度の実習が、社会福祉施設と特別支援学校において対面実施となることが確定しているため、それらに速やかに対応できるよう、事前のガイダンス(9月予定)において、他者とのコミュニケーションに関するワーク等の演習を教職センターが実施する。キャリア支援としてキャリアセンターとの連携をより円滑にするために、学生の「進路調査」を半期の試験終了ごとに実施し、教職以外の進路を希望している学生の早期把握に努める。

■エビデンス集・資料編

【資料 2-3-1】 キャリアセンター規程

【資料 2-3-2】 教育研究上の基本組織

【資料 2-3-3】 キャリアデザインⅠ (シラバス)

【資料 2-3-4】 キャリアデザインⅡ (シラバス)

【資料 2-3-5】 キャリアデザインⅢ (シラバス)

【資料 2-3-6】 キャリアデザインⅣ (シラバス)

【資料 2-3-7】 インターンシップ (シラバス)

【資料 2-3-8】 教職課程の運営に関する組織及び取組 (教職センター)

【資料 2-3-9】 教員採用試験対策プロジェクト

【資料 2-3-10】 教育実習プロジェクト

【資料 2-3-11】 インターンシップ・ボランティア活動検討プロジェクト

【資料 2-3-12】 基礎学力向上・教員採用試験対策プロジェクト

【資料 2-3-13】 民間企業・公務員等を目指す就職指導プロジェクト

【資料 2-3-14】 「開智国際大学教職センター研究年報」関係プロジェクト

【資料 2-3-15】 介護等体験関係プロジェクト

【資料 2-3-16】 キャリア相談 (ガイドブック VIII. 2. キャリア相談)

【資料 2-3-17】 公務員 1 day 職場見学

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

本学では、学生サービスおよび厚生補導のために、学生委員会、教務学生課、学生相談室、保健室、留学生センター、キャリアセンター、教職センターを設置している。学生委員会は、各学部の複数教員および職員で構成され、会議は毎月開催し学生生活に関する全般事項を審議している。留学生に関わる事項は、各学部の教員からなる留学生センター員と教務学生課留学生担当が所管となっており、留学生相談、生活支援、日本語支援等を行

っている。教務学生課は、窓口一元化による利便性を高めながら、各種学生サービスを行っており、学生の満足度は高い。【資料 2-4-1】【資料 2-4-2】【資料 2-4-3】

学生の心身に関する健康相談は、保健室と学生相談室が連携し心的支援、生活相談を行っている。保健室は、養護教諭の資格を持つ教務学生課専任職員 1 名が常駐し、日常の健康管理全般、定期健康診断(大学負担で全員受診)、学生教育研究災害傷害保険(全員加入)の管理全般を担っている。また、学生相談室は、本学教員 3 名と非常勤職員 4 名の臨床心理士及び公認心理師で構成している。【資料 2-4-4】【資料 2-4-5】【資料 2-4-6】【資料 2-4-7】

留学生の生活面における支援に関しては、入学時の留学生ガイダンスにおいて、大学における留学生の学生生活全般、特にアルバイトや社会的なルール、マナーなどに関する説明会を行っている。また、経済的支援については、入学直前まで通っていた日本語学校等の出席率が原則 90%以上、及び経済状況が「A. 授業料を除く、年間仕送り額が月平均 9 万円以下」ないし「B. 在日している扶養者の年収が 500 万円未満」のどちらかを満たす場合は、開智国際大学私費外国人留学生奨学金として授業料の一部を免除している。それでも経済的に困難を抱える留学生については、(日本人学生同様)学費の一部延納を許可し学生生活を継続できるよう配慮している。学修支援に関しては、欠席が多い、取得単位数が少ない学生に対しては入門演習ないしゼミナールの担当教員が面談を行い、助言や指導をしている。不登校の留学生には、担当教員と教務学生課で連携し、電話やメール、居宅訪問、面談等でコンタクトをとり指導を行っている。【資料 2-4-8】【資料 2-4-11】

学生の課外活動は、学生の自治組織「学生会」を中心に行っている。学生会の下には、クラブ・同好会の学生団体により組織される「クラブ代表委員会」、全学生の中から募集により結成される大学祭の実行委員会である「柏学祭実行委員会」等が設置されている。また、学生会への支援は、学生の自主的な活動を重んじながら、学生委員会と教務学生課が連携して支援体制を整え、学生会及び柏学祭実行委員会と合同会議を開催している。【資料 2-4-9】

奨学金など、学生に対する経済的な支援は、学生委員会と総務会計課が連携して対応している。学生に対する経済的支援としては、本学独自の制度を設けて支援している他、日本学生支援機構の一般奨学金や私費外国人留学生学習奨励費(4年間合計 111 万円)、地方公共団体や民間企業の奨学金等の情報を学生に提供している。【資料 2-4-10】【資料 2-4-11】【資料 2-4-12】

表 2-4-1 本学独自の経済的支援制度

支援の名称	備 考
開智国際大学特待生	入学時に成績・人物ともに優れ、他の学生の模範となる者を特待生とし、入学金、授業料、施設設備資金の一部又は全額を給付
開智国際大学奨学生	在籍時に学業、文化芸術の分野において特に優れ、学生の模範となる者、経済的な理由により学業の継続が困難な者を奨学生とし、授業料、施設設備資金の一部又は全額を給付
開智国際大学私費外国人留学生奨学金	本学に入学を希望する、又は在学する私費外国人留学生で、経済的な理由により入学、学業の継続が困難な者に対し、入学金、授業料の一部を給付

コロナ禍では、近隣団体の支援を受け、学内フードバンクを計4回（令和3（2021）年4月・6月・7月・9月）実施した。また、夏期休業期間中の不安や悩み事を解消するため、学生向け相談窓口を開設し緊急支援システムを導入した。更には、ホームページ内に、「困窮している学生への支援について」を立ち上げ、外部奨学金や食料支援の情報を案内した。

（3）2-4の改善・向上方策（将来計画）

学生委員会は、学生の要望に応え、令和5（2023）年度の年末学生アンケート（12月）の結果を全学生に公開し、その中で要望の多かった4号館への飲料水自販機を2月に導入にした。今後も学生委員会が中心となり、年末に学生アンケートや提案箱（各館1階に設置）、「いつでも授業アンケート」（随時受付）を利用しながら、学生会とも連携して改善向上方策を引き続き検討していく。

留学生センター及び国際交流センターは、国際教養学部のゼミナール担当教員と情報を共有しながら、外国人留学生や交換留学生からの修学上・生活上の相談を広く受けており、有益な情報や指導を提供することで、留学生へのより良い学修環境・生活環境の整備をサポートしている。また、地域連携センターが窓口となり、地域社会と連携して、留学生の地域活動を支援することで、地域の国際化に貢献していくことが計画されている。具体的には、以下の取り組みを検討・実施する。

- ① 留学生センター委員のサポートアワー設定、ポスター掲示、周知
- ② 留学生の在籍管理、退学・除籍防止
- ③ アルバイト時間ルールの周知、徹底
- ④ 登校確認の徹底
- ⑤ 不登校学生への電話掛け
- ⑥ ゼミナール担当教員への不登校学生の状況確認、確認依頼
- ⑦ 不登校学生の居宅訪問
- ⑧ 留学生・日本人交流イベントの実施
- ⑨ 留学生の地域国際交流イベントへの参加促進

このうち⑧については、国際教養学部内にて検討中で、特に留学生センター及び学生会組織である留学生会を中心に、国際教養学部としての取り組みが必要との認識で、令和5（2023）年度から学部内で意見交換をしている。他は令和6（2024）年度も継続していく。⑨については、令和5（2023）年度柏市の医療創生大学国際看護学部との共催で学生主体のシンポジウムが実際に行われており、今後も国際教養学部が中心となり、継続していく。【資料2-4-12】 【資料2-4-13】 【資料2-4-14】 【資料2-4-15】

■ エビデンス集・資料編

- 【資料2-4-1】 令和6（2024）年度大学委員会（センター）組織
- 【資料2-4-2】 令和5（2023）年度委員会日程
- 【資料2-4-3】 令和5（2023）年度学生アンケート集計結果報告
- 【資料2-4-4】 令和5（2023）年度保健室利用状況報告書
- 【資料2-4-5】 令和5（2023）年度学生相談室利用状況報告書

- 【資料 2-4-6】 学生相談室リーフレット令和 6（2024）年度版
- 【資料 2-4-7】 令和 6（2024）年度学生相談室のご案内
- 【資料 2-4-8】 令和 6（2024）年度留学生の手引き
- 【資料 2-4-9】 学生のクラブ・同好会活動令和 5（2023）年度 3 月現在
- 【資料 2-4-10】 令和 5(2023)年度奨学金給付・貸与状況
- 【資料 2-4-11】 本学独自の経済的支援制度
- 【資料 2-4-12】 令和 5（2023）年度日本学生支援機構奨学金給付・貸与状況
- 【資料 2-4-13】 留学生の交流促進サポート
- 【資料 2-4-14】 第 3 回国際交流シンポジウムスケジュール
- 【資料 2-4-15】 第 3 回国際交流シンポジウムポスター

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

校地、校舎等の学修環境の整備に関しては、大学設置基準等を充足しており、教育目的を達成するために適切に運営されている。

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

1) 校地

本学は、JR 常磐線・東武アーバンパークライン柏駅から約 2 キロの徒歩圏内に位置している。校地の面積は、23,048 m²であり、令和 8（2026）年度定員増完成年度の収容定員 880 人（教育学部 520 人、国際教養学部 360 人）の大学として、大学設置基準を十分に満たしている（大学設置基準上必要な校地面積 880 人×10 m²=8,800 m²）。

また、屋外の運動施設としては、体育館に隣接して体育実技の授業等に使用している運動場（1,610 m²）が整備されている。

2) 校舎

本学の校舎は、すべて 2 階建てで、1 号館、2 号館、3 号館（図書館棟）、4 号館からなり、全体の校舎面積は大学設置基準第 36 条第 5 項（体育館）の面積を除いて 9,818 m²となっている。

1 号館には管理棟と教室棟があり、管理棟には学長室、教員研究室(14 室)、会議室、大学事務局等がある。教室棟には、大教室(マルチメディアルーム)・一般教室(8 室)、アクティブ・ラーニング対応教室(3 室)、コンピュータ教室(2 室)等の他、教員研究室(20 室)、学生ホール、学生食堂等が設置されている。学生食堂は、食事時間帯以外も学生に開放しており、屋内における学生の休憩、交流の場としても活用されている。

2 号館は、主に教室棟としてアクティブ・ラーニング対応教室、中教室、一般教室(3 室)、

図工室、理科実験室、家庭科室、非常勤講師室、保健室等が設置されている。

3号館（図書館棟）は1階が図書館となっており、2階には、こもれびホール、会議室、教員研究室(11室)が設置されている。

4号館は、定員増申請を行った際に建築を行い、令和5（2023）年2月に完成している。1階は学生ラウンジ、音楽室、教職センター、キャリアセンター等を設置し、学生ラウンジは学生交流の場として活用されている。また学生が教職及び就職相談がしやすいように教職センター、キャリアセンターをラウンジに隣接させている。2階には大教室、中教室、一般教室(3室)、ホワイエ等を設置している。

すべての教室についてプロジェクターを備え、Wi-Fi ネットワークも全館使用できるように整備している。

教員研究室は一人一室を前提に大学全体で45室あるため、教育学部教員24名分、国際教養学部教員18名分を満たしている。【資料2-5-1】

また、本学の校舎は日本私立学校振興・共済事業団の「私立学校校舎実態調査」に基づき、すべて昭和56（1981）年以降に建築されているため、耐震化率は100%となっている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1) 実習施設

教育学部教育学科の初等教育課程のための図工室、家庭科室、理科室、音楽室を2号館に備えている。いずれも法令に基づく基準を満たしている。【資料2-5-1】

2) 図書館

図書館はサービススペースと事務管理スペース、地下には閉架書庫がある。学習図書閲覧室には閲覧席が156席ある。また、DVDやビデオなどの視聴覚資料を視聴するためのAVブースが3席ある。蔵書検索（OPAC）は館内に4台設置し、図書館で登録した書誌情報は全てデータベース化しており、「開智国際大学図書館蔵書目録（OPAC）」として、インターネット上でも広く公開している。他にはオンラインデータベースの専用端末が2台あり、「ヨミダス歴史館」「朝日新聞クロスサーチ」「国立国会図書館デジタルコレクション」を検索可能である。大学全体の蔵書冊数は現在115,126冊（うち洋書14,388冊）、視聴覚資料2,765点、雑誌606種（うち購読中は42種）などである。より一層の蔵書の充実を目指し、毎年各学部に対して必要な資料の調査を行い、その推薦に基づいて書籍等の新規購入や、購読雑誌・データベース等の見直しを行っている。

開館時間は、授業期間中は平日9時～20時、授業期間外は平日9時～17時まで開館しており、学生が十分に利用できる環境となっている。

図書館のスタッフは、専任職員1名および非常勤職員4名で、5名とも司書資格を有している。非常勤職員は、原則9:00-15:45、14:30-20:15の交代勤務制（17時閉館の場合は9:00-17:15の間で原則2名が時差勤務）である。

毎年4月～6月にかけて、全新入生を対象に図書館ガイダンスを実施し、図書館の使い方や資料検索の方法を指導している。また、教員からの希望に応じて、通年で「英語多読」「データベース検索」「卒論執筆へ向けた資料の検索方法」などのテーマでガイダンスを実施している。その他、図書館主催のイベントとして柏学祭（大学祭）で「ビブリオバトル」を開催。本学ビブリオバトルの優勝者が、柏市立図書館主催の中学生ビブリオバトルの審

査員を務めたこともあるなど、地域連携にも一役買っている。

他大学図書館との連携については、東葛エリアにある7つの大学（江戸川大学、川村学園女子大学、二松学舎大学、中央学院大学、東洋学園大学、麗澤大学、開智国際大学）で図書館コンソーシアムを締結し、図書館の相互利用や資料の貸借において連携し、利便性の向上につとめている。

地域開放も積極的に進めており、柏市の住民はもちろん、市外からの利用者也受け入れている。利用登録をすれば、閲覧だけでなく貸出も可能で、本学の公開講座受講者は登録料無料（通常500円）で利用可能となっている。【資料2-5-2】

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリー化について、すべての建物についてスロープ及び階段手摺を設置している。3号館（図書館棟）にエレベーター及び障害者用トイレを設置している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

履修登録を前期と後期に実施し、クラス分けや講義室の調整が行われている。必修科目である英語科目や日本語科目（留学生向け）は、入学時と1年次にプレースメント・テストを実施し、習熟度別クラスを設置している。

国際教養学部の専門必修科目の一部は、オムニバス形式の授業として複数のクラスが設けられている。また、Grade Point Average（以下、GPA）を選抜基準とした人数制限を行っている。

パソコン教室など、教室のキャパシティを超える履修者が出ないように、履修に際しては抽選によって、履修者数の管理を行っている。

教育学部の専門科目では専攻ごとのクラス指定科目を設けており、探究型授業が円滑にできるように配慮している。

また、国際教養学部では、一部の科目が留学生専用として設けられている。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

校地、校舎、実習施設は、法令に基づいて設置されている。学修環境の運営・管理も適切であり、情報社会の進展に対応する整備を引き続き行っていく。

■ エビデンス集・資料編

【資料2-5-1】 教室配置図

【資料2-5-2】 図書館の利用実績（過去5年）

【資料2-5-3】 教室一覧

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

FD・SD 推進センター主導で行っている 2 種類の「授業アンケート」により、授業に関する学生の意見や要望を汲み上げている。1 つは授業期間最後に実施するもので、各授業の集計結果は、教員にフィードバックされ、教員は改善点等について報告書を FD・SD 推進センターに提出し、授業改善に役立てている。【資料 2-6-1】もう 1 つは、随時授業に対する提言等ができる WEB アンケートで、提言等に対して履修学生への回答を促している。【資料 2-6-2】

本学では、学生からの授業科目等に関する質問や相談に応じるため、授業以外の時間帯で専任教員は、週 1 コマ（90 分）以上の「サポートアワー」を設けている。【資料 2-6-3】なお、サポートアワー以外の昼休み等でも学生からの質問及び相談に随時対応しており、学修支援体制の改善につながっている。【資料 2-6-4】【資料 2-6-5】

その他、教務委員会主導で行っている前期・後期それぞれの初めの 4 週間での一部の必修科目（「センサー科目」と称す）の出席状況調査や各年次終了時の取得単位数の状況を基にそれぞれ出席不良、成績不振の学生対象にゼミナール・入門演習担当教員との個別面談を行っている。担当教員は、学生から事情聴取し、今後の学修計画等の助言、サポートを行っている。また、担当教員からの面談報告を基に教務委員会で学生の学修状況を把握、分析し、学部長会議で問題点等を共有し、その改善・解決に向けて活用している。【資料 2-6-6】【資料 2-6-7】

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

全学年の在在学生を対象として、毎年度 12 月に学生委員会による「学生アンケート」調査を実施し、大学生活に関する質問に対する学生の満足度を把握している。

調査結果は、教授会において報告し教職員間で共有しており、大学生活の改善を図るための資料として活用されている。【資料 2-6-8】

学生の心身の健康と学生生活の質の向上のために、健康相談窓口となる保健室や心的支援を行うための学生相談室を設置し、様々な相談に適切に応じている。【資料 2-6-9】【資料 2-6-10】

学生相談室では、全学生を対象に、年 2 回（4 月と 9 月）に「心身健康アンケート」を実施し、結果をスクリーニング資料として、学生生活に不安があると考えられる学生については、保健室で状況を聴取した上で、適宜、学生相談室につなげるよう努めている。【資料 2-6-11】【資料 2-6-12】

学生に対する経済的な支援として、本学独自の制度による支援の他、日本学生支援機構の奨学金や私費外国人留学生学習奨励費、地方公共団体や民間団体の奨学金等の情報を提供し、学生委員会、総務会計課及び教務学生課が連携して対応している。なお、奨学金担当窓口より最新の情報を、KIWI-net を通じて案内し、常に学生からの相談を受け付ける体

制を整えており、学生の個々の事情に合わせて対応している。【資料 2-6-13】【資料 2-6-14】【資料 2-6-15】

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②に記述した「学生アンケート」では、大学の施設・制度の利用の満足度も調査しており、不満度が高い施設について、その不満となっている原因に対して改善策を検討し、学生へフィードバックしている。【資料 2-6-8】

また、本学では、新入生を対象に学長主催の「学長と語ランチ」を実施している。ゼミナールごとに分かれ、ランチを共にしながら、大学生活への質問や意見交換を行い、可能な範囲で学生の要望に対応している。【資料 2-6-16】【資料 2-6-17】その他、大学や学生環境の改善・向上につなげることを目標として、学生が大学に対する意見や提案を投函できる「学長への提案箱」の設置、さらには WEB 上での窓口（WEB 提案箱）も設けており、提案箱に寄せられた意見等は、学長に内容を確認した上で、関係部署にて検討し、その結果を、学内掲示版又は学生個人へ直接回答している。【資料 2-6-18】

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生からの意見・要望の把握については、引き続き FD・SD 推進センター、学生委員会で行っている各アンケート調査結果の集約を実施し、要望への回答を行う。また、教務委員会主導で行っている学生との面談やその他事務局窓口での対応を通じて、積極的に学生の意見・要望を把握し、きめ細かい学生支援を行っていく。

多様な学生に対応するために、学生相談室で行っている「心身健康アンケート」により、問題を抱えている学生を早期に発見し、必要な支援を行えるよう今後も継続していく。なお、学生の意見・要望を聞き、学生支援のさらなる向上を図るためには、本学で行っている取り組みについての学生の認知度を上げる必要がある。本学の取り組みを KIWI-net を通じて定期的に周知していく。

■ エビデンス集・資料編

【資料 2-6-1】授業アンケート結果

【資料 2-6-2】授業アンケート報告書

【資料 2-6-3】サポート制度について

【資料 2-6-4】サポートアワー（一覧表）令和 6（2024）年度前期

【資料 2-6-5】サポートアワー調査集計令和 5（2023）年度前・後期

【資料 2-6-6】センサー科目に関する資料・数値表令和 5（2023）年度（後期）

【資料 2-6-7】取得単位数の少ない学生への面談について令和 6（2024）年度前期

【資料 2-6-8】令和 5（2023）年度学生アンケート集計結果報告

【資料 2-6-9】令和 5（2023）年度保健室利用状況報告書

【資料 2-6-10】令和 5（2023）年度学生相談室利用状況報告書

【資料 2-6-11】学生相談室リーフレット令和 6（2024）年度版

【資料 2-6-12】心身健康アンケート（JSQ 大学生版）

【資料 2-6-13】本学独自の経済的支援制度

【資料 2-6-14】 令和 5（2023）年度奨学金給付・貸与状況

【資料 2-6-15】 奨学金情報（KIWI-net 掲載ページ）

【資料 2-6-16】 学長と語ランチ（ポスター）

【資料 2-6-17】 学長と語ランチ（HP 掲載ページ）

【資料 2-6-18】 学長への提案箱及び WEB 提案箱について

〔基準 2 の自己評価〕

本学の教育目的に基づいたアドミッション・ポリシーを定め、それに基づく入学者選抜を適正に行い、入試委員会と各学部で検証を行っている。

入学後の学修支援については、教員と職員の協働により、教学及び学修支援の課題に取り組んでいる。サポート制度による学修支援、センサー科目出席不足・取得単位数不足の学生との面談により中途退学・除籍の防止に取り組み、その成果が出ている。

キャリア支援においては、キャリアセンター会議やキャリア拡大会議を通じて、全学的なカリキュラムとの整合性をとりながら、時代の変化と学生の要求に応じたキャリア支援を行っている。これに加えて、教育学部では、教職センターにて、教職に特化したキャリア支援を行っている。学生の社会的・職業的自立に関するサポート体制を整備することで、学生のキャリア形成を支援できており、その結果が高い就職率につながっている。

4年間の学修期間に必要な、学生への支援サービス・学修環境の設備を整備している。また、それらに対する学生からの意見や要望を、「学生アンケート」を実施し把握しているが、これ以外にも、「学長と語ランチ」「学長への提案箱」の複数の機会を設け、学生からの意見をくみ上げ反映させる体制も整えられている。

よって、基準 2「学生」の基準を満たしている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の教育理念「世界の人々や文化を理解・尊敬し、教育あるいは国際教養分野の専門性を生かし、平和で豊かな国際社会の実現に貢献できる人材を育成する」を基に、教育学部では「教育を通して社会に貢献する使命感を持ち、教育に対する深い理解と専門的な知識並びに実践的指導力を有し、新しい教育的な課題に対応できる教育者の養成」をすることを教育理念とし、国際教養学部では「英語をはじめとする確かな語学力、対人関係能力、問題解決能力に優れ、多様性を認め自由な発想ができる国際社会に貢献できる人材を育成」することを教育理念としている。この各学部の教育理念に則り、各学部でディプロマ・ポリシーを策定している。【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】

1) 教育学部ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

教育学部教育学科では、「教育を通して社会に貢献する使命感を持ち、教育に対する深い理解と専門的な知識並びに実践的指導力を有し、新しい教育的な課題に対応できる教育者の養成」という教育目標の下、以下の5つの必要な資質、学力、能力をそなえ、所定の単位を取得した学生に学士（教育学）の学位を与えている。【資料 3-1-2】【資料 3-1-4】

教育学部教育学科ディプロマ・ポリシー

1	基本的な学力、国際的な視野、教養、知性を伸ばし、合わせて、社会貢献する強い意志と倫理観を身につけている。
2	コミュニケーション力、情報収集・活用力をのばし、自律的に学ぶ力、自己研鑽力を身につけている。
3	児童・生徒理解、自己理解、他者理解できる心理学的なスキルを修得している。
4	専門的な教育学の知識全般を修得し、クリティカルシンキング、創造的思考力、問題解決力を身につけている。
5	「アクティブ・ラーニング」「ICT の活用」「実践的道德教育」「特別に支援の必要な児童生徒への対応」などの指導力を身につけ、初等教育専攻のものにあっては「さまざまな教科の幅広い知識と指導力」、中等教育専攻のものにあっては「専門教科に関する高い知識と指導力」を修得している。

2) 国際教養学部ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

国際教養学部国際教養学科では、「日本を学び、異文化を学び、グローバル社会に対応できる英語を学ぶことによって、それらを基盤として社会に貢献できる能力を持つ人材の養成」を主たる教育目的としている。これに基づき、所定の単位を取得した場合に、学士（国際教養学）の学位を与えている。【資料 3-1-3】【資料 3-1-5】

国際教養学部国際教養学科ディプロマ・ポリシー

1	国際人としてのアイデンティティを確立し、異文化に柔軟に対応するグローバルリテラシーを有する人材
2	さまざまな専門領域を横断する知識と多角的視点を有する教養豊かな人材
3	高い対人関係能力・コミュニケーション能力を有する人材
4	常に社会に関心を持ち、高い職業意識と自己管理能力を有する人材
5	自由な発想で問題発見・問題解決能力を有し、時代の変化に適応できる人材
6	上記の能力を発揮して、グローバル社会に貢献できる人材

各学部のディプロマ・ポリシーは、本学のホームページにおいて公表され、年度初めに学生に配付・配信するガイドブックにも記載され周知されている。なお、各授業にて、成績評価において重視するディプロマ・ポリシーをシラバスに明記している。【資料 3-1-1】

【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】【資料 3-1-6】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

1) 単位認定基準

単位認定基準は、学則第 29 条に基づき、「S・A・B・C・D・E」の 6 種類で表わされ、C 以上を合格とし成績を認定している。成績の認定基準については、授業科目ごとに定めた到達目標をディプロマ・ポリシーに関連付け、複数の評価方法と評価基準を設けている。その基準はシラバスに示されている。なお、国際教養学部では、ディプロマ・ポリシーと到達レベルのルーブリックがあり、学生にはガイダンスウィークで配布し周知している。また教員も成績基準を設ける際の目安としてこのルーブリックを活用しており、標準的な達成基準を教員と学生で共有している。これらの情報は本学ホームページにおいても公表している。【資料 3-1-1】【資料 3-1-6】【資料 3-1-7】【資料 3-1-8】

また本学は GPA を定め、成績不振者への指導、各種奨学金の資格確認や特待生の候補など成績優秀者の選考に利用している。なお、教育学部では GPA を教育実習派遣の目安にも用いている。【資料 3-1-9】【資料 3-1-10】【資料 3-1-11】【資料 3-1-12】【資料 3-1-13】

表 3-1-1 単位評価基準と各成績に対応する GP

	合格				不合格	
	100～90 点	89～80 点	79～70 点	69～60 点	59～40 点	39 点以下 評価対象外
評価	S	A	B	C	D	E
GP	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0	0.0

単位認定基準の厳正な適用を図るために、シラバスに基づく評価基準の明確化と周知、試験等における不正行為への懲戒、成績問い合わせ制度をガイドブックに記載し周知している。【資料 3-1-6】【資料 3-1-14】【資料 3-1-15】【資料 3-1-16】【資料 3-1-17】

単位認定については、大学設置基準に基づき、学則第 23 条にて示すように、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成し、授業の方法に応じた基準を設けている。講義、演習については、15 時間から 30 時間の講義、演習をもって 1 単位とする。実験、実習又は実技については 30 時間から 45 時間の実験、実習又は実技をもって 1 単位としている。なお、単位制についてはガイドブックに記載され、授業時間外に必要な準備学修時間の詳細については各シラバスに明記されている。【資料 3-1-6】【資料 3-1-7】【資料 3-1-18】【資料 3-1-19】

単位の授与については、学則第 24 条において、「授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える」と規定している。【資料 3-1-7】

他大学等における授業科目の履修等については、学則第 25 条において「教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる」と定め、修得した単位については「60 単位を限度として卒業要件単位として認めることができる」と定めている。【資料 3-1-7】

大学以外の教育施設等における学修については、学則第 26 条において「短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができ」、前条（学則第 25 条）により「本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする」と定めている。【資料 3-1-7】

入学前の既修得単位等の認定については、「学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる」とし、「修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて 60 単位を超えないものとする」と定めている。【資料 3-1-7】

令和 5（2023）年度からスキップ制による単位認定を行っている。スキップ制とは、資格試験、検定試験の合格や定められたスコアの取得により単位を認定する制度で、認定された単位は卒業要件単位に含めることができる。学生はこの制度を生かし、認定された科目の単位分を既修とすることにより、空いた時間を、インターンシップやボランティアなどの課外活動に参加する等に充てることができ、学修内容や大学生活の充実に活用することができる。【資料 3-1-16】【資料 3-1-20】

認定する単位は、成績証明書には「N」と表記し成績評価、及び GPA にも含まないこととしている。

2) 進級基準

進級基準については、学則第 36 条において、「上級学年への進級に関し必要な事項は、別に定める」としているが、現在、進級に関して特に定めてはいない。【資料 3-1-7】

3) 卒業認定基準

卒業認定基準については、学則第 37 条に「本学に 4 年以上在学し」、「126 単位以上を修得した者については、学長が教授会の意見を聴取して、卒業を認定する」と定めている。各学部の卒業要件はガイドブックに記載され、周知されている。【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】【資料 3-1-7】

表 3-1-2 教育学部卒業要件

科目区分		最低修得単位数
共通科目	必修 (注 1)	12
	選択必修 (注 2)	6
学部の専門科目	必修 (注 1)	34
	選択必修 (専攻・コースによって異なる) (注 3)	以下専攻ごと
	初等教育専攻	42
	中等教育専攻 (英語)	34
	中等教育専攻 (国語)	36
	中等教育専攻 (社会) 地理歴史コース選択者 中等教育専攻 (社会) 公民コース選択者	50 48
共通科目 学部の専門科目	選択 (専攻・コースによって異なる) (注 4)	以下専攻ごと
	初等教育専攻	32
	中等教育専攻 (英語)	40
	中等教育専攻 (国語)	38
	中等教育専攻 (社会) 地理歴史コース選択者	24
	中等教育専攻 (社会) 公民コース選択者	26
		合計 126 単位以上

(注 1) 必修科目 (12 単位 + 34 単位) は、すべて修得しないと卒業できない。

(注 2) 選択必修科目は、リベラルアーツ基礎の 4 つの分野 (人文科学/社会科学/自然科学/外国語) から 3 分野以上にわたり修得する必要がある (6 単位以上あっても 2 分野以下であれば卒業できない)。

(注 3) 選択必修科目は、各専攻・コースの必修科目になる。詳細は、ガイドブック「Ⅱ. 授業」及び「教育課程表」を参照。

(注4)「共通科目」「専門科目」から、いずれを選んでもかまわない。必修科目、選択必修科目として修得した科目を除き、その他すべての科目が選択科目である。

表 3-1-3 国際教養学部卒業要件

科目区分		最低修得単位
共通科目	必修 (注1)	10
	選択必修 (注2)	10
学部の専門科目	必修 (注1)	20
	選択必修 (注3)	8
	選択 (注4)	50
学部の専門科目 共通科目	(注5)	28
		合計 126 単位以上

(注1) 必修科目 (10 単位+20 単位) は、すべて修得しないと卒業できない。

(注2) 選択必修科目は、「リベラルアーツ基礎」の4つの分野 (人文科学/社会科学/自然科学/外国語) から3分野以上にわたり修得する必要がある (10 単位以上あっても2分野以下であれば卒業できない)。

(注3) 選択必修科目は、以下の①～③のとおり修得する必要がある。

- ① 「国際事情/総合講座」の演習科目から2単位
- ② 「国際事情/社会と文化」から4単位
- ③ 「国際事情/海外研修」のField Study Trip 2 単位又は「国際事情/総合講座」の上記①で履修した演習科目以外の演習科目の中から2単位

(注4) 選択科目は、学部の専門科目の中から50 単位を修得する必要がある。

(注5) 2種類の科目区分の中から、いずれを選んでもかまわない。すべて選択科目である。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

1) 単位認定基準

単位認定基準は、100 点～90 点を S、89 点から 80 点を A、79 点～70 点を B、69 点～60 点を C とし合格としている。59 点～40 点を D、39 点以下を E とし評価対象外としいずれも不合格としている。評価対象外とは、試験欠席、授業放棄した者につけられる。【資料 3-1-16】【資料 3-1-17】

単位認定には、複数の評価方法・評価基準を設け、シラバスに明示している。シラバス作成段階において学内での第三者チェックを実施し、成績評価方法・評価基準について確認をしている。【資料 3-1-6】【資料 3-1-21】【資料 3-1-22】

試験等における不正行為については、ガイドブックに処分の内容を明記し、試験等実施時にも学生に周知している。【資料 3-1-14】【資料 3-1-15】

学生への成績の通知はKIWI-netから行き、父母宛に「成績通知書」も送付している。成績評価に質問のある学生は、定められた期間内に教務学生課へ申告し、成績についての確認を求めることができ、単位認定の信頼性、透明性を担保している。この成績問い合わせ制度についてはガイドブックに明記し周知されている。【資料 3-1-16】【資料 3-1-17】

2) 進級基準の適用

進級基準の適用については、学則第 36 条に「上級学年への進級に関し必要な事項は、別に定める」としているが、本学では具体的基準は設けていない。【資料 3-1-7】

3) 卒業基準の適用

卒業基準の適用については、卒業予定年次の後期試験終了後に確定した卒業予定年次生の通算の修得単位数が各学部の卒業要件と照らし合わされ、これに満たない学生については、判定教授会の議を経て留年が確定する。留年が確定した学生は所定の手続きを経て成績を問い合わせることができ、卒業認定の信頼性、透明性を担保することができている。【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】【資料 3-1-16】【資料 3-1-17】

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

単位認定、卒業認定に関する基準は、各学部での教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーに則り適切に策定され、授業シラバスにも明記されている。シラバスは第三者チェックによりディプロマ・ポリシー等の記載について確認している。成績問い合わせ制度も設けられており、単位・卒業認定の評価の公平性も図られている。

教育学部では教育実習先の選抜に GPA を活用し、国際教養学部では留学生の奨学制度及び人数制限科目の選抜に活用している。なお、両学部とも、卒業式での成績優秀者の選抜にも活用している。現在の GPA の活用状況は以上であるが、今後の改善策として、GPA の高い成績優秀者には CAP 制度を解除（年間履修単位数の上限を超えた履修）し、学修内容や大学生活の充実を図れるよう教務委員会を中心に各学部で検討している。

本学では進級制度を定めていない。修学の意味が認められない学生の把握や単位が修得できていない学生のケアを行うために、制度の導入に向けて、令和 6（2024）年度から検討を始めている。現在、教務委員会を中心に各学部にて検討を行っている。【資料 3-1-23】

【資料 3-1-24】【資料 3-1-25】

■ エビデンス集・資料編

【資料 3-1-1】開智国際大学ホームページ教育理念

【資料 3-1-2】教育学部ディプロマ・ポリシー

【資料 3-1-3】国際教養学部ディプロマ・ポリシー

【資料 3-1-4】「V卒業」ガイドブック教育学部

【資料 3-1-5】「V卒業」ガイドブック国際教養学部

【資料 3-1-6】シラバス雛形

【資料 3-1-7】開智国際大学学則

【資料 3-1-8】国際教養学部ルーブリック

【資料 3-1-9】令和 5（2023）年度国際教養学部留学生奨学金推薦者（GPA 上位者）

【資料 3-1-10】令和 5（2023）年度成績優秀者（GPA 上位者）

- 【資料 3-1-11】 令和 6 (2024) 年度教育実習校選定の指針
- 【資料 3-1-12】 令和 6 (2024) 年度 3 年 (初教育専攻) 進路調査・実習生名簿
- 【資料 3-1-13】 令和 6 (2024) 年度 3 年 (中等教育専攻) 進路調査・実習生名簿
- 【資料 3-1-14】 「Ⅲ試験」・ガイドブック教育学部
- 【資料 3-1-15】 「Ⅲ試験」・ガイドブック国際教養学部
- 【資料 3-1-16】 「Ⅳ成績」・ガイドブック教育学部
- 【資料 3-1-17】 「Ⅳ成績」・ガイドブック国際教養学部
- 【資料 3-1-18】 「Ⅱ授業」・ガイドブック教育学部
- 【資料 3-1-19】 「Ⅱ授業」・ガイドブック国際教養学部
- 【資料 3-1-20】 「Ⅵ資格」・ガイドブック国際教養学部
- 【資料 3-1-21】 シラバス入力の手引き
- 【資料 3-1-22】 シラバスチェックリスト
- 【資料 3-1-23】 令和 5 (2023) 年度卒業判定教授会資料
- 【資料 3-1-24】 教務委員会議事録令和 6 (2024) 年 5 月より抜粋
- 【資料 3-1-25】 教務委員会議事録令和 6 (2024) 年 2 月より抜粋

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

教育学部・国際教養学部の両学部において定められたカリキュラム・ポリシーは、各学部のディプロマ・ポリシーに基づいた人材の育成を保證する内容となっており、体系的が保證されたカリキュラムを編成し実施する内容となっている。大学全体では「共通科目」、学部ごとによる「専門科目」に区分している。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】【資料 3-2-3】
【資料 3-2-4】

各学部のカリキュラム・ポリシーは、ホームページ及び学生に配付・配信するガイドブックに記載され周知されている。なお、教育学部の「カリキュラム・ポリシー」はガイドブック においては、「教育学部教育学科教育課程編成」の名称を用いて明記している。【資料 3-2-3】【資料 3-2-4】【資料 3-2-5】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学の各学部のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは、本学ホームページ、及びガイドブックにおいて、学部ごとに示されている。

教育学部の教育の重点として、1. 国際的な視野、教養、知性 2. コミュニケーション能力の2つの能力の育成を学びの基礎として位置づけ、これに教育者として必要な1. カウンセリング・マインド 2. 教師としての専門性 3. 授業や学校での学びの実践的指導力の育成の3点を合わせた5つの柱をもとに「目指す教員像」「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム、講座の組み立て」「アドミッション・ポリシー」を関連付け作られている。

なお、この5つの柱により示されたカリキュラム・ポリシーは、「教育学部教育課程の構造」としてガイドブックに記載され配付・配信されている。

国際教養学部ではカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーを関連させ、さまざまな学問領域を段階的に学ぶ「縦の序列」と、横断的に学ぶ「横の広がり」にてその関係性が示されている。「段階的学び」と「横断的学び」により「学びの体系化」が構成されている。ディプロマ・ポリシーに掲げる人材の育成のために、共通科目を置き幅広い基礎教養の修得を目指している。また科目区分の専門科目Aに総合講座、社会と文化、海外研修の3つの科目群を設け、横断的な知識の修得を促している。さらに科目区分の専門科目Bでは、「グローバル・コミュニケーション」、「グローバル・カルチャー」、「グローバル・ビジネス」、「ヒューマン・イノベーション」の4つの科目群を示し、「学びの体系化」が構成されている。

なお、この「学びの体系化」はガイドブックに記載され、KIWI-net を介して学生に配付されている。【資料3-2-1】【資料3-2-2】【資料3-2-3】【資料3-2-4】

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

各学部の教育課程は、学生が体系的に学修できるよう、カリキュラム・ポリシーで掲げた方針に則った科目群を編成している。これらの科目群は、教育学部では、「教育課程の構造」、国際教養学部では、「学びの体系化」の所謂「履修系統図」により可視化され、ガイドブック及びホームページを通じて学生に周知されている。

1) 教育学部「教育課程の構造」

教育学部の目標である「教育を通して社会に貢献する使命感を持ち、教育に対する深い理解と専門的な知識並びに実践的指導力を有し、新しい教育的な課題に対応できる教育者の養成」に基づき、1. 国際的な視野、教養、知性、2. コミュニケーション能力、の二つ能力の育成を学びの基礎として位置づけ、さらに、3. カウンセリング・マインド、4. 教育者としての専門性、5. 授業や学校での学びの実践的指導力、の三点の育成を目指している。この5つを合わせた5つの柱による教育課程を編成している。

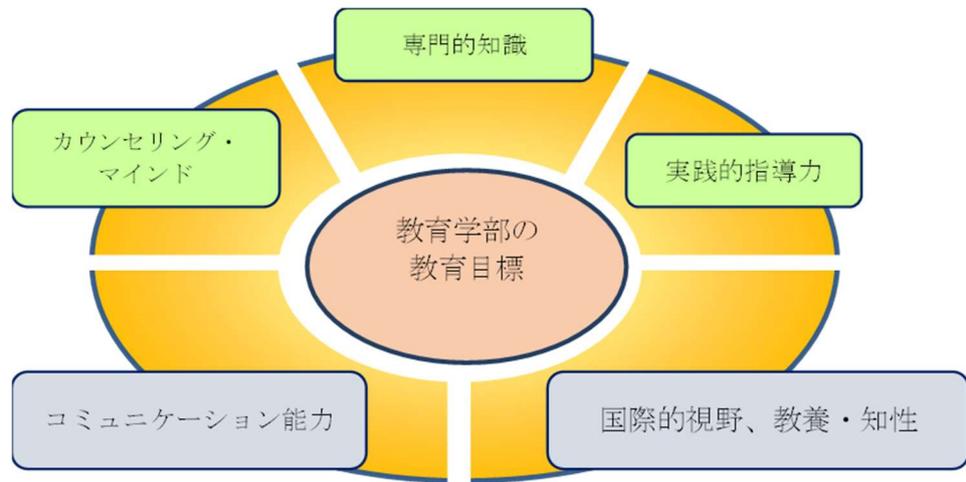


図 3-2-1 教育学部の学びの体系

2) 国際教養学部「学びの体系化」

1年次から国際的問題や海外の社会情勢及び文化を学修するための専門科目を必修科目として設けている他、4つの科目群（「グローバル・コミュニケーション」「グローバル・カルチャー」「グローバル・ビジネス」「ヒューマン・イノベーション」）を通してよりハイレベルな教養の修得を目指している。また、さまざまな学問領域を段階的に学ぶ「縦の序列」と、横断的に学ぶ「横の広がり」を大切にしている。

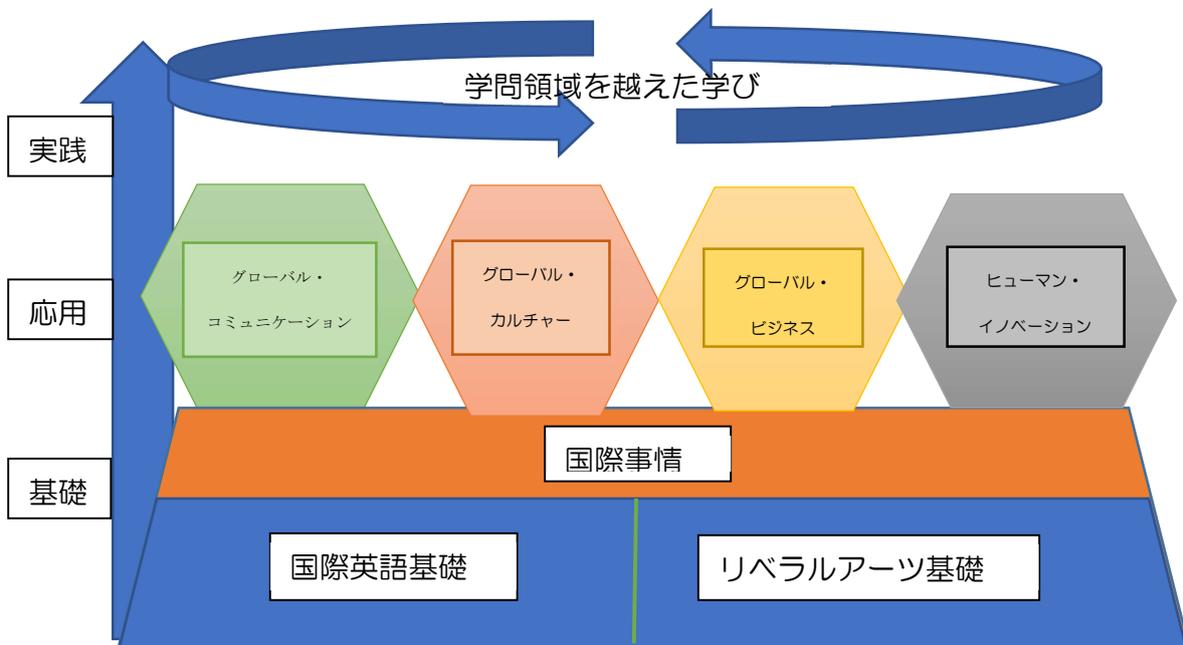


図 3-2-2 国際教養学部の学びの体系

両学部共にそれぞれの「履修系統図」に則り、科目に配当年次及びナンバリングを施し、学修の段階や順序について明記することで、学生の体系的学修が可能となっている。科目のナンバリングは、ガイドブックの教育課程表及びシラバスにも明記され、さらにシラバスには配当年次も示され、一年間の履修登録単位数 45 単位の範囲以内になる工夫をしている。また、シラバスには授業回ごとの「授業計画」と、大学設置基準にて定められた授業時間外学修時間を「事前事後学修」として明記されている。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】【資料 3-2-5】【資料 3-2-6】【資料 3-2-7】【資料 3-2-8】【資料 3-2-9】【資料 3-2-10】【資料 3-2-11】

3-2-④ 教養教育の実施

本学は平成 29 (2017) 年度の改組により、教育学部と国際教養学部の 2 学部となり、学則第 1 章総則第 1 条にて示すように、「躬行実践」し「気品知徳の模範」となる人材育成と、「国際社会全体の平和と文化の発展」に寄与することを目的とした大学として再出発し、英語教育と ICT 教育に重点を置いた教育を行っている。英語教育と ICT 教育は、教養科目としての「共通科目」において両学部においてなされている。【資料 3-2-12】

教養科目としての「共通科目」は、科目区分「英語」(国際教養学部では留学生向けに「日本語」も加わる)「論理的思考/表現」「リベラルアーツ基礎」「スポーツ/健康」「情報」(国際教養学部は「キャリア」も加わる) からなり、学部ごとに行われる「専門科目」による専門教育の基礎として位置づけられる。【資料 3-2-13】【資料 3-2-14】

本学の学びの特色である、英語教育は科目区分「英語」にて「英語 A I・II」「英語 B I・II」「英語 C I・II」「英語 D I・II」「英語 E I・II」を必修科目とし、さらに「英語 F I・II」「英語 G I・II」を選択科目として設けている。さらに、「リベラルアーツ基礎」においても「英語特講 I・II・III・IV」を設け選択科目としている。科目区分「倫理的思考/表現」では All English で学ぶ「プレゼンテーション B」を選択科目として設けている。【資料 3-2-13】【資料 3-2-14】

なお、上記の英語教育については英語教育担当委員会を組織している。同委員会では、1・2 年生に向けてプレイスメント・テストを実施し、効果的な英語教育が行われるよう運営している。また、英語を身近に感じることができるよう「イングリッシュ・ラウンジ」を開いている。さらに英語学習の効果を可視化する一環として柏学祭でのスピーチコンテストの開催、並びに年 2 回の TOEIC-IP テストを実施している。【資料 3-2-15】【資料 3-2-16】【資料 3-2-17】

ICT 教育について、教育学部では、科目区分「情報」にて、「情報機器操作 I」を必修科目とし、「AI 概論」「情報機器操作 II」「データ処理概論」「情報倫理」を選択科目として設置している。国際教養学部では、科目区分「情報」にて、「AI 概論」「ICT の活用 I」「ICT の活用 II」「データ処理概論」「情報倫理」を選択科目として設置している。【資料 3-2-13】【資料 3-2-14】

教養科目として、「リベラルアーツ基礎」にて「人文科学」「社会科学」「自然科学」「外国語」の 4 分野を設けている。教育学部は「リベラルアーツ基礎」の 4 分野から、3 分野以上 6 単位を修得することとし、国際教養学部は 3 分野以上 10 単位を修得するものとして設定している。【資料 3-2-13】【資料 3-2-14】

なお、教養教育担当委員会による、初年次教育の一環として、レポートの書き方、情報収集と編集のリテラシー等の指導を行う体制を取っている。【資料 3-2-18】

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学校法人開智学園では、「探究学習」「ICTの有効活用」「英語への馴化」を3つの柱としての授業展開を目指している。とりわけ「探究学習」については、科目の性質により異なるが、大学においても、アクティブ・ラーニングとしてさまざまな授業実践がなされている。シラバスにおいては、すべての科目でどのようなアクティブ・ラーニングが目指されているのかが明示されている。授業方法の工夫と開発を担っているFD・SD推進センターが実施している授業アンケートでは、3つの柱に関する設問がある。令和5（2023）年度の結果を以下に示す。

表 3-2-1 授業アンケートの結果（セル内の数値は%・上段は前期で下段は後期）

設問内容	多かった	少なかった	全くなかった
ディスカッション	62.6	21.9	15.4
	62.2	21.8	15.9
グループワークやペアワーク	65.4	20.0	14.7
	64.2	19.9	15.9
プレゼンテーション	42.4	22.8	34.8
	48.7	22.7	28.5
学生のPC・タブレット使用	58.6	24.5	16.9
	59.7	24.1	16.2
教員のICT機器の活用	83.2	10.5	6.3
	84.3	9.8	5.9
英語による説明やキーワード紹介 （英語科目を除く）	50.3	28.9	20.8
	56.3	25.6	18.0

上表に示されているように、3つの柱を意識し、おおむね各教員が工夫をしながら授業を展開していると評価できる。その上で、ほぼすべての専任教員が何らかの形で利用しているパワーポイントについての研修会を、令和5（2023）年度1月にFD・SD推進センター主催で実施した。そこに焦点を当てた形で、後期の授業アンケート（令和6（2024）年度12月）には、「使われていたパワーポイントはわかりやすかったかどうか」を4件法にて特設した。「使われていなかった」を除いて「わかりやすかった・比較的わかりやすかった」を合わせると約86%であり、学修を支えるツールとして有効に機能しているものと考えられる。研修の結果を生かして、さらなるブラッシュアップを図る。

また、各学期の後半に教員相互の授業見学期間を設け、他の教員の授業実践から学ぶ機会を提供している。

加えて開智学園では、年に1回、学園全体研修が実施されている。小・中・高・大の全教員がその年の当番校（併設校）に一堂に会して（令和2～4年はオンライン）、当番校での授業実践を見学し、授業方法に焦点を当てた研修を行っている。教育学部の教員にあっては初等・中等教育段階でどのような教育実践が展開されているのか、国際教養学部の教員にあってはどのような教育を受けてきた学生が入学してきているのかを知り、大学での教育活動を考える有意義な機会となっている。【資料 3-2-19】【資料 3-2-20】【資料 3-2-21】【資料 3-2-22】【資料 3-2-23】【資料 3-2-24】

（3）3-2の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシーに基づいた人材育成に向けてのカリキュラム・ポリシーが策定されており、ホームページやガイドブックを通して周知されている。教育学部においては、教員免許状の取得に向けてはカリキュラム・ポリシーに沿った形で履修しなければならない。国際教養学部においては、学部の性質上履修の自由度が高く、開講年次による縛りはあるものの、学生個々が自らの4年間を設計して履修ができる。しかしながら、上手く設計できない学生もいることから、ガイダンス期間中の履修指導の在り方を検討する必要がある。そのために令和6（2024）年度より、国際教養学部では、複数の科目から構成されるプログラムを一定水準で修了した学生に対し、修了証（certificate）を出す制度を検討し始めている。これによって、学生が自身の将来像と履修科目との整合性を確認できるような仕組みをつくっていく。

一方の教授方法に関しては、FD・SD推進センターを中心にさまざまな試みがなされているが、「工夫・開発」は学修成果と表裏一体であるため、シラバスに提示されている「到達目標」に沿った授業方法という観点からのFD研修（例えば「知識重視の授業」の展開方法や「思考重視の授業」の展開方法など）も検討していく。

■ エビデンス集・資料編

- 【資料 3-2-1】 教育学部教育課程表
- 【資料 3-2-2】 国際教養学部教育課程表
- 【資料 3-2-3】 カリキュラム・ポリシー ガイドブック教育学部「教育課程編成」
- 【資料 3-2-4】 カリキュラム・ポリシー ガイドブック国際教養学部「教育課程編成」
- 【資料 3-2-5】 ホームページでのカリキュラム・ポリシーの記載
- 【資料 3-2-6】 教育学部「教育課程の構造」
- 【資料 3-2-7】 国際教養学部「学びの体系化」
- 【資料 3-2-8】 教育学部・ナンバリング
- 【資料 3-2-9】 国際教養学部・ナンバリング
- 【資料 3-2-10】 シラバス雛形
- 【資料 3-2-11】 履修制限単位
- 【資料 3-2-12】 開智国際大学学則
- 【資料 3-2-13】 「共通科目」教育学部教育課程表

- 【資料 3-2-14】「共通科目」国際教養学部教育課程表
- 【資料 3-2-15】English Lounge Poster
- 【資料 3-2-16】スピーチコンテスト案内
- 【資料 3-2-17】TOEIC-IP テスト案内
- 【資料 3-2-18】大学生のレポート作成 はじめの一步
- 【資料 3-2-19】開智国際大学 FD・SD 推進センター規則
- 【資料 3-2-20】令和 5（2023）年度前期授業アンケート全体概要
- 【資料 3-2-21】令和 5（2023）年度後期授業アンケート全体概要
- 【資料 3-2-22】令和 5（2023）年度 FD 研修会案内
- 【資料 3-2-23】令和 5（2023）年度授業見学実施要領
- 【資料 3-2-24】令和 5（2023）年度開智学園全体研修パンフレット

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

学修成果として 3 つの観点から考えている。

1 つ目には学生自身の自己評価である。FD・SD 推進センターが每期実施している授業アンケートに、「授業内容の理解」という学生自身の内省による評価項目（よく理解できた・まあまあ理解できた・あまり理解できなかった・全く理解できなかった）がある。その結果は、前期は順に「55.2%・39.6%・4.2%・1.0%」、後期は「58.7%・37.4%・3.2%・0.7%」であった。客観的な指標ではない（少なくとも成績評価区分の割合とは合致しない）が、自己評価として以上の結果を得ている。

加えて教育学部においては、教職課程の学生には履修カルテを用意し、学生自身に記入させることによって自身の現状について内省を促している。国際教養学部においては、ディプロマ・ポリシーのルーブリック評価表を作成し、学生が自身の学修状況を確認し、次に向かうべき方向性を考えるよう指導している。【資料 3-3-1】【資料 3-3-2】【資料 3-3-3】

【資料 3-3-4】

また、令和 4（2022）年度の卒業生にアンケートを実施し、大学での学修について振り返ってもらった。【資料 3-3-5】

2 つ目には大学としての評価である。本学の成績評価は「S・A・B・C・D・E」でつけられており「S・A・B・C」であれば単位が取得できる。S を 4 点、A を 3 点、B を 2 点、C を 1 点として学生個人に対して GPA を算出している（学生に配布される成績表にも記載されている）。IR 室において、この GPA の得点分布や単位取得状況も学年ごとに分布を分析している。そのことによって学生集団全体の単位取得の状況と成績とを把握でき、指導上の留

意点としている。【資料 3-3-6】【資料 3-3-7】【資料 3-3-8】

本学では国際語としての英語の運用能力に力点を置いている。そのために 1 年次には 6 科目、2 年次には 4 科目の共通科目としての英語が卒業必修科目となっている。履修生 20 名以下を基本にクラス設定をしているが、そのためのプレイスメント・テストを入学式後に実施し、大きくは上級・中級・下級に能力別クラス編成を敷いている（全クラス数は 10 クラス程度となる）。学年末には 1 年生の日本人学生全員に同様のプレイスメント・テストを実施し、1 年間の成果を可視化している。これについては英語教育担当委員会が集計している。【資料 3-3-9】

教育学部においては、卒業研究が卒業必修となっており、全員の卒業研究の内容を集めた卒業論文概要集を作成し、卒論研究報告会を実施し、その資料をアーカイブにしており、全教育学部教員への共有が図られている。また主に教職課程を履修している学生に対して、3 年生には教員採用試験対策校内テスト（過去問）を、4 年生には教員採用試験予想問題テストを実施し、その時点での実力を測定している。国際教養学部においても卒業研究が必修となっており、後期の最後に 3・4 年生の合同ゼミナールが開催され、各ゼミナールの代表者が卒業研究の発表を行っている。また入門演習 I および入門演習 II においては、柏学祭にて研究発表会が設けられている。【資料 3-3-10】【資料 3-3-11】【資料 3-3-12】

3 つ目には外部評価である。令和 5（2023）年度には㈱リアセックの PROG を両学部の 1 年生と 3 年生に実施した。これは「ジェネリックスキル」を「リテラシー」と「コンピテンシー」の 2 つの因子から測定するものである。この集計結果について、FD・SD 研修として㈱リアセックの担当者から全教職員を対象に報告会が設けられた。【資料 3-3-13】

また、日本人学生には TOEIC-IP 受験を義務づけており、全学生が卒業までに国際教養学部では 4 回、教育学部では 2 回、無料で受験できる。また留学生に対しては、JLPT（日本語能力試験）の受験を推奨しており、受験料の一部を大学が負担している【資料 3-3-14】

教育学部においては、ゼミナール I・II で基礎学力向上のための時間を増やし、1 年間を通して基礎学力の向上を図るため、日本語検定の受験（受験料は大学負担）に向けて学習に取り組み、1・2 年生が各自の能力に応じた級で日本語検定を受験した。【資料 3-3-15】

【資料 3-3-16】

令和 4（2022）年度の卒業生が就職した機関に対して、本学卒業生を評価してもらった。

【資料 3-3-17】

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学修成果の点検・評価結果は、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けて以下のようフィードバックされている。

授業アンケートから得られた評価結果については、全体集計結果（ホームページ上に掲載）や学部別や常勤・非常勤別の結果を全教員に報告されるとともに、個人別の集計結果が該当する教員に報告される。教員は報告結果に対して気になる 1 科目を選んで、次年度に向けての改善策等を FD・SD 推進センターに報告することになっている。センターに報告されたものは、学長・学長補佐・副学長・当該教員が所属する学部長にも共有される。【資料 3-3-18】【資料 3-3-19】

内部試験や検定結果については、結果を受けて各担当部署において対応策を検討している。TOEIC-IPの結果については全教員に報告され、英語関連科目の授業内容や方法を英語教育担当委員会にて検討している。教員採用試験対策校内テスト（過去問）や教員採用試験予想問題の結果については、教育学部の全専任教員に報告され、教員対策講座の学修内容や方法について教職センターにて検討している。日本語検定については教育学部にてゼミナールⅠ・Ⅱにおける授業内容や方法について検討している。

外部評価としての PROG については、教育学部においては、㈱リアセック社からの集計結果をディプロマ・ポリシーとの関連で再評価し、教育学部の全教員に検討事項とともに報告した。国際教養学部においても、集計結果を受けて、学部会議において、「リテラシー」と「コンピテンシー」の各下位項目における結果をもとに、その評価とともに次年度の教育にあたっての留意点を示し、教育の重点目標として共有した。【資料 3-3-20】【資料 3-3-21】

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

卒業生に関するアンケート（卒業生対象・機関対象）は、在学期間中の各種評価以上にディプロマ・ポリシーを考えた上で重要な位置を占めると考えているが、その回収率が非常に低く、回収率を上げるための方策をとっていく必要がある。設問もそのことを踏まえた上で設定する必要がある。

各担当部署によって点検・評価が実施され、適切にフィードバックがなされているのが現況であるが、今後分析の質を高める上でも、各種データを一括管理し分析する IR 室の役割が重要である。令和 5（2023）年度については、上述した学生の履修単位数の分布や成績評価の分布が提出されている。個人情報保護委員会とも協働し、相関分析を含めた横断的のみならず、質的な情報を含めた縦断的な分析結果をもとに、大学 4 年間での学生の学びをアーカイブしていく必要がある。現在 IR 室において、各学部・各委員会やセンターからのデータの集約を進めている。

■ エビデンス集・資料編

【資料 3-3-1】 令和 5（2023）年度前期授業アンケート全体概要

【資料 3-3-2】 令和 5（2023）年度後期授業アンケート全体概要

【資料 3-3-3】 教育学部の履修カルテ

【資料 3-3-4】 国際教養学部ディプロマ・ポリシーのルーブリック評価表

【資料 3-3-5】 卒業生に対する卒業生アンケート

【資料 3-3-6】 学生に配布される成績表フォーム

【資料 3-3-7】 GPA の得点分布

【資料 3-3-8】 取得単位数の分布

【資料 3-3-9】 プレイスメント・テストと学年末テストの成績を比較する表

【資料 3-3-10】 令和 5（2023）年度卒業論文概要集

【資料 3-3-11】 令和 5（2023）年度卒業論文発表会発表資料

【資料 3-3-12】 令和 5（2023）年度教職センター活動報告

【資料 3-3-13】 PROG から見る貴学の傾向と今後の活用に向けて

- 【資料 3-3-14】 TOEIC-IP 受験結果
- 【資料 3-3-15】 令和 5（2023）年度教職センター活動報告
- 【資料 3-3-16】 日本語検定受験結果
- 【資料 3-3-17】 機関に対する卒業生アンケート
- 【資料 3-3-18】 授業アンケートのクロス集計結果
- 【資料 3-3-19】 授業アンケートの結果を受けての報告書
- 【資料 3-3-20】 教育学部の学生の全体的な傾向について：PROG (Progress Report on Generic Skills) の結果
- 【資料 3-3-21】 2024 年度の「入門演習Ⅰ」「入門演習Ⅱ」について

[基準 3 の自己評価]

各学部の人材養成の目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、学生には年度当初に配布されるガイドブックや掲示板を通して周知させている。また、大学案内や大学ホームページで学外にも公表している。

すべての授業科目のシラバスには、当該科目が各学部のディプロマ・ポリシーのどの要素と関連するか、加えて成績評価の基準も明記されており、ディプロマ・ポリシーを踏まえての単位認定基準は明確に定められている。また、卒業認定基準として総取得単位数だけではなく、教養教育（本学の教育課程表上は「共通科目」）を含めて、ディプロマ・ポリシーを反映した科目区分ごとに卒業要件を定めている。

各学部の教育課程は、それぞれのカリキュラム・ポリシーに則して編成されており、学部ごとにディプロマ・ポリシーが達成されるべく定められており、ディプロマ・ポリシーとの一貫性は保たれている。カリキュラム・ポリシーについてもディプロマ・ポリシー同様、ガイドブックや大学ホームページ等を通して、学内外への周知に努めている。

教授方法の工夫や開発については、授業アンケートの結果を通して実施状況が不断にチェックされ、FD 研修会や大学教員相互の授業見学及び開智学園全体研修を通して改善が図られている。

学修成果の点検・評価であるが、3 つの観点からの評価（学生自身の自己評価・大学としての評価・外部評価）を、様々な媒体を通して実施している。さらにそれらは学生や教員、管理職にフィードバックされ、各教員や担当部署において改善に向けて検討されている。

以上のことから「基準 3. 教育課程」の基準を満たしている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確 立・発揮

本学の学長は学校法人開智学園の理事長でもあり、法人の方向性に沿った意思決定をスムーズに行うことができている。その一方で、大学に常駐することが困難であるが、学長補佐を置き、学長と綿密に打ち合わせを行っており、学長のリーダーシップを十分に補完できている。また、理事長が学長と協議の上、副学長を 1 人指名し、学長及び学長補佐のマネジメントの円滑化を図っている。【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】

重要事項を決定するにあたって、学長が招集する経営会議・運営会議(毎週 1 回、時宜に応じていずれか)が開催され、さまざまな方針が、教授会での意見を聞き決定されている。各委員会の委員長や構成員も、経営会議にて決定される。さらに、その年度の重要課題を担う会議等(令和 6 (2024) 年度は、原則毎月開かれる英語教育担当委員会拡大会議、アドミッション会議、及び情報教育担当委員会)にも学長と学長補佐が出席し、大学としての方向性を示すとともに、具体的な指示をしている。【資料 4-1-3】【資料 4-1-4】

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の教育研究に関わり、学長が意思決定を行うために審議し意見を述べるための機関として、教授会が原則として月 1 回開催されている。教授会の構成員は、開智国際大学教授会規程の第 2 条に定められているが、原則として全専任教員が出席することとなっている。教授会における審議事項は、「開智国際大学教授会規程」の第 3 条にて、

- (1) 学生の入学、卒業に関すること
- (2) 学位の授与に関すること
- (3) その他教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くものとして学長が定めるもの

と定められている。また教授会は、次の事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるができるものとしている。

- (1) 学籍移動に関すること
- (2) 教育課程に関すること
- (3) 学生の試験に関すること
- (4) 学生の団体及び学生生活に関すること
- (5) 学生の賞罰に関すること

- (6) 学則及び教育・研究に係る規則の制定に関すること
- (7) 教員の人事に関すること（人事配置は除く）
- (8) その他、学長が必要と認める事項

教授会での審議事項は、原則として教授会の1週間前に開催される学部長会議にて調整される。学部長会議は、学長、学長補佐、副学長、各学部長、教務委員会委員長、学生委員会委員長、入試委員会委員長、キャリアセンター長及び学長が指名する教職員から構成され、次週の教授会における審議・意見聴取の事項について、教授会を円滑に進行させるために事前に調整を図っている。具体的には上記の各委員会・センター会議からの報告事項を審議することとなる。重要な案件としては、退学や除籍等の学籍異動に関しては教務委員会、学生の懲罰（退学や停学等）に関しては学生委員会、入学許可者に関しては入試委員会からの報告である。よって、学部長会議を経て各委員会及びセンター会議に差し戻す事案も生じ得る。【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】

その他、本学では上記の学部長会議に参加する主要委員会・センター以外にも以下のような委員会を設けている。

委員会とその役割の概要

人事に関する事項：人事委員会
 内部質保証に関する事項：自己評価委員会、IR 室、FD・SD 推進センター会議
 学生募集に関する事項：広報委員会、アドミッションセンター会議
 学生支援に関する事項：学生相談室、留学生センター会議、教職センター会議
 学術研究に関する事項：研究・図書・紀要委員会、研究倫理委員会
 地域・国際貢献に関する事項：地域連携センター運営会議、国際交流センター会議
 危機管理に関する事項：危機管理委員会、ハラスメント委員会、個人情報保護委員会、衛生委員会
 認証評価に関する事項：認証評価委員会
 その他理事長直轄の組織として、教職員懲戒審査委員会

それぞれが学長より委任された職務内容について審議し、別途学長に提案している。組織体制は、図 4-1-1 に示した。なお、教務委員会、学生委員会、入試委員会、キャリアセンター会議、研究・図書・紀要委員会、FD・SD 推進センター会議は、原則として毎月 1 回開催されている。【資料 4-1-7】【資料 4-1-8】【資料 4-1-9】

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

事務局の組織は、大学事務局長を筆頭に、教務学生課、総務会計課、アドミッションセンター、図書・広報オフィスからなる。各部署の役割については「学校法人開智学園の事務組織及びその運営に関する規則」の第 8 条において明記されている。加えて、教員で構成する委員会やセンター会議にも担当職員も出席し、業務支援を行っている。各委員会やセンターの会議によってその役割は異なるが、教学上生ずる問題等について関係職員も共通理解をしており、教学マネジメント体制は機能している。【資料 4-1-10】【資料 4-1-11】

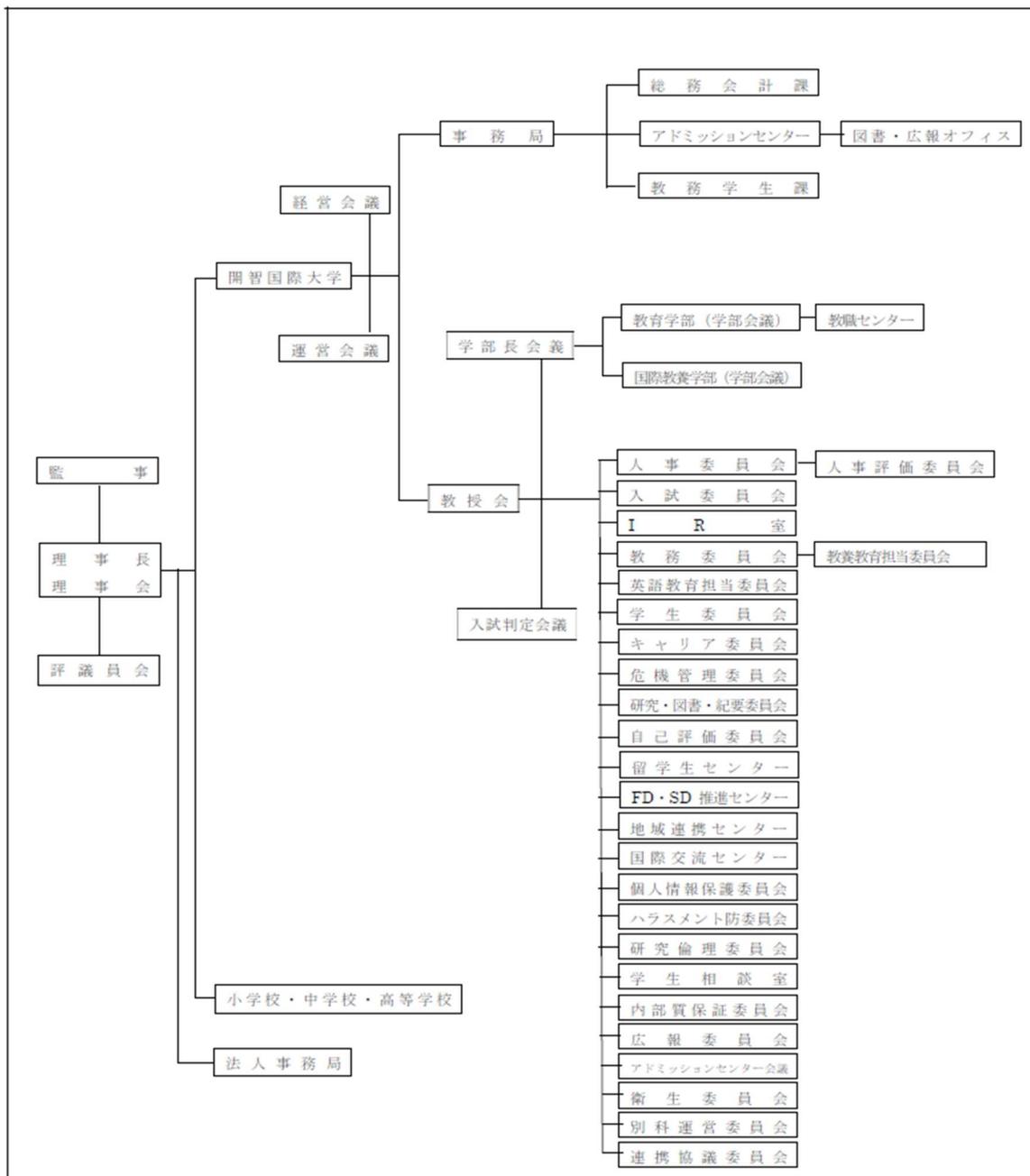


図 4-1-1 開智国際大学教育研究組織図（令和 6（2024）年度）

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長を中心とした教学マネジメントの体制は、学長補佐・副学長・学部長・大学事務局長・事務局次長を置き、各種委員会等を設け、教職員を適正に配置することで、機能的に動いている。その一方で、1人の教員が複数の委員会に携わっており、一人ひとりの負担、特に委員長やセンター長の負担が大きくなりがちである。また、現状では各委員会等の議事録は各委員と総務会計課にのみ提出されているが、委員会によっては、学長を含めた管理職にも逐一配信するなど、委員会の構成やその役割を経営会議にて検討中である。

■ エビデンス集・資料編

- 【資料 4-1-1】 開智国際大学管理職の職務に関する内規
- 【資料 4-1-2】 開智国際大学副学長に関する規程
- 【資料 4-1-3】 開智国際大学経営会議規程
- 【資料 4-1-4】 開智国際大学運営会議規程
- 【資料 4-1-5】 開智国際大学教授会規程
- 【資料 4-1-6】 令和 5（2023）年度委員会日程
- 【資料 4-1-7】 令和 6（2024）年度委員会組織表
- 【資料 4-1-8】 令和 5（2023）年度委員会日程
- 【資料 4-1-9】 FD・SD 推進センター会議議事録令和 6（2024）年 2 月より抜粋
- 【資料 4-1-10】 学校法人開智学園の事務組織及びその運営に関する規則
- 【資料 4-1-11】 令和 6（2024）年度委員会組織表

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

大学設置基準に定める本学の必要最低教員数は、収容定員との関係から、教育学部においては 10 人（収容定員 404 人、学年進行に従って増員し、完成年度で 520 人）、国際教養学部においては 10 人（収容定員 336 人、学年進行に従って増員し、完成年度で 360 人）である。また大学全体の収容定員（740 人、学年進行に従って増員し、完成年度で 880 人）に応じて定められている専任教員数は 12 人（完成年度で 15 人）である。よって 32 人（完成年度で 35 人）が必要教員数となる。令和 6（2024）年度の本学専任教員数は教育学部 24 人（うち教授 13 人）、国際教養学部 18 人（うち教授 11 人）であり、合計 40 人（うち教授 25 人）となり、必要教員数及び教授数は満たしている。

表 4-2-1 専任教員数（括弧内は教授数）

学部・学科等	教育学部	国際教養学部	全体の収容定員に応じた数	合計
	教育学科	国際教養学科		
大学設置基準	10 (5)	10 (5)	12 (6)	32 (16)
本学の専任教員数	24 (13)	18 (11)	—	40 (25)

（令和 6 年 5 月 1 日現在、単位：人）

教員の新規採用については、学長の発議をもって、JREC-IN や大学及び学園のホームページ等を通しての公募を基本としており、「開智国際大学教員人事に関わる内規」の第 3 条

に基づき選考している。選考に当たっては、次のように定められている。

第 3 条 新規採用の人事は、学長が発議し、人事委員会で審査を行い、理事長が決定する。ただし、非常勤講師の採用については、人事委員会の審査を要することなく、副学長または学部長から運営会議で報告のうえ、総務会計課による採用申請ののち、学長の承認をもって完結する。

2 専門性の高い科目の教員採用にあつては、人事専門委員会を設置してその審査を委ねることができる。

3 人事専門委員会は、副学長または学部長を委員長とし、その専門に関わる教授等で構成する。

4 新規採用にあつての書類審査は、共通科目および語学科目は副学長、専門科目は学部長が担当する。

また本内規には、昇任人事も含めて、具体的な手続き（別表 1「大学教員人事に関する手続早見表」）や選考基準（第 6 条・第 9 条）が定められている。【資料 4-2-1】

本学における教員人事評価は、「開智国際大学教員人事評価規程」に基づいて実施されている。評価対象となる領域は、(1)教育領域、(2)研究領域、(3)社会貢献領域、(4)管理・運営領域の 4 つである。学長からの命により、4 つの領域それぞれについて、教員による自己報告に加えて客観的資料が学長補佐・副学長に提出される。学長補佐・副学長は、学部長の意見を聞き、この 4 領域に対して 3 段階（特に優れている場合に 3、物足りない場合に 1）で評価をする。4 領域に対しては大学の運営方針に応じて比重が設けられており（年度によって変わるが、足して 10 になる）、3 段階の評価にこの比重をかけて 4 つの数字を足したものが最終的な得点となる。そして、25 点以上を A、15 点以下を C とする。これに学部長の意見を加味した上で仮評価とする。この仮評価を学長に報告し、学長から各教員に通知される。その後異議がある場合には経営会議で検討し、最終評価が決定される。

このような評価を実施することによって、個々の教員が自身の 1 年間の職務状況を振り返り、次年度以降に向けての活動の指針となる。【資料 4-2-2】

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

授業方法の点検・評価及びその開発のために、FD・SD 推進センターが設置されており、以下の活動を行っている。【資料 4-2-3】

- 1) FD・SD に関する情報の収集及び提供：他大学等における実践を情報収集するとともに、インターネット上のアーカイブの視聴を促し、そこから得られた授業実践への示唆を報告してもらっている。【資料 4-2-4】【資料 4-2-5】
- 2) 授業アンケートの実施：2 種類の授業アンケートを実施している。1 つは、学期末に実施される授業アンケートである。いま 1 つは、学期期間を通してそのつど授業に対する提言等ができる「いつでも授業アンケート」である。前者については、集計結果が各教員に戻され、それを受けての報告書を提出させている。後者については、提言等に対して履修学生への回答を促している。【資料 4-2-6】【資料 4-2-

7) 【資料 4-2-8】

- 3) 授業公開の実施：各期の後半に3週間の期間を定めて、他の教員の授業を自由に見学してもらい、主に授業の展開方法に視点を定めて、見学結果の報告書を提出してもらっている。報告書は授業者に還元される。【資料 4-2-9】【資料 4-2-10】
- 4) FD・SD 推進のための研究会等の実施：センター主催のFD 企画に参加して行う研修会である。令和 5 (2023) 年度は、「パワーポイントの使い方」について、各教員の実践報告をしてもらい検討した。【資料 4-2-11】【資料 4-2-12】
- 5) その他 FD・SD 推進、実施に関すること：授業を学生の目線から検討してもらう目的で、学生 FD 委員を募り、実際に授業見学をしてもらって意見を収集している。【資料 4-2-13】

その他、時宜に応じたトピックスに関して、外部からの講師を招いて研修会を実施している。令和 5 (2023) 年度は、「認証評価の説明会」「PROG の見方の説明会」を実施した。【資料 4-2-14】【資料 4-2-15】

このような活動を通して、教授方法の工夫・開発と効果的な実施を実現すべく、組織として取り組んでいる。

(3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

教員の採用・昇任の規定は整備され、規定に従って適切に運用されており、必要な教員数は確保され適正に配置されている。国際教養学部にあつては、今後の学部再編を見据えて、退職教員の専門領域を踏襲するのではなく、教員数や教員の専門領域を経営会議にて慎重に検討しながら人事計画を立てる。

教員の人事評価に関しては、現状では評価結果が対象者に報告され、自己研鑽を促すに留まっている。評価方法にさらに検討を加え、評価結果の客観性を可能な限り担保した上で、特別賞与の支給など、プラス面に着目した評価結果の利用を、法人の人事評価を踏まえて経営会議にて計画している。

WEB による授業アンケートに関しては、学期末のアンケートの回答率が令和 5 (2023) 年度の実態として、前期 54.1%・後期 44.4%と決して高いとはいえない(ただし母数が履修者数であり中途退学した学生や除籍となった学生も含まれてはいる)。また「いつでも授業アンケート」への投稿数も少ない。大学の授業は「教員と学生とが協働して作っていくもの」という視点の啓蒙に、FD 学生スタッフとともに FD・SD 推進センターが中心となって努めていく。

■ エビデンス集・資料編

- 【資料 4-2-1】開智国際大学教員人事に関わる内規
- 【資料 4-2-2】開智国際大学教員人事評価規程
- 【資料 4-2-3】開智国際大学 FD・SD 推進センター規則
- 【資料 4-2-4】e-learning 実施のエビデンス
- 【資料 4-2-5】e-learning の報告書のフォーム
- 【資料 4-2-6】期末授業アンケートのフォーム
- 【資料 4-2-7】いつでも授業アンケートの掲示物

【資料 4-2-8】 期末授業アンケート結果への報告書のフォーム

【資料 4-2-9】 授業見学実施要領

【資料 4-2-10】 授業見学報告フォーム

【資料 4-2-11】 FD 研修会実施要領

【資料 4-2-12】 FD 研修会実施報告

【資料 4-2-13】 学生 FD 授業見学報告書

【資料 4-2-14】 認証評価説明会の資料

【資料 4-2-15】 PROG 説明会の資料

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、令和 2（2020）年度に策定した中期計画で示す「大学規模の拡大」の達成に向け、令和 5（2023）年度からの学則変更（収容定員変更）認可申請を行い、入学定員 150 名（教育学部 72 名、国際教養学部 78 名）から 220 名（教育学部 130 名、国際教養学部 90 名）の認可を受けた。教員を志望する学生の減少や地域社会におけるグローバル人材需要の高まりなど、社会的背景に寄与するための人材育成を定員増加の目的とする。【資料 4-3-1】【資料 4-3-2】

その目的達成のためには、機動的で効率的な学生募集と広報活動が不可欠であると考え、令和 5（2023）年度の FD・SD 推進センター主催の SD 研修では、「オンラインビジネス戦略の策定」をテーマに、「デジタル・マーケティングの基礎を習得し、ビジネスの成長やキャリアの向上に役立てる」という内容で、多くの顧客（高校生）に届く広告掲載、ウェブトラフィックのデータ分析、商品（本学の特色）やサービス（特待制度や学生生活）を学び、その理解度をチェック、レポートにより振り返りを行った。【資料 4-3-3】

また、学生募集・広報専門のコンサルタントを招聘し、本学が従前から行っている募集広報活動の実施方法を分析・診断結果をもとに今後の募集戦略に繋げるという研修をアドミッションセンター職員および事務局長を対象に実施した。【資料 4-3-4】

その他、法人主催の事務研修「職場におけるハラスメントについて」、認証評価委員会主催「認証評価合同研修会（公益財団法人日本高等教育評価機構）」、FD・SD 推進センター主催「PROG から見る本学の傾向と今後の教育・学生指導について」等に職員全員が参加し研鑽に努めた。【資料 4-3-5】【資料 4-3-6】【資料 4-3-7】

職員の資質・能力の向上に向けた新たな取り組みとして、令和 5（2023）年度より「職員

の業務評価制度」を導入し、所属長による1次評価、常任理事による2次評価を行い、その結果をもとに法人運営会議にて審議を行い、有能な人材に対し特別昇給等の給与査定に反映させた。【資料4-3-8】

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

令和7（2025）年度から5年間の次期中期計画では、①次期広報戦略の構築 ②ICTを活用した業務の効率化 ③大学間連携の強化の3点を掲げ、大学改革を迅速かつ機動的に推進すべく各部署において研鑽に努める。

①については、新たなウェブ広報媒体を活用し来訪者のアクセス情報を分析することにより戦略的な学生募集に繋げる。その専門知識獲得に向けた研修と研鑽を行い全教職員へフィードバックすることで、組織的な教職員協働体制の構築を目指す。

②については、学習管理、奨学金申請、学生証発行、時間割作成、予約管理、証明書発行、予実管理など、ICTの活用により効率化が見込める業務について、他大学の取り組みやシステムの導入事例を知る機会を設定する。

③については、教学面で本学との親和性の高い大学との連携を強化すべく、共同学部の設置、科目等履修生制度、単位互換制度、学生交流等について、連携大学共同での勉強会を積極的に実施していくことで学生の新たな学修機会の創出を目指す。

■ エビデンス集・資料編

【資料4-3-1】中期計画を示す資料

【資料4-3-2】開智国際大学学則

【資料4-3-3】e-learningの実施要領

【資料4-3-4】コンサルによる研修の実施を示す資料

【資料4-3-5】ハラスメントの研修の実施を示す資料

【資料4-3-6】認証評価の配布資料

【資料4-3-7】PROGの配布資料

【資料4-3-8】人事評価の実施を示す資料

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4の自己判定

基準項目4-4を満たしている。

(2) 4-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

職位の別なくすべての専任教員には個人研究室が用意されており、着任時にはデスク、椅子、書架、ロッカー、パソコン、プリンタなどが配備され、研究環境は整備されている。

また、文部科学省科学研究費に関わる通達が、募集要項等を含めて総務会計課から配信され、応募が推奨されている。後述する「個人課題研究費」の申請にあたっては、萌芽的研究は別にして応募が前提とされている。申請に関する手続きや採択後の研究費の管理については、総務会計課が担っている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では「開智国際大学研究倫理規準」を策定し、研究者にはそれを遵守することを求めている。倫理基準を満たしているかどうかに関する相談は、研究倫理委員会にて受け付けている。

研究倫理委員会では、「人を対象とする研究」に対して必要とされる倫理上の重要事項を審査するための研究倫理委員会を設置し、「開智国際大学研究倫理委員会規定」に基づいて、厳正に審査を行っている。「人を対象とした研究」を行う場合には、事前に研究倫理委員会に研究計画等を記載した申請書を提出し、その適否についての審査を受けることを求めている。審査を受けようとする者（申請者）は、「研究倫理審査申請書」を総務会計課に提出する。その後研究倫理委員会が審査をし、その結果は総務会計課を通して申請者に報告される。審査結果は「承認」「再審査」「不承認」「非該当」で示される。【資料 4-4-1】【資料 4-4-2】【資料 4-4-3】

また文部科学省科学研究費の申請にあたっては、独立行政法人日本学術振興会が提供している「研究倫理eラーニングコース」の受講を案内し、その修了証書の提出を義務づけている。科学研究費が支給された場合には、公的研究費の適正かつ効率的な管理・運用を確保することを目的とした「開智国際大学公的研究費取扱規程」に基づいた研究活動が求められている。さらに年度末には副学長、研究・図書・紀要委員長、大学事務局長による研究費の使途と備品の確認等の監査を実施している。これまでに問題となった事例はなく、適切に運用されている。【資料 4-4-4】【資料 4-4-5】

もし「研究倫理規準違反が疑われるような事案が発生し学長が調査の必要性を認めた場合は、学長が、半数以上の外部有識者を含めた調査委員会を立ち上げ審議する」ことが「開智国際大学研究倫理規準」に明示されている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究活動への資源配分として、研究費が支給されている。個人に支給される研究費には「個人基本研究費」「個人課題研究費」の2種類がある。個人基本研究費は専任教員全員に一律に支給されるものであり、7万円が支給される。個人課題研究費は専任教員からの申請と審査結果によって支給されるものであり、21万円・14万円・7万円の申請枠がある。審査にはまず1次審査として研究・図書・紀要委員会あたり、2次審査として学長補佐・副学長あたり、最終的には学長の決裁をもって支給額が決定される。この個人課題研究については、年度末に研究報告書が義務づけられている。【資料 4-4-6】【資料 4-4-7】【資料 4-4-8】

また学内の教員を構成員とする共同研究を推進するために、共同研究費が申請に応じて

支給される。但し、1件200万円を上限とし、教育・研究に関する学内予算の範囲内での支給となる。学内予算の枠は決まっており、そこから個人研究費・個人課題研究費・共同研究費・学部教育経費が配分されている。【資料4-4-9】【資料4-4-10】

RA (Research Assistant) に対する資源配分であるが、本学には大学院は設置されておらず、また教員の専門分野から、RA等の研究補助を行う人的な支援を必要とする研究事例はまれであり配置されていない。個人が自身の研究費の中からあるいは共同研究費や科学研究費、その他の外部資金の中から、それを原資として研究補助のアルバイトを雇用することは可能である。

(3)4-4の改善・向上方策(将来計画)

資源配分(研究費)に関しては十分とは言えない。文部科学省科学研究費などの外部資金獲得が奨励されてはいるが、基礎的な研究の蓄積が十分ないと難しいのが実情である。とりわけ実務家教員や若手教員にはハードルが高いと考えられる。研究・図書・紀要委員会や各学部において、科学研究費を含めた外部資金の申請に関する学内勉強会を開くなど、外部資金獲得への意欲を醸成し、その要領を知る機会を設ける。

また本学は基本的には文系分野でカリキュラムが構成されているが、国際教養学部のデータサイエンスに関わる分野については、別途データサイエンス・ラボの設置を計画し、研究の促進を図っていく。

■ エビデンス集・資料編

【資料4-4-1】開智国際大学研究倫理規準

【資料4-4-2】開智国際大学研究倫理委員会規程

【資料4-4-3】研究倫理審査申請書

【資料4-4-4】開智国際大学公的研究費取扱規程

【資料4-4-5】開智国際大学における公的研究費の不正防止に関する規程

【資料4-4-6】個人基本研究費申請書

【資料4-4-7】個人課題研究費申請書

【資料4-4-8】個人課題研究報告書

【資料4-4-9】開智国際大学共同研究規程

【資料4-4-10】共同研究費申請書

【基準4の自己評価】

研究環境については十分に整備されており、大学として研究支援の態勢も整っている。研究費は十分とは言えないが、あくまでも予算の範囲という域は超えられないため、学生の安定的確保に伴って改善していくことができる。

研究倫理に関しては、現状、十分に機能していると評価できる。

教職員の職能開発については、FD・SD推進センターが中心となって適切に実施されている。参考までに、授業アンケートで授業に対する総合的満足度を聞いている設問(「はい・どちらかといえばはい・どちらかといえばいいえ・いいえ」で回答)に対して、令和5(2023)年度の前期は「はい」が75.5%、後期は75.0%であった。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

学校法人開智学園（以下「本法人」）は、開智高等学校、開智中学校、開智小学校、また開智未来中学・高等学校を設置・運営してきた経験及び実績に基づき、平成 29（2017）年に旧学校法人日本橋女学館と合併し、開智日本橋学園中学・高等学校及び開智国際大学を運営しており、学校法人開智学園寄附行為（以下「寄附行為」）において、教育の目的として「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、国際的な社会で活躍できる創造型、発信型リーダーを育成することを目的とする。」（寄附行為第 3 条）と明確に定めている。【資料 5-1-1】

経営の規律に関しては、役員及び理事会、評議員及び評議員会並びに資産及び会計の在り方について、私立学校法等の関係法令に従い、寄附行為の規定を遵守した運営を行っている。また、監事及び公認会計士の行う監査とも連携協力して経営の規律の維持を図っている。【資料 5-1-2】

学園の監査は、公認会計士による監査と監事が行う監査があり、公認会計士と監事との意見交換会も定期的に行っている。公認会計士による理事者へのヒアリングも公認会計士の来学監査時に必要に応じて年数回実施されている。監事による監査は財産の状況の監査と法人の業務・理事の業務執行に関するものがあり、業務全般に関することは理事会開催ごとに行われる大学の学事報告をもとに実施されている。監査については 5-5-② に詳しく述べる。【資料 5-1-3】【資料 5-1-4】【資料 5-1-5】【資料 5-1-6】

現在、複数年かけた内部監査の仕組みの導入を予定している。監査を通じて学園のルール（業務運用マニュアル・手順等）の周知・共有・実践を図り、学校現場が抱えている問題やリスク、実態を明らかにすることによって、より安全で機能的な組織づくりのための材料とする。令和 5（2023）年度には試験的に特定のキャンパスにおいて、精査した重点監査項目について法人の管理職による実地監査を、また、他キャンパスは書面監査を行うことで、内部監査に係る意識付けを行ったところである。今後は、内部監査に係る規程の策定、内部監査の体制の整備、また、監査計画、監査手順及び評価項目等を精緻化し、体制や計画、手順等に沿って、PDCA のサイクルを繰り返す。【資料 5-1-7】

教職員に関しては、「開智学園就業規則」及び「開智国際大学就業規則」において、守るべき服務規律を明文化しているほか、昨今のソーシャルメディアの浸透・影響等を鑑み、「学校法人開智学園 ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」を策定し、教職員一人ひとりが高い価値観、倫理観を持ち、法令遵守、人権等を尊重しながら行動するよう意識付けを行っている。併せて「学校法人開智学園 ソーシャルメディアポリシー」を

公開し、法人としての指針を示している。【資料 5-1-8】【資料 5-1-9】【資料 5-1-10】【資料 5-1-11】

さらに、「私立学校法」第 47 条、「私立学校法」第 63 条の 2、「学校教育法」施行規則第 172 条の 2、「教育職員免許法」施行規則第 22 条の 6 の規定に従い、適切に閲覧に供するとともに、情報を公表し、「私立学校法」、大学設置基準、「私立学校振興助成法」、学校法人会計基準等の関係法令に基づいた各種内部規程を定め、教職員がアクセス可能な学園内ポータルサイト上に公開し、教職員に情報を共有しながら、健全経営に努めている。【資料 5-1-12】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学の使命・目的を実現するため、令和元（2019）年度に中期計画「開智学園 中期計画書 2020 年度～2024 年度」を策定し、評議員会に諮問後、理事会において決定されている。その中期計画に基づき、毎年度 3 月に翌年度の事業計画および収支予算を評議員会において審議し、理事会で決定、執行している。必要に応じて法人運営会議及び校長会において経営、教育・研究の重要事項に関する調査、協議を実施している。年度中の執行経過は、定期的開催される理事会・評議員会で、各学校の学事報告として報告される。執行した結果については最終的に、翌年 5 月の理事会にて報告、承認を受けた後、評議員会に報告される。なお、この事業報告書については、毎年本法人のホームページにおいて公開している。【資料 5-1-13】【資料 5-1-14】【資料 5-1-15】【資料 5-1-16】

さらに、教職員が一体となって学園の使命・目的を達成するために、学園の教職員全員を集めた全体会を年 2 回開催している。年度初めの全体会では、理事長が前年度の総括、年度方針、重点目標、将来展望等をもとにした所信表明を行い、その年によっては外部講師を招き教育に対する講演や、教科・分掌ごとに分かれた研修を実施している。

11 月に行われる全体研修会では、当番校が学園の目指す方針を基に研究授業と分科会形式の研修会等を開催している。この会でも、理事長は学園の使命や目的の実現に向け、次年度に向けての準備の方向性や、次年度予算に関する基本的な方針を述べている。

このように本学は、使命・目的及び教育目的を中期的な計画に反映させ、継続的に努力している。【資料 5-1-17】【資料 5-1-18】

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

1) 環境保全への配慮

本学のキャンパスの環境としては、令和 5（2023）年度に新校舎が完成し、学生ラウンジやホワイエ等、学生の憩いの場を設けた。キャリアセンターも新校舎へ移動し、ガラス張りにすることで、学生が相談しやすい環境を整備した。また、年間の清掃計画をたてて施設設備の保全、清掃に努めており、常に清潔・清掃を心掛けている。

さらに、学園を挙げて省エネルギーに取り組んでおり、具体的な取り組み内容としては、エアコン設定温度の指定、「クールビズ」の促進、必要最低限の照明等、身近なところから環境に配慮した取組みを実施している。また、全学園的に補助金等を活用し、段階的に照明 LED 化を推進している。

2) 人権への配慮

「学校法人開智学園 個人情報保護規程」「開智国際大学個人情報保護規程」に基づき考え方や対策を定めており、本法人のホームページ上でも「学校法人開智学園 個人情報保護方針」を公開している。また、大学においては学生ガイドブックに「学生及び保証人に係る個人情報の取り扱いについて」を掲載している。

また、学園として「学校法人開智学園 ハラスメント防止規程」「開智国際大学ハラスメント防止等に関する規程」「学校法人開智学園 ハラスメント防止委員会規程」を定め、ハラスメント防止委員会を設置し、委員長からの所信表明を行う等、セクシュアルハラスメントをはじめとしたその他のハラスメントの防止に努めている。【資料 5-1-19】【資料 5-1-20】【資料 5-1-21】【資料 5-1-22】【資料 5-1-23】【資料 5-1-24】

併せて令和 4（2022）年度には「学校法人開智学園 公益通報等に関する規程」を新たに規定し、通報窓口も設置することで、有事に備えられるよう配慮している。【資料 5-1-25】

3) 安全への配慮

安全については、委託業者に委託した定期的な防火設備点検、校舎・構築物の安全点検を行っている。防犯等については正門に警備員を置き、午前 7 時から午後 10 時まで管理を行っている。

また、有事に備え、災害時対応の教職員マニュアル等の危機管理マニュアルや危機管理体制の点検・整備を毎年行うことで、幅広い危機に備え、児童・生徒・学生が安心して教育を受けられる環境保全に努めている。現在、「開智国際大学危機管理規程」を規定し、これに基づいた危機管理体制等を整備している。また、小中高にあつては、学校毎に危機対応マニュアルを作成し、リスク認識、予防策、発生時の対応策を講じている。先に述べた内部監査においても危機管理についてはチェック項目の一つにあげ学園全体で取り組んでいる。【資料 5-1-26】

更に、「学校法人開智学園 衛生委員会規程」「開智国際大学 衛生委員会規程」「学校法人開智学園 ストレスチェック制度実施規程」を制定し、衛生委員会の設置と教職員の安全衛生に関する配慮、健康診断、ストレスチェック等の適切な実施に努めており、労働安全衛生や労働災害に係る外部有識者の研修を実施する等、教職員へ予防的安全衛生の大切さを伝えながら、安全で健康的な仕事や、適切で人間らしい働き方ができるような教育等の実践に努めている。【資料 5-1-27】【資料 5-1-28】【資料 5-1-29】【資料 5-1-30】

情報セキュリティにも配慮し、令和 4（2022）年度に「情報セキュリティ規程」を定めることでセキュリティに関する統一した考え方を示し、注意喚起を行うことで情報セキュリティ事故の発生防止を図っている。また、既述のとおり、令和（2023）年度には、「学校法人開智学園 ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」を策定し、公式ソーシャルメディアアカウントの運用方針を教職員に周知した。【資料 5-1-31】【資料 5-1-32】

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 6（2024）年度には開智所沢キャンパスが開校したことによる組織拡大を受け、より一層、経営及び管理体制の強化が求められることから、法人として、拡大したキャンパスを取り纏め、機能的に対応するべく実効性のある危機管理規程を策定したので、さらに実行力をもたせるためのマニュアルを令和 6（2024）年度に学園全体に周知する。

学園の使命や目的の実現はさらなる改善を行う中で実現していくとともに、環境保全や人権、安全については、法令を遵守する。具体的には、教職員への意識付けを行うため、令和 6（2024）年度中に衛生委員会やハラスメント委員会が主体となり、恒常的に学園内の掲示板を活用して衛生委員会から労働衛生等に係る情報共有や、公益通報、ハラスメントに関する情報共有を定期的に行う運用を整備する。

■ エビデンス集・資料編

- 【資料 5-1-1】 学校法人開智学園 寄附行為
- 【資料 5-1-2】 学校法人開智学園 監事監査規則
- 【資料 5-1-3】 令和 5（2023）年度公認会計士監査日程
- 【資料 5-1-4】 監査報告書（過去 5 年度分）
- 【資料 5-1-5】 公認会計士監査計画概要報告
- 【資料 5-1-6】 公認会計士監査実施報告
- 【資料 5-1-7】 法人監査（内部監査）の実施について（チェックリスト含）
- 【資料 5-1-8】 学校法人開智学園 就業規則
- 【資料 5-1-9】 開智国際大学 就業規則
- 【資料 5-1-10】 学校法人開智学園 ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン
- 【資料 5-1-11】 学校法人開智学園 ソーシャルメディアポリシー
- 【資料 5-1-12】 学校法人開智学園 諸規程集
- 【資料 5-1-13】 開智学園 中期計画書（2020 年度～2024 年度）
- 【資料 5-1-14】 学校法人開智学園第 133 回 評議員会議事録（令和 2 年 3 月 27 日）
- 【資料 5-1-15】 学校法人開智学園 事業計画書
- 【資料 5-1-16】 学校法人開智学園 事業報告書
- 【資料 5-1-17】 学園全体会の所信表明（理事長講話）（令和 6（2024）年度）
- 【資料 5-1-18】 開智学園全体研修会プログラム（令和 5（2023）年度）
- 【資料 5-1-19】 開智学園 個人情報保護規程
- 【資料 5-1-20】 開智国際大学個人情報保護規程
- 【資料 5-1-21】 学校法人開智学園 個人情報保護方針
- 【資料 5-1-22】 学校法人開智学園 ハラスメント防止規程
- 【資料 5-1-23】 学校法人開智学園 ハラスメント防止委員会規程
- 【資料 5-1-24】 開智国際大学ハラスメント防止等に関する規程
- 【資料 5-1-25】 学校法人開智学園 公益通報等に関する規程
- 【資料 5-1-26】 開智国際大学危機管理規程
- 【資料 5-1-27】 学校法人開智学園 衛生委員会規程
- 【資料 5-1-28】 開智国際大学 衛生委員会規程
- 【資料 5-1-29】 開智国際大学衛生委員会 議事録（令和 5（2023）年度分）
- 【資料 5-1-30】 学校法人開智学園 ストレスチェック制度実施規程
- 【資料 5-1-31】 学校法人開智学園 情報セキュリティ規程
- 【資料 5-1-32】 学校法人開智学園 ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

学園は、寄附行為第 17 条第 2 項に、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定して、理事会を最高意思決定機関と位置付け、私立学校法及び寄附行為に定めるところにより、理事会及び評議員会を設置し、これらを毎年度定期的に開催して、使命・目的を実現するために継続的な努力を行っている。理事会及び評議員会は、書面による開催は行わず、基本的に対面で実施しており、コロナ禍以降はオンライン会議による参加環境を整備することで出席率の向上にも資することができている。

また、寄附行為第 16 条には、監事の責務が規定されており、理事会及び評議員会に出席している。【資料 5-2-1】

理事会は、寄附行為第 6 条に定められた手続きによって選任された 11 人の理事で構成されている。このうち 4 人は常勤の理事長、法人事務局長、大学事務局長、法人事務局次長であるため、学園が設置する学校の現状及び課題を十分に認識しており、理事会の決定に反映されている。【資料 5-2-2】

理事会は、毎年 3 月に翌年度の事業計画及び予算を評議員会に諮り決定している。また、5 月に前年度の事業報告および決算を審議・承認し、評議員会に報告しており、事業計画の確実な執行を行っている。また、寄附行為第 17 条第 11 項で「前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。」と規定し、欠席時の意思表示書の提出の取り扱いも定め、事前提出の運用を行っている。評議員会については、寄附行為第 22 条に評議員会への諮問事項が定められ、それ以外の重要事項についても理事会において必要と認めるものは、理事会決議の前に評議員会の意見を聞くことを義務付けている。【資料 5-2-3】【資料 5-2-4】【資料 5-2-5】

理事の選任については、寄附行為第 5 条及び第 6 条に定めておりその規定どおりに運用している。【資料 5-2-6】

また、機動的な意思決定を行うため、理事会機能を補うものとして、理事会の下に「学校法人開智学園 管理規程」に基づき、理事会に次ぐ議決機関として法人運営会議を設置しており、大学の事務局長を含む常任理事が参加し、学園の経営や運用等に関する検討、判断を行っているほか、「開智国際大学経営会議規程」に基づき、経営に係る重要事項の審議および決定を行うことを目的として大学経営会議を実施している。【資料 5-2-7】【資料 5-2-8】【資料 5-2-9】【資料 5-2-10】

大学では理事長が学長を兼務しており、大学経営会議には、学長、学長補佐、副学長、大学事務局長（常任理事）等が参加しており、本学の業務を決するにあたり、理事会または評議員会の専権事項を除く経営に関する権限を有している。

■ エビデンス集・資料編

- 【資料 5-2-1】 学校法人開智学園 寄附行為
- 【資料 5-2-2】 学校法人開智学園 役員等名簿
- 【資料 5-2-3】 事業計画・予算説明書（過去 3 年度分）
- 【資料 5-2-4】 開智学園 理事会議事録（直近 3 月及び 5 月のもの）
- 【資料 5-2-5】 開智学園 評議員会議事録（直近 3 月及び 5 月のもの）
- 【資料 5-2-6】 開智学園 理事会議事録（抜粋）
- 【資料 5-2-7】 学校法人開智学園 管理規程
- 【資料 5-2-8】 学校法人開智学園の事務組織及びその運営に関する規則
- 【資料 5-2-9】 開智国際大学経営会議規程
- 【資料 5-2-10】 開智国際大学経営会議議事録（直近 1 カ月分）

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会及び評議員会については、使命・目的達成に向けて戦略的意思決定を行う体制を整備しており、十分に機能している。今後も法令を遵守し、意思決定機関として、引き続き機動的かつ適切に機能するよう、現在の体制を維持する。

一方、令和 7（2025 年）年 4 月の私立学校法の改正に向けて、理事会及び評議員会の体制および諸問題について準備する。

法人運営会議において私立学校法改正に係る変更点等への対応について検討し、学園がより良い教育を提供できるようにする。さらに、上述の内容を実効性のあるものとするために、法人事務局が令和 7（2025 年）年度までに必要となる規程や内部統制の仕組み等の具体的な取り組み内容を整備する。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

寄附行為では、意思決定権が理事会にあることや、理事長の職務を規定している。また、大学の運営については、重要事項に関して審議する大学経営会議を設置し、教授会及び各委員会が、教授会規程及び各委員会規程に定める教育研究に関する事項を審議しており、最終的な意思決定権の権限と責任は学長（理事長が兼務）に属している。【資料 5-3-7】

理事会には、学長（理事長が兼務）及び大学事務局長が理事として、学長補佐及び副学長が評議員として出席している。既述のとおり、理事会に次ぐ議決機関として法人運営会議を設置しているが、大学の事務局長を含む常任理事が参加し、学園の経営や運用等に関する検討、判断を行っている。【資料 5-3-1】【資料 5-3-2】

最終的な意思決定権の権限と責任は学長に属していることから、学長としてのリーダー

シップが直接反映されるとともに、理事長が学長を兼務することにより戦略的に大学を運営できるガバナンス体制が整備されていると言える。

さらに、本学と法人との情報交換の手段との一つとして、週次で大学経営会議を開催し、学長（理事長が兼務）、学長補佐（評議員）、副学長（評議員）、大学事務局長（常任理事）等が参加し、教学の運営に関する課題、ハラスメント・危機管理に関する事項、情報公開に関する事項等、法人（理事会）と本学において、経営に係る重要事項の審議および決定を行うことで、法人及び大学の各管理運営機関の連携を図っている。このように、法人及び大学各管理運営機関等の中でコミュニケーションが図られ、円滑に意思決定がなされている。【資料 5-3-3】【資料 5-3-4】

また、教学組織運営の円滑化を図る目的で学部長会議及び教授会が設置されている。会議は、原則として、1ヶ月に1回開催される。学長、学長補佐、及び副学長が列席し、本学の将来計画に関する重要事項、教育、研究に関する基本方針等、本学運営に関する全学的な事項等を審議し、大学内の各部門の業務遂行が円滑に行われるように課題や情報の共有化を図り、また、教職員から大学運営に関する意見や提案を聴取している。【資料 5-3-5】【資料 5-3-6】

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

学長は理事長を兼ねており、大学の運営方針等を理事会で説明するとともに、理事会の決定事項を大学に指示・説明する等、法人と大学の情報共有は十分に行われている。また、学園の理事会を最高決定機関として、そこに付議される議案はすべて評議員会に諮問されている。理事長は、寄附行為第7条に基づき監事を2人選任し、監事は理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。過去3年間の理事会開催と理事の出席状況は下表のとおりである。

表 5-3-1 理事の理事会への出席状況（過去3年間）

	令和5年度				令和4年度				令和3年度				平均出席率
	R6.3	R6.1	R5.9	R5.5	R5.3	R5.1	R4.9	R4.5	R4.3	R4.1	R3.9	R3.5	
理事数	10	10	10	10	10	10	10	10	11	11	11	11	
欠席者数	1	0	1	0	1	0	1	1	0	0	2	0	
出席率(%)	90	100	90	100	90	100	90	90	100	100	81.8	100	94

また、寄附行為第7条に、監事の選任については「監事は、この法人の理事、職員（校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と定めており、その職務は、寄附行為第16条に明記されている。理事会は、監事の出席を常例としており、監事は、理事会及び評議員会に毎回出席し、法人・大学の運営状況及び管理状況を把握し、その適否を判断している。監事は、公認会計士との意見交換、情報共有を図り、職務遂行能力の向上を図っている。過去3年間の理事会開催と監事の出席状況は下表のとおりである。

りであり、95%を超える出席率になっている。【資料 5-3-7】【資料 5-3-8】【資料 5-3-9】
【資料 5-3-10】

表 5-3-2 監事の理事会・評議員会への出席状況（過去3年間）

	令和5年度				令和4年度				令和3年度				平均 出席 率
	R6.3	R6.1	R5.9	R5.5	R5.3	R5.1	R4.9	R4.5	R4.3	R4.1	R3.9	R3.5	
人数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
出席者数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1
出席率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	50
													96

評議員会は、私立学校法及び寄附行為に基づき評議員を選考し、「学校法人制度の改善方策について（平成15（2003）年10月10日大学設置・学校法人審議会学校法人分科会学校法人制度改善検討小委員会）」の趣旨から、法人の役員及び教職員の合計は、評議員総数の2/3以内としている。寄附行為第24条に基づき24人を選任しているが、うち8人が学園に所属しない者であり、学校法人に求められる公共性を担保している。

本学からは、学長補佐、副学長、大学事務局長が評議員として出席していることで、法人と大学はオープンな体制の下で相互チェック機能を有しており、適正なガバナンスが維持されている。過去3年間の評議員会開催と評議員の出席状況は下表のとおりであり、概ね85%の出席率となっている。

表 5-3-3 評議員の評議員会への出席状況（過去3年間）

	令和5年度				令和4年度				令和3年度				平均 出席 率
	R6.3	R6.1	R5.9	R5.5	R5.3	R5.1	R4.9	R4.5	R4.3	R4.1	R3.9	R3.5	
評議員数	24	24	24	24	25	25	25	25	25	25	25	25	25
欠席者数	4	3	3	3	3	2	4	5	4	4	5	5	5
出席率(%)	83.3	87.5	87.5	87.5	88	92	84	80	84	84	80	80	85

法人からは学園全教職員参加の全体研修会において、理事長が毎年所信表明を行い、当年度の方針や主な事業が示されている。この方針等を受け法人運営会議及び大学の経営会議において当年度の大学の目標等が示されており、法人と大学とは相互チェックが行われる。

更に、既述のとおり、大学の経営会議には、理事長及び理事がメンバーとなっており、法人の立場から大学運営方針等の意思決定をチェックできる体制となっている。【資料 5-3-11】

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

上述のように、法人と大学において、管理運営は円滑に行われ、各管理運営機関の相互チェックを行うことで、ガバナンスが機能する体制を維持している。

引き続き、学内の意思決定機能がさらに円滑に行われるよう努めるとともに、管理部門と教学部門との連携や、監事による業務の適法かつ合理的な運営及び財産の状況を監査していくため、5-1 でも述べたように、令和 7（2025）年度中の内部監査の仕組みの導入を計画している。令和 6（2024）年度中に、法人運営会議内で、内部監査に係る規程の策定、内部監査の体制の整備を進める。また、より具体的な監査計画、監査手順及び評価項目等を法人事務局内で精緻化し、体制や計画、手順等に沿って、PDCA のサイクルを繰り返すという学園の内部監査の仕組みを強化していく。【資料 5-3-12】【資料 5-3-13】

■ エビデンス集・資料編

- 【資料 5-3-1】 学校法人開智学園の組織機構
- 【資料 5-3-2】 学校法人開智学園 管理規程
- 【資料 5-3-3】 開智国際大学 経営会議規程
- 【資料 5-3-4】 開智国際大学経営会議議事録（直近 1 カ月分）
- 【資料 5-3-5】 開智国際大学学部長会議議事録（直近 1 カ月分）
- 【資料 5-3-6】 開智国際大学教授会議議事録（直近 1 カ月分）
- 【資料 5-3-7】 学校法人開智学園寄附行為
- 【資料 5-3-8】 学校法人開智学園 理事会議事録（令和 5（2023）年度分）
- 【資料 5-3-9】 学校法人開智学園 評議員会議事録（令和 5（2023）年度分）
- 【資料 5-3-10】 学校法人開智学園 学事報告（令和 5（2023）年度分）
- 【資料 5-3-11】 開智国際大学経営会議議事録（直近 1 カ月分）
- 【資料 5-3-12】 学校法人開智学園 監事監査規則
- 【資料 5-3-13】 監事による監査報告書

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本法人では、開智小学校を設置した平成 16（2004）年度から中長期の事業計画（新キャンパス構想）に充てるため、第 1 次計画として平成 22（2010）年度までの 7 年間にかけて、単年度の収支差額から年平均 5.7 億円、総額 40 億円の施設拡充積立金を積み立てた。その積立金を基に、平成 22（2010）年度に新キャンパス（加須キャンパス開智未来高等学校・中学校、守谷キャンパス開智望小学校）の設置及び既存岩槻キャンパスの宿泊棟建設、校舎増築等の中長期事業計画（7 年間）を策定し、計画を実施してきた。

第2次計画として、平成23(2011)年度から平成27(2015)年度の5年間にかけて総額20.5億円の施設拡充積立金を積み立て、新キャンパスである学校法人日本橋女学館との合併、日本語学校の設置、守谷キャンパスの中等教育学校設置の7年間の中長期事業計画を策定し、実施してきた。

第3次計画として、平成30(2018)年度から令和4(2022)年度の5年間にかけて総額約44億円の施設拡充積立金を積み立て、次の新キャンパス構想である柏キャンパス(開智国際大学)の校舎建設と所沢キャンパス(開智所沢中等教育学校・小学校)の設置を計画、策定した。計画に沿って令和4(2022)年度に開智国際大学の新校舎(4号館)は完成、令和5(2023)年度に開智所沢中等教育学校・小学校の校地、校舎・体育館等建築工事が完成となり、校具・教具・備品等も整い、令和6(2024)年4月に開校となった。

また、上記学園のキャンパス構想としての事業計画以外にキャンパス毎に施設の改修、設備のリニューアル、ICT教育の環境整備等に充てるため、各キャンパスで10年計画の「長中期予算」を策定している。学園から人数に応じて割当てる長期予算と活用できる補助金、後援会をはじめとする寄付金、金融機関からの借入金を財源として優先順位を決め、年度毎に実施する事業を決定している。【資料5-4-1】【資料5-4-2】

財務的には、法人全体の学生生徒等人数は、令和3(2021)年度6,491人、令和4(2022)年度6,624人、令和5(2023)年度6,706人と順調に推移しており、開智所沢中等教育学校・小学校が開校した令和6(2024)年度は7,567人となった。学生生徒等納付金収入は、令和元(2019)年度3,681,482千円から令和5(2023)年度4,207,842千円に14.3%増加し、令和6(2024)年度予算では5,046,946千円を計上している。

一方、人件費支出は令和元(2019)年度3,988,811千円から、令和5(2023)年度4,634,338千円と16.2%増加している。学納金の増加率に比べ人件費の増加率が1.9%高いが、これは令和6(2024)年度所沢キャンパスの開校準備のため小学校準備室を令和4(2022)年度から中等教育学校準備室を令和5(2023)年度から設置し、先行して教職員を採用していること、令和5(2023)年度に定員が増加した大学の人件費の先行投資によるものである。

活動区分資金収支計算書において、教育活動でキャッシュフローが生み出せているかを測る教育活動資金収支差額は令和元(2019)年度～令和5(2023)年度の平均は約15億円前後を保持しており、その比率も5年間を通じて20%以上をキープできている。また、施設設備活動資金収支、その他の活動による資金収支をすべて含んだ支払資金についても令和元(2019)年度以降毎年5億円～6億円余り増加しており、令和5(2023)年度末は4,658,782千円の支払資金を有しているため、キャッシュフロー上の心配はない。【資料5-4-3】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本法人の財務状況については、経常支差額および基本金組入前当年度収支差額が収入超過の状態を順調に保っている。具体的には令和元(2019)年度から令和5(2023)年度までの5年間の平均経常収支差額は6億3,942万円であり、基本金組入前当年度収支差額は7億6,143万円である。事業活動収支差額比率の5年間の平均は10.9%となっている。

年度推移を見ると、令和5(2023)年度は経常収支差額比率5.9%、事業活動収支差額比率7.4%とそれまでの10%を超えるポイントを下回っているが、これは5-4-①の人件費の増

加で述べたように所沢キャンパスの開校前の人件費および募集活動や入試経費・教育活動の準備費用を支出しているためである。

令和 6 (2024) 年度開校の開智所沢中等教育学校・小学校は定員を大幅に上回る 721 人の入学者が決定していることから、令和 6 (2024) 年度は、令和 2～3 (2020-2021)) 年度を上回る 9 億円近くの収支差額が見込まれる。

基本金組入額を差引いた収支差額は、所沢キャンパスの土地・建物・什器取得 (令和 4～5 (2022-2023) 年度)、開智望中等教育学校の設置 (令和 2 (2020) 年度)、加須キャンパスの土地購入 (令和 2 (2020) 年度)、開智望小学校設置 (平成 27 (2015) 年度)、開智高等学校通信制設置 (平成 28 (2016) 年度) と大きな事業が続いたことで基本金組入額が大きくなったため、支出超過の年度が生じている。今後はさらに財政基盤を強くして適正な事業計画のもとで収支バランスを図る。

令和 5 (2023) 年度財務諸表によると、現金預金は 4,659 百万円、正味財産は 23,212 百万円と、存続を可能とする安定した財政基盤を確立している。

事業活動収支については、教育活動収支差額 443 百万、経常収支差額 423 百万、基本金繰入前当年度収支差額 540 百万円の収入超過であり、収支バランスを確保している。【資料 5-4-3】【資料 5-4-4】【資料 5-4-5】

(3) 5-4 の改善・向上方策 (将来計画)

財務基盤をなお一層強固に確立するため、定員を満たしていない学校の学生・生徒数を確保して学費の収入を安定させる必要がある。特に令和 5 (2023) 年度に定員増した開智国際大学の入学生の継続した定員確保が重要である。令和 6 (2024) 年 3 月に、学校法人親和学園の神戸親和大学と開智国際大学は教育研究に関する包括連携協定を締結し、授業科目の単位互換、相互科目履修を始めとする連携教育事業に着手している。連携協定の期限である 5 年の間に一定の成果を出し、定員増後の 880 名の定員を充足する令和 9 (2027) 年度には大学単体での収支状況を均衡できる見込である。その間は、法人全体で現在の安定した財政基盤を維持する。

併せて、事業計画に対して活用できる補助金の申請や、寄付を継続的に募り、周年行事等を通じて後援会、同窓会等より広範囲に寄付の働きかけを行っていく。

■ エビデンス集・資料編

【資料 5-4-1】 令和 5 (2023) 年度 学校法人開智学園 事業報告書

【資料 5-4-2】 令和 6 (2024) 年度 学校法人開智学園 事業計画書

【資料 5-4-3】 財務計算書類 (令和元 (2019) 年度から令和 5 (2023) 年度)

【資料 5-4-4】 令和 6 (2024) 年度第 1 回補正予算書

【資料 5-4-5】 財産目録 (令和元 (2019) 年度から令和 5 (2023) 年度)

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本法人の会計処理は、「学校法人会計基準」「学校法人開智学園経理規程」等の諸規定に基づき行われている。【資料 5-5-1】

予算については、理事長が決定した予算編成の基本方針及び予算のガイドラインに沿って、各部門が事業計画および具体的な予算項目を立て予算要求をする。予算責任者から提出された事業計画の妥当性、予算の優先順位等を検討して理事長が作成した予算案は、評議員会に諮問したうえで理事会において決定される。

予算の執行にあたっては、分掌予算執行要領に基づき、各部門の予算担当者が物品等購入・予算申請書をワークフローで作成する。事務担当者（大学においては総務会計課）で予算照合を行い、所属長が承認する。その後、事務用度係が物品等の発注をし、用度係は納品された物品を検収した後、請求書を添付する。法人事務局経理課（大学においては総務会計課）での確認を経て、経理担当者は会計システムによって伝票を作成する。業者への支払いは原則として銀行振込によっている。【資料 5-5-2】

期中における事業計画の変更、学生生徒等及び教職員の異動等による変更など、当初予算と大きく変更のあった場合は年 2 回以上の補正予算を策定し、評議員会の諮問を経て理事会で承認を受けている。

決算については、収支計算書、貸借対照表、財産目録及び事業報告書を会計年度終了後 2 ヶ月以内に作成し、監事の監査報告書を付して、理事会の承認を得たうえで、評議員会において報告している。【資料 5-5-3】

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査については、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく公認会計士による会計監査及び私立学校法第 37 条第 3 項第 4 号に基づく監事による監査を行っている。

公認会計士による監査は、監査計画の策定から始まり、理事長・常勤理事等執行部とのコミュニケーション、監事とのコミュニケーションを経て、内部統制の整備運用状況での監査を受ける。具体的には第 1 にワークフローによる稟議手続き、予算執行の手続きの妥当性の監査を受ける。第 2 に、財務会計プロセス、学生納付金プロセス、購買・経費プロセス、人件費プロセス、固定資産管理プロセス、外部資金プロセス、その他収入プロセスについて、元帳及び帳票並びに各台帳やエビデンス照合による監査が行われる。第 3 に各キャンパスに直接出向いて、各業務担当者とのヒアリング、現金管理、棚卸台帳と施設設備等の現物確認がある。第 4 に会計年度終了日後に実査手続きが行われ、決算に伴う各種資料、元帳、帳票と計算書類等の照合・確認が行われる。【資料 5-5-4】【資料 5-5-5】

これら会計監査手続きには 4 人の公認会計士により令和 4（2022）年度会計監査では年間延べ 93 日、651 時間行われた。令和 5（2023）年度会計監査は年間延べ 99 日、686 時間行われた。先に述べた理事長含む執行部とのコミュニケーションの他、法人事務局長との面談による意見交換も行い、不正や過失の防止と発見に努めている。

一方、監事による監査については、年度毎に監査計画が立てられ、先に述べた公認会計

士との定期的なコミュニケーション、理事長・常勤理事等執行部とのコミュニケーションを通じて学園組織のガバナンスについて監査を実施している。【資料 5-5-5】【資料 5-5-6】

令和 6 (2024) 年度開校の新キャンパス（開智所沢中等教育学校・小学校）の設置にあつては、所管課の現地における実地調査に監事が立ち会い、審議委員との質疑応答、施設・設備について同行して確認した。大学の新校舎完成の際も、監事は現地にて施設・設備の見学に合わせ、学則定員増後の募集状況等についてエビデンスや大学の事務局長との面談を通して、現状把握と問題点を確認している。さらに理事会及び評議員会に毎回出席し、各学校からの学事報告を確認するとともに、法人業務の運営および理事の業務執行が適正に行われているか監査している。

決算については、監事は決算案が完成した時点で事業報告書、計算書類、財産目録等の内容を確認し、事務局からの説明を受けて財産の状況について検証している。併せて公認会計士からの監査報告を受けて、財政状態や保全状況等について意見交換を行い、その妥当性を判断している。また、寄附行為第 16 条に定めるとおり監査報告書を作成、理事会及び評議員会に提出し、意見を述べている。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

令和 7 (2025) 年 4 月に施行される私立学校法改正に伴い、学校会計基準の改正も実施される。令和 7 (2025) 年度予算から新会計基準となるので令和 6 (2024) 年度中に改正による具体的変更点を踏まえて計算書類変更の対応をする。また、公認会計士のアドバイスも受け適正な会計処理ができるように法人事務局が準備する。併せて、内部統制に係るガバナンスの在り方も一層強化されるので、法人運営会議での協議を深めて「学校法人開智学園経理規程」および運用規定である「学校法人開智学園経理規程細則」を令和 6 (2024) 年度中に見直す。

■ エビデンス集・資料編

【資料 5-5-1】学校法人開智学園 経理規程

【資料 5-5-2】分掌予算執行要領

【資料 5-5-3】監事監査報告書（令和元（2019）年度から令和 5（2023）年度）

【資料 5-5-4】公認会計士による監査実施

【資料 5-5-5】公認会計士による理事者ヒアリング

【資料 5-5-6】監事監査および公認会計士との連携

[基準 5 の自己評価]

学園は、学校教育法、私立学校法、私立学校振興助成法をはじめとする関係法令を遵守し、学園の最高決定機関である理事会の運営は、寄附行為に基づいて適正に行われている。また、業務執行体制の機能性を高めるために諸規程を整備し、法人運営会議、大学経営会議、大学運営会議、小中高校長会、管理職会議を通してリーダーシップとボトムアップのバランスがとれた運営ができています。財務基盤については収支バランスの確保が図られており、会計監査は適正に実施されている。以上のことから、基準 5 の基準は満たしていると判断する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

「開智国際大学学則」の第 1 条に、「開智国際大学（以下「本学」という。）は、総合的創造的な学術技術を研究教授して、社会においてこれを躬行実践、気品知徳の模範として指導的役割を果たす人材を育成するとともに、広く国際社会全体の平和と文化の発展に寄与することを目的とする。」と規定し、第 2 条に、「本学は、その教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。」と規定し、大学の使命・目的を達成するための自主的な自己点検・評価を実施することと明記している。平成 29（2017）年度には、公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受け、「日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する」とされている。【資料 6-1-1】【資料 6-1-2】

内部質保証の実施に際しては、「開智国際大学内部質保証規程」の第 3 条に「組織、教育・研究活動及びその支援、学生の受入れ、修学・生活・進路支援、教育・研究環境の整備、管理運営・財務等に関する取組について点検・評価し、教育研究機関としての質の改善・向上を図り、学長自らの責任において説明・証明する体制を構築し、及び運用する」とあり、大学運営の全般にわたり学長が責任をもって実施することが明記されている。また、第 4 条に以下のように任務が明記されている。

第 4 条 内部質保証委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 内部質保証を実現する体制の整備、運用、検証及び改善方針の立案
- (2) 大学全体の自己点検・評価活動に関する方針の策定
- (3) 自己点検・評価活動における自己点検・評価委員会並びに各学部及び各部局への指示
- (4) 自己点検・評価活動の結果（外部評価等による指摘事項を含む。）に基づく全学にかかわる改善を要する事項の改善方法の検討

その構成は、学長補佐、副学長、学部長、教務委員長、学生委員長、FD・SD 推進センター長、IR 室長、大学事務局長、その他学長が委嘱する者からなる。【資料 6-1-3】

下図に内部質保証の体制を示した。

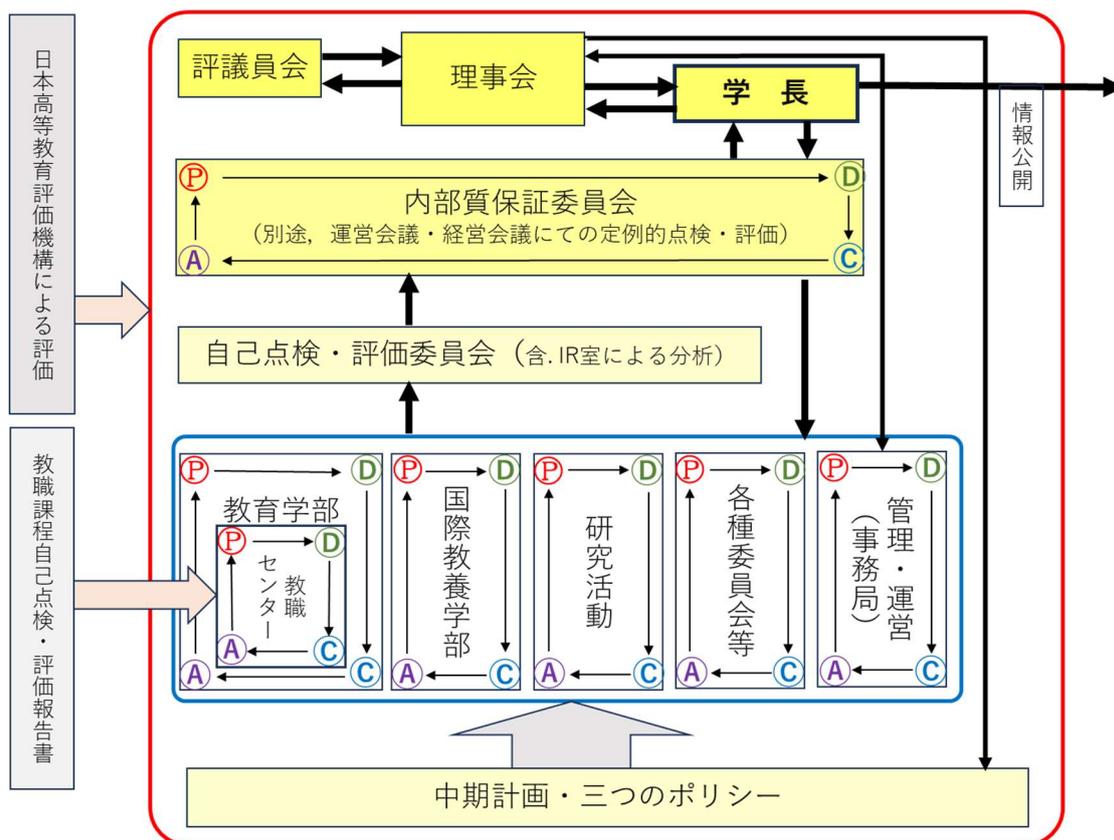


図 6-1-1 内部質保証の体制

本学では、経営会議と運営会議が隔週で開催されている。経営会議は「開智国際大学経営会議規程」で、「法人（理事会）と本学において、経営に係る重要事項の審議および決定を行うことを目的とし、「本学の業務を決するにあたり、理事会または評議員会の専権事項を除く経営に関する権限を有する」ことが明記されている。運営会議は「開智国際大学運営会議規程」で、「本学と各学部の運営に係る重要事項の審議および決定を行うことを目的とする」ことが明記されている。

経営会議においては、中期計画を踏まえた大学全体としての方向性を検討している。例えば、大学が置かれている現状と現在の学部のあり方や、委員会等の組織体制、教員人事の方向性、学生募集の方向性等である。

一方運営会議においては、各学部の学部会議等を経た現状と問題点の報告及びその対応案等が学部長から示され、審議を経て対応を決定している。また事務局からは、主に教務委員会や学生委員会で審議された事項の報告があり、それらについても審議し対応を決定している。

経営会議・運営会議にて審議した大学としての内部質保証に関わる短期的・中期的方針は、法人の方針とともに、原則として月に1回開催される教授会（全専任教員が参加）の冒頭にて学長より明示されている。教授会の議事録は教職員全員に配信され、全員の共通理解となっている。すなわち、質保証のための議論は年間を通じて恒常的になされている。また、年度当初に行われていた「開智学園全体会」を令和6（2024）年度より大学単体での開催とし、中期計画も踏まえた内部質保証の方針が学長より示された。【資料 6-1-4】【資

料 6-1-5】【資料 6-1-6】

なお本学の内部質保証委員会の施行は令和 6（2024）年度 4 月 1 日となっているが、上述のとおり、それまで内部質保証のための PDCA サイクルがなかったわけではなく、内部質保証委員会の役割を運営会議が担っていた。この運営会議を拡大した体制で、内部質保証の方針を明確にし全教職員にそれを明確に意識させるために委員会が立ち上げられた。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証のための組織は整備され責任体制も明確になっていたが、規程を作り、上図のような体制でこれまで教職員に示されていなかった。今回、開智国際大学内部質保証規程が作成され、内部質保証のシステムが可視化されたため、今後、FD・SD 研修にて各部署の役割を改めて周知する。

■ エビデンス集・資料編

【資料 6-1-1】開智国際大学学則

【資料 6-1-2】平成 29 年度大学機関別認証評価評価報告書

【資料 6-1-3】開智国際大学内部質保証規程

【資料 6-1-4】開智国際大学経営会議規程

【資料 6-1-5】開智国際大学運営会議規程

【資料 6-1-6】令和 6（2024）年度開智学園全体会の時程表

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

自己点検・評価の内容については、「開智国際大学学修成果に対する評価の方針（アセスメント・ポリシー）」に掲げられている。現在実施されている自己点検・評価には、以下のようなものがある。【資料 6-2-1】

1) 教育サービスの受給者である学生の声をまずは聴くべく、学生の声を集める機会を複数設けている。

① 教育関係

FD・SD 推進センターが 2 種類の授業アンケートを実施している。1 つは「いつでも授業アンケート」であり、授業期間中、履修している授業に対して WEB を通じて意見を授業担当者に伝えることができる。もう 1 つは、学期末に基本的には全授業で一斉に実施される WEB による「授業アンケート」である。これについては全体集計結果や学部ごとのクロス集計結果が全教員に配信される。全体集計結果についてはホームページにも

公開している。上記 2 種類のアンケート結果については、管理職で共有できている。これら 2 種類の授業アンケートによって、学生が受講している授業に対してどのように感じているか、もしくは考えているかを把握することができる。【資料 6-2-2】【資料 6-2-3】【資料 6-2-4】【資料 6-2-5】

② 学生生活関係

学生委員会が実施している 4 種類の調査を以下に示す。1 つは WEB による学生生活に関する意見をいつでも投稿できる「WEB 提案箱」である。2 つ目は「学長への提案箱」である。学内 4 ヶ所（学生食堂前・2 号館 1 階のエントランス・4 号館 1 階学生ラウンジ・図書館 1 階）に設置されている。意見・提案については、学生食堂前の掲示板を通して、関係部署からの回答が学生に伝えられている。【資料 6-2-6】

3 つ目に「新入生アンケート」である。新入生の志望動機や大学への期待、アドミッション・ポリシーの認知度、それらに対する現在の自身の能力に対する自己評価などで構成されている。4 つ目は、全学生を対象に実施される「学年末アンケート」である。大学の設備に対する満足度や大学生活の満足、事務局窓口の対応、日常生活の実態（学習時間や睡眠時間等）等を調査している。集計結果については教職員及び学生に開示されている。【資料 6-2-7】【資料 6-2-8】

2) 大学からの評価として、以下の項目を点検評価している。

① 履修カルテ

教育学部の教職課程を履修している学生には、履修カルテへの記入が義務づけられている。履修カルテには単位修得科目と成績や学生自身の単位修得状況に対するコメントが記入されている。【資料 6-2-9】

② ジェネリックスキルを測定する「PROG」の結果

国際教養学部にあつては、PROG の結果を受けて、リテラシーやコンピテンシーの低位カテゴリーにおける本学部の学生の相対的に優れている点や物足りない点について、学部内で確認している。教育学部にあつては、PROG のリテラシーやコンピテンシーの低位尺度とアドミッション・ポリシーやディプロマ・ポリシーを対応させ、同様に学部内で確認している。【資料 6-2-10】【資料 6-2-11】

③ 卒業生に対するアンケート

令和 4 (2022) 年度の卒業生に、身につけていると思う能力や資質等を尋ねた「開智国際大学の教育についてのアンケート調査」を実施している。【資料 6-2-12】

3) 外部評価として、以下のことを実施している。

① 令和 5 (2023) 年度には両学部を対象に、PROG を 1 年生と 3 年生に実施した。結果は学生本人に返却され、その結果をどのように活かすかの説明会が開かれた。また全教職員に本学の実態把握のために全体集計結果が示された。【資料 6-2-13】

② 全学的に、日本人学生は TOEIC、留学生は JLPT (日本語能力試験) の受験が強く奨励されており、学内で TOEIC-IP テストが実施されている。その集計結果より、本学学生の英語力の把握が行われるとともに、英語教育担当委員会においてスコアアップの対策が検討されている。

③ 教育学部の 1・2 年生には日本語検定の受験を義務づけられている。それによって、教員として必須の素養としての日本語能力の現状把握を行っている。

④ 就職先の企業に対するアンケート

令和 4 (2022) 年度の卒業生が就職した企業に対して、本学卒業生に対する印象や感じていること等を尋ねた「開智国際大学の教育と卒業生についてのアンケート調査」を実施している。【資料 6-2-14】

4) 教職員の評価

① 教員の評価

年度末に、教育・研究・社会貢献・運営の 4 つの領域を対象に、客観化できるデータと教員による自己報告をもとに、教員の人事評価を行っている。【資料 6-2-15】

② 職員の評価

令和 5 (2023) 年度より「職員の業務評価制度」を導入し、所属長による 1 次評価、常任理事による 2 次評価を行い、その結果をもとに法人運営会議にて審議を行っている。【資料 6-2-16】

以上のような活動を通して、内部質保証のための自己点検・評価を実施しており、その評価内容に応じて教職員で共有している。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、各委員会やセンター等が様々な調査を行っている。FD に関わる調査（学期末の授業アンケート）データについては、FD・SD 推進センターがデータを管理し分析にあたっている。学生委員会が実施している新入生及び学生アンケートについては、学生委員会がデータを管理し分析にあたっている。履修カルテや日本語検定の結果については教育学部が、TOEIC の結果については英語教育担当委員会がデータの収集と分析にあたっている。その他、必要に応じて調査がなされることがあるが、実施された調査結果については、各実施主体部署が責任をもって管理し分析している。

また教務学生課が有している学生の成績データを基に、IR 室が分析にあたっている。例えば、GPA の分布であったり、学年ごとの取得単位数の分布であったりである。それによって学生の学修行動の全体像を把握することが可能となる。【資料 6-2-17】

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、年度末には各部署が作成したものを自己点検・評価委員会がまとめ、編集した「年次報告書」を大学ホームページで公開してきた。各部署は、現状を把握するために、アンケートや面談などの調査を行い、データを分析してきたが、今後は部署の枠を超えた、より包括的な状況把握と対応を取れるよう IR 室が参画していく。具体的な参画の動きとして、今年度から学長、学長補佐、副学長、教育学部学部長、国際教養学部学部長、主要委員会（入試委員会、教務委員会、学生委員会、キャリア委員会）の各委員長、総務会計課長、教務学生課長が参加する学部長会議に IR 室長が参加し、各部署がエビデンスに基づく活動指針を協議したり共有したりする体制が整えられたところである。

■ エビデンス集・資料編

【資料 6-2-1】開智国際大学学修成果に対する評価の方針（アセスメント・ポリシー）

【資料 6-2-2】「いつでも授業アンケート」の案内

- 【資料 6-2-3】「いつでも授業アンケート」の回答フォーム
- 【資料 6-2-4】学期末授業アンケートの実施要領
- 【資料 6-2-5】学生授業アンケートの回答フォーム
- 【資料 6-2-6】提案箱への回答例
- 【資料 6-2-7】新入生アンケート回答フォーム
- 【資料 6-2-8】学年末アンケート回答フォーム
- 【資料 6-2-9】教育学部履修カルテ
- 【資料 6-2-10】国際教養学部 PROG の分析結果
- 【資料 6-2-11】教育学部 PROG の分析結果
- 【資料 6-2-12】開智国際大学の教育についてのアンケート調査
- 【資料 6-2-13】PROG の説明会
- 【資料 6-2-14】開智国際大学の教育と卒業生についてのアンケート調査
- 【資料 6-2-15】教員人事評価フォーム
- 【資料 6-2-16】職員の業務評価制度
- 【資料 6-2-17】IR 室分析結果報告

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

各学部は、それぞれ独自の評価項目を設定し、PDCA サイクルを回しながら自己点検・評価を実施している。各学部においては、原則として月に 1 回開催される学部会議において、現状の問題点(C)の対応について議論され(A・P)実行に移されている(D)。教職センターにおいては、学部会議に続いて、教職センター会議が開かれ問題点を逐次抽出し対応を練っており、年間の活動報告と次年度の活動計画を示した「教職センター活動報告」を発行している。またそれぞれの学部のディプロマ・ポリシーに応じた自己点検・評価を、以下の図に示す PDCA サイクルでまわしている。なおこの図は、オープンキャンパスに来学した高校生やその保護者に提示して説明をしている。【資料 6-3-1】【資料 6-3-2】

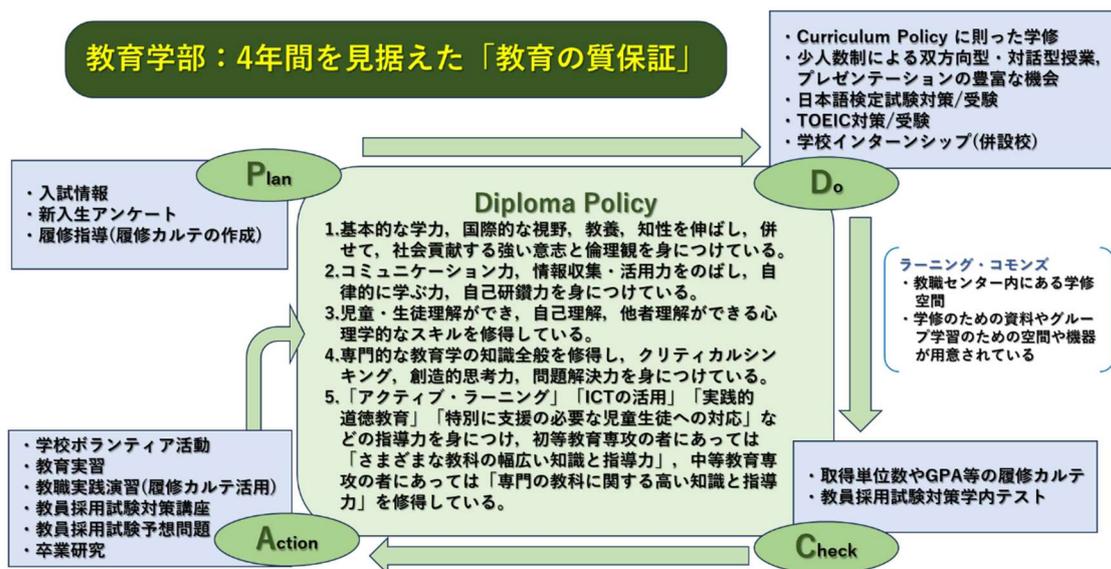


図 6-3-1 教育学部の「教育の質保証」のための PDCA サイクル

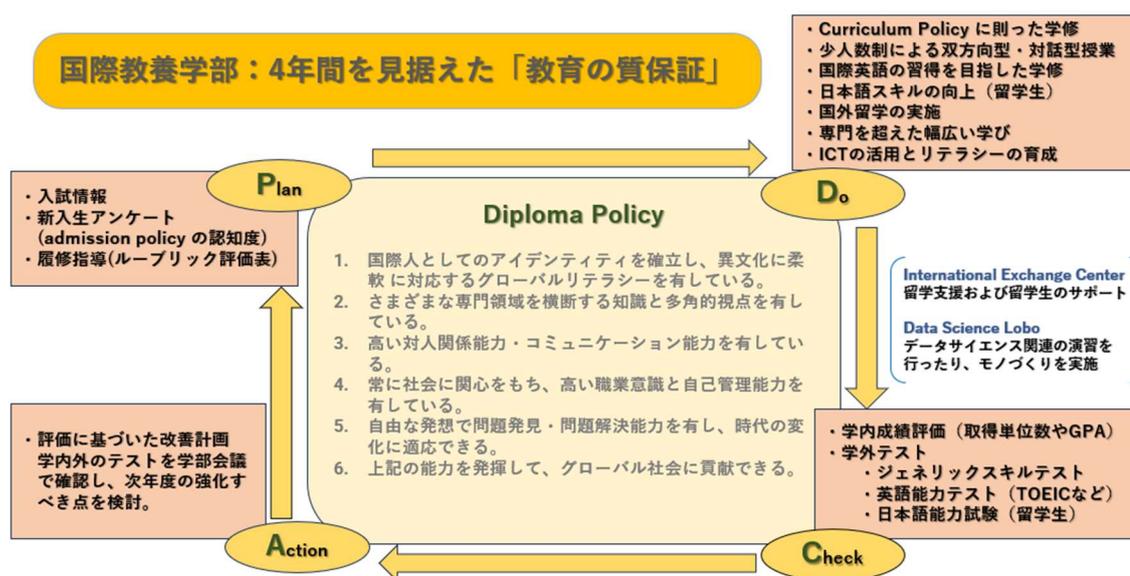


図 6-3-2 国際教養学部の「教育の質保証」のための PDCA サイクル

各委員会やセンターにおいては、年度末に活動報告(D)と活動の評価(C)、会議での審議(A)を経て来年度の活動予定(P)を決定している。

教員人事評価については、教育、研究、社会貢献、管理・運営の4つの側面から、年度末に客観的データと各教員からの自己報告を基に評価をし(C・A)、評価結果を各教員に返している。この評価を基に各教員は、次年度の自身の活動目標を立てている(P・D)。【資料 6-3-3】

事務局においては、例えばアドミッションセンターでは上記と同様に、学生募集活動報告(D)と実績(C)を評価し、新たな戦略を検討し(A)、具体的な活動予定(P)を決定している。但し学生募集の経過状況によっては、先述のとおり重要課題として学長が「アドミッショ

ンセンター会議」に参加し、柔軟に対応している。

このような各部署での PDCA は、2 週に 1 回開催される運営会議にて逐次、各学部長及び事務局から報告(D)・検討され(C)、学長から再検討を含めて指示が出されている。以上のように、教務の問題やアドミッションの問題等、主要な事項は運営会議で検討されながら年間を通して進んでいるが、大学全体としては、そこに上がって来なかった委員会及びセンターの PDCA を含めて、自己点検・評価委員会が吸い上げて報告書を提示している。また、この年次報告書の中から重点項目について簡潔にまとめた事業報告及び次年度の事業計画は「事業計画」として法人に提出されている。【資料 6-3-4】【資料 6-3-5】

本学では、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を参考にした評価項目を参考にした自己点検・評価を行っており、自己評価委員会のもとで作成された自己点検・評価書は毎年大学のホームページに公表している。本学は平成 29 (2017) 年度に公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審し、認証を得ている【資料 6-3-6】

(3) 6-3 の改善・向上方策 (将来計画)

昨年度末、内部質保証委員会が設立され、内部質保証のための PDCA サイクルを円滑に進める体制が整えられた。IR 室に集積されるデータをさらに整備し、各種データの一元化を図り、「アセスメント・ポリシー」に基づいてさらに詳細な分析を展開することによって、三つのポリシーのチェック機能を充実させる。加えて外部評価員の導入も経営会議にて検討していく。

■ エビデンス集・資料編

【資料 6-3-1】 令和 5 (2023) 年度委員会日程

【資料 6-3-2】 令和 5 (2023) 年度教職センター活動報告

【資料 6-3-3】 開智国際大学教員人事評価規程

【資料 6-3-4】 令和 5 (2023) 年度年次報告書

【資料 6-3-5】 令和 5 (2023) 年度事業報告書

【資料 6-3-6】 平成 29 年度大学機関別認証評価報告書

【基準 6 の自己評価】

本学では、内部質保証委員会を設置し、各部署において PDCA サイクルに基づいてなされた自己点検・評価を中期目標との関連を含めて検討し、学長の責任において、教育研究機関としての質の改善・向上を図っている。自己点検・評価に際しては、三つのポリシーを起点にしたアセスメント・ポリシーに沿って、IR 室によるデータ分析を含めた多様な観点からなされている。以上のことから「基準 6. 内部質保証」の趣旨を満たしていると評価できる。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域交流・連携

A-1. 地域と大学の人材交流

A-1-① 地域と大学の人材交流

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1) 教育学部のボランティア活動

① 柏市教育委員会主催の学習会

柏市教育委員会が実施する「放課後子ども教室（ステップアップ学習会）」、「夏休み子ども教室」に、本学の学生が参加している。この活動は、教員としての資質を向上させることをねらいとしている。柏市「放課後子ども教室（ステップアップ学習会）」は、児童の学習意欲の向上と学習習慣の定着を目的として柏市内の小学校で実施されている放課後の学習会である。「夏休み子ども教室」は、放課後子ども教室の一環として柏市教育委員会が主催する、子ども達の知的好奇心を引き出す機会を提供するものである。

表 A-1-1. 令和 5（2023）年度参加者内訳

ボランティアの名称	会場等	実施日又は年間回数	参加人数
柏市放課後子ども教室 （ステップアップ学習会）	柏第五小学校	年間 19 回	各回 17 名
夏休み子ども教室 （立体模型づくり）	中央公民館	7 月 28 日（金）	4 名
夏休み子ども教室 （電気と磁石で遊ぼう）	中央公民館	7 月 28 日（金）	4 名
夏休み子ども教室 （手話でコミュニケーション を取ってみよう）	リフレッシュプラザ柏	8 月 25 日（金）	12 名

② 柏学園ボランティア

学校現場における体験・ボランティア活動に取り組むことにより、学校現場や教員の仕事に対する理解を深め、教員の資質を高めることを目的として、「柏学園」にてボランティア活動を行っている。「柏学園」は、東京都中央区立小学校の児童が自然体験や共同生活を体験する移動教室（セカンドスクール）のことである。令和 5（2023）年度は、全 6 回のボランティア活動を実施し、延べ 27 名が参加した。

表 A-1-2. 令和 5 (2023) 年度参加者内訳

ボランティア開催日	学校名	参加人数
6月20日(火)	明石小学校	5名
6月21日(水)	月島第一小学校	5名
6月22日(木)	明正小学校	6名
10月26日(木)	月島第2小特別支援学級	3名
10月31日(火)	銀座中特別支援学級	4名
11月1日(水)	銀座中特別支援学級	4名

2) トーランス市との「学生の交換派遣プログラム」による海外交流

本学では柏市と連携して、アメリカのトーランス市との海外交流を通じて地域と連携しながら人材育成を推進している。この取り組みは、毎年開催されるトーランス市と柏市で行われている学生の交換派遣プログラムにより推進されており、双方の学生が異なる文化や生活習慣を直接体験する貴重な機会となっている。【資料 A-1-1】

今年は、本学から1名の学生がトーランス市を訪問する予定である。同時に毎年、トーランス市の学生も本学を訪れ、授業への参加や様々なイベントを通じて学生との交流を深めている。特に剣道部による剣道の体験や吹奏楽部による演奏会は、日本の伝統や芸術に触れる貴重な機会となり、双方の学生にとって有意義な時間となっている。【資料 A-1-2】

さらに、留学生の帰国に際しては、柏市が企画する送別パーティーを本学が全面的に支援している。このようなイベントを通じて、学生は留学生が滞在中に得た経験を共有することができ、また地域の方との絆を深める場ともなっている。

このような地域間の連携と交流は、学生の視野を広げるだけでなく、将来的な人材育成にも大きく寄与する。異文化理解や国際的な視点を持つ人材は、今後のグローバル社会において極めて重要である。本学は、このような取り組みを通じて、学生一人ひとりの成長を支援し、地域社会とのより強い連携を築くことを目指している。

(3) A-1の改善・向上方策(将来計画)

柏市教育委員会が実施する学習会については、コロナ禍であった令和3(2021)年度及び令和4(2022)年度は、実施に当たり、実施回数を減らしたり急遽開催が中止されたりするなど、様々な制約の中で、配慮・工夫しながら実施された。令和5(2023)年に新型コロナウイルス感染症が5類に移行となり、柏市教育委員会が実施する学習会、及び柏市に移動教室を有する東京都中央区立小学校でのボランティア活動に通常どおり参加することができるようになった。だが、コロナ禍での中止措置等により、軌道に乗った活動が絶たれ、また一からのスタートになった面もある。柏市教育委員会及び中央区の関係機関との連携、学生への活動の周知を継続的に行っていく必要がある。

■ エビデンス集・資料編

【資料 A-1-1】 柏市ホームページ

【資料 A-1-2】 柏市国際交流センターからの通知文

A-2. 大学による地域文化振興への貢献

A-2-① 大学による地域文化振興への貢献

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1) 開智アカデミックウインドオーケストラ

令和 5 (2023) 年度より吹奏楽部指導員育成と、生涯学習をサポートするため、大学、専門学校等の音楽教育機関や文化団体、楽器業界、メディア等との連携、協働によって吹奏楽愛好者や吹奏楽団体の活動を支援する一助とし、吹奏楽の普及振興を図ることを目的として結成されたオーケストラである。本学吹奏楽部と社会人あるいは他大学の学生等の希望者合計約 120 名により活動を行っている。土曜日、日曜日を中心に 4 号館音楽室で練習及び交流を行い、また実践として 8 月に千葉県大会、9 月に東関東大会、10 月に全国大会に出場した。また演奏会として 7 月に東葛飾地区吹奏楽祭、1 月にニューイヤーコンサート（開智国際大学主催）を実施している。【A-2-1】

表 A-2-1. 公演会・大会参加実績

演奏会・大会	月日	会場
東葛飾地区吹奏楽祭	令和 5 年 7 月 16 日	野田市文化会館
千葉県吹奏楽コンクール	令和 5 年 8 月 6 日	君津市民文化ホール
東関東吹奏楽コンクール	令和 5 年 9 月 17 日	横須賀芸術劇場
全日本吹奏楽コンクール	令和 5 年 10 月 29 日	宇都宮市文化会館
ニューイヤーコンサート	令和 6 年 1 月 6 日	柏市民文化会館

2) 公開講座

本学では毎年、大学における研究と教育の成果を広く社会に還元すること、そして地域住民の教養と文化の向上に寄与することを目的として、公開講座を開講している。

令和元 (2019) 年度は 7 月 8 日 (月) ～11 月 26 日 (火) の期間で、特別講演、夏休み期間中のこども対象企画、テーマ講座、一般講座の 4 つで実施した。テーマ講座は「古今東西の〈王朝〉」とし、6 講座 (7 回) を開講した。子ども対象企画を除く一般講座は 8 講座 (17 回) として開講した。令和 2 (2020) 年度、令和 3 (2021) 年度はコロナ感染症対策のため、公開講座を見合わせた。令和 4 (2022) 年度は 7 月のオープンキャンパスの一日のみ、地域住民と高校生およびその保護者を対象とした公開講座を開講した。令和 5 (2023) 年度は 3 年ぶりに従来の形の公開講座を開講した。その内容は、8 つのテーマ講座「メディア古今東西—SNS 時代の今こそ“メディアとは何か”を考える」と、8 つの一般講座である。【A-2-2】【A-2-3】

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

公開講座に関しては、コロナ禍での開講中止を挟み、受講者が減少しているため、受講人数の回復が課題となっている。今まで、受講者の多くは、知的好奇心旺盛な地域の中高年の方であり、そうした方々への期待に応えられる講座を提供するとともに、若い層や現役世代の受講者が参加できるよう、曜日や時間帯を工夫し、宣伝に SNS を取り入れ、受講者の層を広げていくことを図書・紀要委員会で検討している。

■ エビデンス集・資料編

【A-2-1】 開智アカデミックウインドオーケストラ団員募集チラシ

【A-2-2】 公開講座チラシ

【A-2-3】 公開講座の実績 令和元（2019）年・令和 5（2023）年

【基準 A の自己評価】

本学は、主に柏市を中心に地域社会と交流し、地域社会の文化的発展に貢献してきている。学校現場へのボランティア活動、米国トーランス市との交流、音楽を介した学生の地域活動、公開講座による本学教員と柏市民との交流を通して、地域の文化的発展に貢献しながら、社会貢献ができる人材育成を行っている。学生は学内だけでは学べない多くのことを地域とのつながりの中から得ており、これらの活動は地域と大学の相互的発展につながっている。

V. 特記事項

該当なし

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	開智国際大学学則第 1 条で明記している。	1-1
第 85 条	○	開智国際大学学則第 3 条で明記している。	1-2
第 87 条	○	開智国際大学学則第 13 条で明記している。	3-1
第 88 条	○	開智国際大学学則第 27 条で明記している。	3-1
第 89 条	—	修業年限未満の卒業を認めていないため該当しない。	3-1
第 90 条	○	開智国際大学学則第 16 条で明記している。	2-1
第 92 条	○	開智国際大学学則第 5 条及び開智国際大学管理職の職務に関する内規で明記している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	開智国際大学学則第 7 条、第 8 条及び開智国際大学教授会規程で明記している。	4-1
第 104 条	○	開智国際大学学則第 38 条で明記している。	3-1
第 105 条	—	学生以外の者を対象とした特別の課程を編成していないため該当しない。	3-1
第 108 条	—	短期大学は設置していないため該当しない。	2-1
第 109 条	○	開智国際大学学則第 2 条で明記している。 また、平成 29 (2017) 年度に日本高等教育評価機構の認証を受けている。	6-2
第 113 条	○	学校法人開智学園情報公開規程で明記している。 なお、教育研究活動の状況については、本学ホームページにて公表している。	3-2
第 114 条	○	学校法人開智学園の事務組織及びその運営に関する規則で明記している。	4-1 4-3
第 122 条	○	開智国際大学学則第 20 条で明記している。	2-1
第 132 条	○	開智国際大学学則第 20 条で明記している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	開智国際大学学則に明記している。	3-1 3-2
第 24 条	○	学生の学籍、成績等については適正に管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	開智国際大学学則第 40 条及び開智国際大学学生懲戒規程で明記している。	4-1

開智国際大学

第 28 条	○	各担当部署において備えている。	3-2
第 143 条	—	代議員会等を置いていないため該当しない。	4-1
第 146 条	○	開智国際大学学則第 27 条で明記している。	3-1
第 147 条	—	修業年限未満の卒業を認めていないため該当しない。	3-1
第 148 条	—	修業年限が 4 年を超える学部はないため該当しない。	3-1
第 149 条	—	修業年限未満の卒業を認めていないため該当しない。	3-1
第 150 条	○	開智国際大学学則第 16 条で明記している。	2-1
第 151 条	—	学校教育法第 90 条第 2 項による入学者の受け入れを実施していないため該当しない。	2-1
第 152 条	—	学校教育法第 90 条第 2 項による入学者の受け入れを実施していないため該当しない。	2-1
第 153 条	—	学校教育法第 90 条第 2 項による入学者の受け入れを実施していないため該当しない。	2-1
第 154 条	—	学校教育法第 90 条第 2 項による入学者の受け入れを実施していないため該当しない。	2-1
第 161 条	○	開智国際大学学則第 20 条で明記している。	2-1
第 162 条	—	外国の大学からの編入学を受け入れていないため該当しない。	2-1
第 163 条	○	開智国際大学学則第 10 条で明記している。	3-2
第 163 条の 2	○	開智国際大学科目等履修生規程第 12 条で明記している。	3-1
第 164 条	—	特別の課程は設けていないため該当しない。	3-1
第 165 条の 2	○	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーは学部ごとに定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	開智国際大学学則第 2 条及び開智国際大学自己点検・評価委員会規程で明記している。	6-2
第 172 条の 2	○	学校法人開智学園情報公開規程で明記している。 なお、教育研究活動の状況については、本学ホームページにて公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	開智国際大学学則第 37 条及び第 38 条で明記している。	3-1
第 178 条	○	開智国際大学学則第 20 条で明記している。	2-1
第 186 条	○	開智国際大学学則第 20 条で明記している。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
--	----------	---------	------------

開智国際大学

第 1 条	○	学校教育法、大学設置位基準、その他の法令を遵守し、教育研究活動等の水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	開智国際大学学則第 3 条で明記している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	開智国際大学入学者選抜規程で明記している。	2-1
第 3 条	○	学部で教育研究に必要な組織、教員数を有している。	1-2
第 4 条	○	開智国際大学学則第 3 条のとおり、学部には学科を設置し、教育研究に必要な組織を有している。	1-2
第 5 条	—	学科に代えた課程を設置していないため該当しない。	1-2
第 6 条	—	学部以外の基本となる組織を設置していないため該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	開智国際大学学則第 5 条、開智国際大学組織及び運営に関する規程、開智国際大学管理職の職務に関する内規で明記している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	○	主要授業科目は、原則として専任教員が担当している。	3-2 4-2
第 9 条	—	授業を担当しない教員はいないため該当しない。	3-2 4-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	設置基準を満たしている。	3-2 4-2
第 11 条	○	開智国際大学 FD・SD 推進センター規則で明記している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 12 条	○	開智国際大学学長選考規程で明記している。	4-1
第 13 条	○	開智国際大学教員人事に関わる内規第 6 条 (1) 及び第 9 条 (1) で明記している。	3-2 4-2
第 14 条	○	開智国際大学教員人事に関わる内規第 6 条 (2) 及び第 9 条 (2) で明記している。	3-2 4-2
第 15 条	○	開智国際大学教員人事に関わる内規第 6 条 (3) 及び第 9 条 (3) で明記している。	3-2 4-2
第 16 条	○	開智国際大学教員人事に関わる内規第 6 条 (4) で明記している。	3-2 4-2

開智国際大学

第 17 条	—	助手をおいていないため該当しない。	3-2 4-2
第 18 条	○	開智国際大学学則第 3 条で明記している。	2-1
第 19 条	○	カリキュラム・ポリシーに基づき必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成している。	3-2
第 19 条の 2	—	連携開設科目を開設していないため該当しない。	3-2
第 20 条	○	開智国際大学学則第 21 条で明記している。	3-2
第 21 条	○	開智国際大学学則第 23 条で明記している。	3-1
第 22 条	○	開智国際大学学則第 11 条で明記し、ガイドブックに掲載している。	3-2
第 23 条	○	開智国際大学学則第 11 条で明記し、ガイドブックに掲載している。	3-2
第 24 条	○	授業を行う学生数は、教育効果を十分に上げられるよう、適切な人数としている。	2-5
第 25 条	○	授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかの方法で適正に行っている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	開講科目のシラバスを作成し、学生ポータルサイト (KIWI-net) より閲覧できる。	3-1
第 26 条	—	昼夜開講制を取っていないため該当しない。	3-2
第 27 条	○	開智国際大学学則第 24 条で明記している。	3-1
第 27 条の 2	○	履修単位数の上限は、ガイドブックで定めている。	3-2
第 27 条の 3	—	連携開設科目を開設していないため該当しない。	3-1
第 28 条	○	開智国際大学学則第 25 条で明記している。	3-1
第 29 条	○	開智国際大学学則第 26 条で明記している。	3-1
第 30 条	○	開智国際大学学則第 26 条で明記している。	3-1
第 30 条の 2	○	開智国際大学学則第 37 条の 2 で明記している。	3-2
第 31 条	○	開智国際大学学則第 42 条及び開智国際大学科目等履修生規程で明記している。	3-1 3-2
第 32 条	○	開智国際大学学則第 37 条で明記している。	3-1
第 33 条	—	医学または歯学に関する学科を設置していないため該当しない。	3-1
第 34 条	○	校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有している。	2-5
第 35 条	○	運動場等は、校舎の敷地内に適切に設けている。	2-5
第 36 条	○	校舎等は、必要な施設を備えている。	2-5
第 37 条	○	校地の面積は、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積は、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書館に教育研究上必要な資料を備え、人員も適切に配置している。	2-5
第 39 条	○	附属小学校及び中学・高等学校を設定している。	2-5

開智国際大学

第 39 条の 2	—	薬学に関する学部または学科を設置していないため該当しない。	2-5
第 40 条	○	必要な種類及び数の機械、機具等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	2 以上の校地において教育研究を行っていないため該当しない。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究環境は、必要な経費を確保し、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	教育研究上の目的にふさわしい学部学科名称になっている。	1-1
第 41 条	—	学部等連携課程実施基本組織を設置していないため該当しない。	3-2
第 42 条	—	専門職学科を設けていないため該当しない。	1-2
第 42 条の 2	—	専門職学科を設けていないため該当しない。	2-1
第 42 条の 3	—	専門職学科を設けていないため該当しない。	4-2
第 42 条の 4	—	専門職学科を設けていないため該当しない。	3-2
第 42 条の 5	—	専門職学科を設けていないため該当しない。	4-1
第 42 条の 6	—	専門職学科を設けていないため該当しない。	3-2
第 42 条の 7	—	専門職学科を設けていないため該当しない。	2-5
第 42 条の 8	—	専門職学科を設けていないため該当しない。	3-1
第 42 条の 9	—	専門職学科を設けていないため該当しない。	3-1
第 42 条の 10	—	専門職学科を設けていないため該当しない。	2-5
第 43 条	—	共同教育課程を設置していないため該当しない。	3-2
第 44 条	—	共同教育課程を設置していないため該当しない。	3-1
第 45 条	—	共同教育課程を設置していないため該当しない。	3-1
第 46 条	—	共同教育課程を設置していないため該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	共同教育課程を設置していないため該当しない。	2-5
第 48 条	—	共同教育課程を設置していないため該当しない。	2-5
第 49 条	—	共同教育課程を設置していないため該当しない。	2-5
第 49 条の 2	—	工学に関する学部を設置していないため該当しない。	3-2
第 49 条の 3	—	工学に関する学部を設置していないため該当しない。	4-2
第 49 条の 4	—	工学に関する学部を設置していないため該当しない。	4-2
第 58 条	—	外国に学部、学科等を設置していないため該当しない。	1-2
第 59 条	—	学部を置くことなく大学院を置いている大学ではないため該当しない。	2-5
第 61 条	—	新たな大学等を設置しないため該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	開智国際大学学則第 38 条及び開智国際大学学位規程第 3 条で明記	3-1

開智国際大学

		している。	
第 10 条	○	開智国際大学学則第 38 条及び開智国際大学学位規程第 5 条で明記している。	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程を設置していないため該当しない。	3-1
第 13 条	○	学位に関して必要な事項を定めた学則を変更した場合は、文部科学省に学則変更の届出を行っている。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	運営基盤については「学校法人開智学園寄附行為」に基づき、明確にかつ、適切に運営をしている。また改正等があれば、文部科学大臣に報告している。	5-1
第 26 条の 2	○	学校法人の関係者に対し特別の利益を与えていない。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 36 条に明記している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条に明記している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	寄附行為第 6 条、第 7 条に明記している。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 17 条に明記している。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条に明記している。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条、第 7 条に明記している。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 7 条に明記している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 10 条に明記している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 20 条に明記している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 22 条に明記している。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 23 条に明記している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 24 条に明記している。	5-3
第 44 条の 2	○	私立学校法第 44 条の 2 を遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	私立学校法第 44 条の 3 を遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	私立学校法第 44 条の 4 を遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	私立学校法第 44 条の 5 を遵守している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 43 条に明記している。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 33 条に明記している。	1-2

開智国際大学

			5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 35 条に明記している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 36 条に明記している。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 12 条に明記し、「学校法人開智学園 役員の報酬等の支給の基準」及び「学校法人開智学園 常勤役員退職慰労金規程」に従って支給している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 39 条に明記している。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 37 条に明記している。	5-1

学校教育法（大学院関係） 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-2
第 102 条			2-1

学校教育法施行規則（大学院関係） 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条			2-1
第 156 条			2-1
第 157 条			2-1
第 158 条			2-1
第 159 条			2-1
第 160 条			2-1

大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 1 条の 2			1-1 1-2
第 1 条の 3			2-1
第 2 条			1-2
第 2 条の 2			1-2
第 3 条			1-2
第 4 条			1-2

第5条			1-2
第6条			1-2
第7条			1-2
第7条の2			1-2 3-2 4-2
第7条の3			1-2 3-2 4-2
第8条			2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第9条			3-2 4-2
第9条の3			3-2 3-3 4-2 4-3
第10条			2-1
第11条			3-2
第12条			2-2 3-2
第13条			2-2 3-2
第14条			3-2
第14条の2			3-1
第15条			2-2 2-5 3-1 3-2
第16条			3-1
第17条			3-1
第19条			2-5
第20条			2-5
第21条			2-5

開智国際大学

第 22 条			2-5
第 22 条の 2			2-5
第 22 条の 3			2-5 4-4
第 22 条の 4			1-1
第 23 条			1-1 1-2
第 24 条			2-5
第 25 条			3-2
第 26 条			3-2
第 27 条			3-2 4-2
第 28 条			2-2 3-1 3-2
第 29 条			2-5
第 30 条			2-2 3-2
第 30 条の 2			3-2
第 31 条			3-2
第 32 条			3-1
第 33 条			3-1
第 34 条			2-5
第 34 条の 2			3-2
第 34 条の 3			4-2
第 42 条			2-3
第 43 条			2-4
第 45 条			1-2
第 46 条			2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2

開智国際大学

			4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 5 条の 2			3-2 3-3 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2
第 12 条			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1

開智国際大学

			3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係） 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条			3-1
第 4 条			3-1
第 5 条			3-1
第 12 条			3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			2-5
第 10 条			2-5
第 11 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2

			6-3
--	--	--	-----

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル		備考
	該当する資料名及び該当ページ		
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）		
	学校法人開智学園寄附行為		
【資料 F-2】	大学案内		
	開智国際大学 2024		
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）		
	開智国際大学学則		

開智国際大学

【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2024 年度（令和 6 年度）学生募集要項	
	2024 年度（令和 6 年度）外国人留学生入試募集要項	
	2024 年度学校推薦型選抜（指定校推薦）入試募集要項	
	2024 年度開智国際大学併設校学生募集要項	
	2024 年度（令和 6 年度）外国人留学生指定校推薦入試募集要項（抜粋）	
2024 年度（令和 6 年度）外国人留学生入試海外受験募集要項		
【資料 F-5】	学生便覧	
	ガイドブック 2024 (Faculty of Education) ガイドブック 2024 (Faculty of International Liberal Arts)	
【資料 F-6】	事業計画書	
	2024 年度（令和 6 年度）学校法人開智学園事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	2023 年度（令和 5 年度）学校法人開智学園事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ、校舎図面、校舎配置図	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人開智学園規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	役員の概要（2024 年 5 月 28 現在）	
	理事会、評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	財務計算書類及び監査報告書	
	令和元（2019）年度～令和 5（2023）年度	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	ガイドブック 2024 (Faculty of Education) ガイドブック 2024 (Faculty of International Liberal Arts)	【資料 F-5】と同じ
	シラバス 教育学部（令和 5 年度以降入学生用）	
	シラバス 教育学部（令和 4 年度以前入学生用）	
	シラバス 国際教養学部（令和 5 年度以降入学生用）	
シラバス 国際教養学部（令和 4 年度以前入学生用）		
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	教育学部教育学科 三つのポリシー	
	国際教養学部国際教養学科 三つのポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	改善報告書（評価実施年度：平成 29 年度）	平成 30 年 7 月 11 日提出

開智国際大学

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	開智国際大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	開智国際大学ホームページ「学内規程・学則」	
【資料 1-1-3】	ガイドブック 2024 (Faculty of Education) 「開智国際大学学則 (抜粋)」	
【資料 1-1-4】	ガイドブック 2024 (Faculty of International Liberal Arts) 「開智国際大学学則 (抜粋)」	
【資料 1-1-5】	ガイドブック 2024 (Faculty of Education) 「ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー」	
【資料 1-1-6】	ガイドブック 2024 (Faculty of International Liberal Arts) 「ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー」	
【資料 1-1-7】	開智国際大学ホームページ「教育学部・ディプロマ・ポリシー」「国際教養学部・国際教養学部で身につく 6 つの力」	
【資料 1-1-8】	海外研修案内	
【資料 1-1-9】	シラバス集	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-1-10】	2023 年度学生 FD 委員授業見学報告書	
【資料 1-1-11】	ガイドブック 2024 (Faculty of Education) 「教育課程表」	
【資料 1-1-12】	2023 年度教職センター活動報告	
【資料 1-1-13】	柏市との連携の資料	
【資料 1-1-14】	中央区との連携の資料	
【資料 1-1-15】	海外研修案内	【資料 1-1-8】と同じ
【資料 1-1-16】	国際教養学部教育課程表	
【資料 1-1-17】	開智国際大学ホームページ「国際教養学部・自由にカスタマイズできる専門科目群」	
【資料 1-1-18】	開智国際大学大学案内「開智国際大学の特徴」	
【資料 1-1-19】	開智国際大学ホームページ「学びの特色」	
【資料 1-1-20】	インターンシップに関する資料	
【資料 1-1-21】	キャリアセンターによる就職対策講座・公務員対策講座	
【資料 1-1-22】	開智国際大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-23】	ガイドブック 2024 (Faculty of International Liberal Arts) 「教育課程表」	【資料 1-1-16】と同じ
【資料 1-1-24】	神戸親和大学との連携に関する資料	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	開智国際大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-2】	開智国際大学ホームページ「学内規程・学則」	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 1-2-3】	ガイドブック 2024 (Faculty of Education) 「開智国際大学学則 (抜粋)」	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-2-4】	ガイドブック 2024 (Faculty of International Liberal Arts) 「開智国際大学学則 (抜粋)」	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 1-2-5】	令和 2 (2020) 年度～令和 6 (2024) 年度の中期計画を示す資料	
【資料 1-2-6】	神戸親和大学との連携を示す書類等	【資料 1-1-24】と同じ
【資料 1-2-7】	開智国際大学ホームページ「教育学部・カリキュラム・ポリシー」「国際教養学部・4 年間の学び」	
【資料 1-2-8】	2024 年度 (令和 6 年度) 学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-2-9】	開智国際大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-10】	開智国際大学ホームページ「教育学部・カリキュラム・ポリシー」	【資料 1-2-7】と同じ

開智国際大学

【資料 1-2-11】	ガイドブック 2024 教員名簿	
【資料 1-2-12】	開智国際大学教職センター規程	
【資料 1-2-13】	開智国際大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-14】	開智国際大学ホームページ「国際教養学部」	
【資料 1-2-15】	開智国際大学留学生センター規程	
【資料 1-2-16】	開智国際大学国際交流センター規程	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2024 年度（令和 6 年度）学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-2】	2024 年度（令和 6 年度）外国人留学生入試 学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	開智国際大学教務委員会規程	
【資料 2-2-2】	令和 6（2024）年度大学委員会（センター）組織	
【資料 2-2-3】	KIWI-net 文書ライブラリ	
【資料 2-2-4】	ガイダンスウィーク日程	
【資料 2-2-5】	ガイドブック 2024 (Faculty of Education) ガイドブック 2024 (Faculty of International Liberal Arts)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-6】	入学前課題	
【資料 2-2-7】	大学生のレポート作成 はじめの一歩	
【資料 2-2-8】	English Lounge Poster	
【資料 2-2-9】	スピーチコンテスト案内	
【資料 2-2-10】	TOEIC-IP テスト案内	
【資料 2-2-11】	令和 6（2024）年度教職センター活動計画	
【資料 2-2-12】	留学生 JLPT 受験対策講座	
【資料 2-2-13】	開智国際大学スチューデント・アシスタント規程	
【資料 2-2-14】	開智国際大学ピア・サポート制度取扱内規	
【資料 2-2-15】	スチューデント・アシスタント及びピア・サポートの活用実態	
【資料 2-2-16】	サポート制度について	
【資料 2-2-17】	サポートアワー（一覧表）令和 6（2024）年度前期	
【資料 2-2-18】	サポートアワー調査集計令和 5（2023）年度前・後期	
【資料 2-2-19】	障害のある学生等の合理的配慮について	
【資料 2-2-20】	令和 6（2024）年度前期学生名簿	
【資料 2-2-21】	センサー科目欠席者数令和 5（2023）年度後期	
【資料 2-2-22】	取得単位数の少ない学生への面談について令和 6（2024）年度前期	
【資料 2-2-23】	取得単位数不足・面談対象者数令和 6（2024）年度	
【資料 2-2-24】	センサー科目面談報告集計令和 5（2023）年度後期	
【資料 2-2-25】	父母相談会案内令和 6（2024）年度	
【資料 2-2-26】	学籍異動に関する資料令和 5（2023）年度	
【資料 2-2-27】	学籍異動の理由一覧令和 5（2023）年度	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	キャリアセンター規程	
【資料 2-3-2】	教育研究上の基本組織	
【資料 2-3-3】	キャリアデザイン I（シラバス）	
【資料 2-3-4】	キャリアデザイン II（シラバス）	

開智国際大学

【資料 2-3-5】	キャリアデザインⅢ (シラバス)	
【資料 2-3-6】	キャリアデザインⅣ (シラバス)	
【資料 2-3-7】	インターンシップ (シラバス)	
【資料 2-3-8】	教職課程の運営に関する組織及び取組 (教職センター)	
【資料 2-3-9】	教員採用試験対策プロジェクト	
【資料 2-3-10】	教育実習プロジェクト	
【資料 2-3-11】	インターンシップ・ボランティア活動検討プロジェクト	
【資料 2-3-12】	基礎学力向上・教員採用試験対策プロジェクト	【資料 2-3-9】 と同じ
【資料 2-3-13】	民間企業・公務員等を目指す就職指導プロジェクト	
【資料 2-3-14】	「開智国際大学教職センター研究年報」関係プロジェクト	
【資料 2-3-15】	介護等体験関係プロジェクト	
【資料 2-3-16】	キャリア相談 (ガイドブック VIII. 2. キャリア相談)	
【資料 2-3-17】	公務員 1 day 職場見学	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	令和 6 (2024) 年度大学委員会 (センター) 組織	【資料 2-2-2】 と同じ
【資料 2-4-2】	令和 5 (2023) 年度委員会日程	
【資料 2-4-3】	令和 5 (2023) 年度学生アンケート集計結果報告	
【資料 2-4-4】	令和 5 (2023) 年度保健室利用状況報告書	
【資料 2-4-5】	令和 5 (2023) 年度学生相談室利用状況報告書	
【資料 2-4-6】	学生相談室リーフレット令和 6 (2024) 年度版	
【資料 2-4-7】	令和 6 (2024) 年度学生相談室のご案内	
【資料 2-4-8】	令和 6 (2024) 年度留学生の手引き	
【資料 2-4-9】	学生のクラブ・同好会活動令和 5 (2023) 年度 3 月現在	
【資料 2-4-10】	令和 5 (2023) 年度奨学金給付・貸与状況	
【資料 2-4-11】	本学独自の経済的支援制度	
【資料 2-4-12】	令和 5 (2023) 年度日本学生支援機構奨学金給付・貸与状況	
【資料 2-4-13】	留学生の交流促進サポート	
【資料 2-4-14】	第 3 回国際交流シンポジウムスケジュール	
【資料 2-4-15】	第 3 回国際交流シンポジウムポスター	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	教室配置図	
【資料 2-5-2】	図書館の利用実績 (過去 5 年)	
【資料 2-5-3】	教室一覧	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	授業アンケート結果	
【資料 2-6-2】	授業アンケート報告書	
【資料 2-6-3】	サポート制度について	【資料 2-2-16】 と同じ
【資料 2-6-4】	サポートアワー (一覧表) 令和 6 (2024) 年度前期	【資料 2-2-17】 と同じ
【資料 2-6-5】	サポートアワー調査集計令和 5 (2023) 年度前・後期	【資料 2-2-18】 と同じ
【資料 2-6-6】	センサー科目に関する資料・数値表令和 5 (2023) 年度 (後期)	【資料 2-2-21】 と同じ 【資料 2-2-24】 と同じ
【資料 2-6-7】	取得単位数の少ない学生への面談について令和 6 (2024) 年度前期	【資料 2-2-22】 と同じ
【資料 2-6-8】	令和 5 (2023) 年度学生アンケート集計結果報告	【資料 2-4-3】 と同じ
【資料 2-6-9】	令和 5 (2023) 年度保健室利用状況報告書	【資料 2-4-4】 と同じ
【資料 2-6-10】	令和 5 (2023) 年度学生相談室利用状況報告書	【資料 2-4-5】 と同じ
【資料 2-6-11】	学生相談室リーフレット令和 6 (2024) 年度版	【資料 2-4-6】 と同じ
【資料 2-6-12】	心身健康アンケート (JSQ 大学生版)	
【資料 2-6-13】	本学独自の経済的支援制度	【資料 2-4-11】 と同じ

開智国際大学

【資料 2-6-14】	令和 5 (2023) 年度奨学金給付・貸与状況	【資料 2-4-10】と同じ
【資料 2-6-15】	奨学金情報 (KIWI-net 掲載ページ)	
【資料 2-6-16】	学長と語ランチ (ポスター)	
【資料 2-6-17】	学長と語ランチ (HP 掲載ページ)	
【資料 2-6-18】	学長への提案箱及び WEB 提案箱について	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	大学ホームページの教育理念	
【資料 3-1-2】	教育学部ディプロマ・ポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-1-3】	国際教養学部ディプロマ・ポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-1-4】	「V卒業」・ガイドブック教育学部	
【資料 3-1-5】	「V卒業」・ガイドブック国際教養学部	
【資料 3-1-6】	シラバス雛形	
【資料 3-1-7】	開智国際大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-8】	国際教養学部ルーブリック	
【資料 3-1-9】	令和 5 (2023) 年度国際教養学部留学生奨学金推薦者 (GPA 上位者)	
【資料 3-1-10】	令和 5 (2023) 年度成績優秀者 (GPA 上位者)	
【資料 3-1-11】	令和 6 (2024) 年度教育学部教育実習校選定の指針	
【資料 3-1-12】	令和 6 (2024) 年度 3 年 (初教育専攻) 進路調査・実習生名簿	
【資料 3-1-13】	令和 6 (2024) 年度 3 年 (中等教育専攻) 進路調査・実習生名簿	
【資料 3-1-14】	「Ⅲ試験」・ガイドブック教育学部	
【資料 3-1-15】	「Ⅲ試験」・ガイドブック国際教養学部	
【資料 3-1-16】	「Ⅳ成績」・ガイドブック教育学部	
【資料 3-1-17】	「Ⅳ成績」・ガイドブック国際教養学部	
【資料 3-1-18】	「Ⅱ授業」・ガイドブック教育学部	
【資料 3-1-19】	「Ⅱ授業」・ガイドブック国際教養学部	
【資料 3-1-20】	「Ⅳ資格」・ガイドブック国際教養学部	
【資料 3-1-21】	シラバス入力の手引き	
【資料 3-1-22】	シラバスチェックリスト	
【資料 3-1-23】	令和 5 (2023) 年度卒業判定教授会資料	
【資料 3-1-24】	教務委員会議事録令和 6 (2024) 年 5 月より抜粋	
【資料 3-1-25】	教務委員会議事録令和 6 (2024) 年 2 月より抜粋	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	教育学部教育課程表	【資料 1-1-11】と同じ
【資料 3-2-2】	国際教養学部教育課程表	【資料 1-1-16】と同じ
【資料 3-2-3】	カリキュラム・ポリシー ガイドブック教育学部「教育課程編成」	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 3-2-4】	カリキュラム・ポリシー ガイドブック国際教養学部「教育課程編成」	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 3-2-5】	ホームページでのカリキュラム・ポリシーの記載	【資料 1-2-7】と同じ
【資料 3-2-6】	教育学部「教育課程の構造」	【資料 3-2-3】と同じ
【資料 3-2-7】	国際教養学部「学びの体系化」	【資料 3-2-4】と同じ
【資料 3-2-8】	教育学部・ナンバリング	
【資料 3-2-9】	国際教養学部・ナンバリング	
【資料 3-2-10】	シラバス雛形	【資料 3-1-6】と同じ

開智国際大学

【資料 3-2-11】	履修制限単位	【資料 3-1-18】と同じ 【資料 3-1-19】と同じ
【資料 3-2-12】	開智国際大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-2-13】	「共通科目」教育学部教育課程表	【資料 1-1-11】と同じ
【資料 3-2-14】	「共通科目」国際教養学部教育課程表	【資料 1-1-16】と同じ
【資料 3-2-15】	English Lounge Poster	【資料 2-2-8】と同じ
【資料 3-2-16】	スピーチコンテスト案内	【資料 2-2-9】と同じ
【資料 3-2-17】	TOEIC-IP テスト案内	【資料 2-2-10】と同じ
【資料 3-2-18】	大学生のレポート作成 はじめの一步	【資料 2-2-7】と同じ
【資料 3-2-19】	開智国際大学 FD・SD 推進センター規則	
【資料 3-2-20】	令和 5（2023）年度前期授業アンケート全体概要	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 3-2-21】	令和 5（2023）年度後期授業アンケート全体概要	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 3-2-22】	令和 5（2023）年度 FD 研修会案内	
【資料 3-2-23】	令和 5（2023）年度授業見学実施要領	
【資料 3-2-24】	令和 5（2023）年度開智学園全体研修パンフレット	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	令和 5（2023）年度前期授業アンケート全体概要	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 3-3-2】	令和 5（2023）年度後期授業アンケート全体概要	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 3-3-3】	教育学部の履修カルテ	
【資料 3-3-4】	国際教養学部ディプロマ・ポリシーのルーブリック評価表	【資料 3-1-8】と同じ
【資料 3-3-5】	卒業生に対する卒業生アンケート	
【資料 3-3-6】	学生に配布される成績表フォーム	
【資料 3-3-7】	GPA の得点分布	
【資料 3-3-8】	取得単位数の分布	
【資料 3-3-9】	ブレイスメント・テストと学年末テストの成績を比較する表	
【資料 3-3-10】	令和 5（2023）年度卒業論文概要集	
【資料 3-3-11】	令和 5（2023）年度卒業論文発表会発表資料	
【資料 3-3-12】	令和 5（2023）年度教職センター活動報告	【資料 1-1-12】と同じ
【資料 3-3-13】	PROG から見る貴学の傾向と今後の活用に向けて	
【資料 3-3-14】	TOEIC-IP 受験結果	
【資料 3-3-15】	令和 5（2023）年度教職センター活動報告	【資料 1-1-12】と同じ
【資料 3-3-16】	日本語検定受験結果	
【資料 3-3-17】	機関に対する卒業生アンケート	
【資料 3-3-18】	授業アンケートのクロス集計結果	
【資料 3-3-19】	授業アンケートの結果を受けての報告書	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 3-3-20】	教育学部の学生の全体的な傾向について：PROG（Progress Report on Generic Skills）の結果	
【資料 3-3-21】	2024 年度の「入門演習Ⅰ」「入門演習Ⅱ」について	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	開智国際大学管理職の職務に関する内規	
【資料 4-1-2】	開智国際大学副学長に関する規程	
【資料 4-1-3】	開智国際大学経営会議規程	
【資料 4-1-4】	開智国際大学運営会議規程	
【資料 4-1-5】	開智国際大学教授会規程	
【資料 4-1-6】	令和 5（2023）年度委員会日程	【資料 2-4-2】と同じ
【資料 4-1-7】	令和 6（2024）年度委員会組織表	【資料 2-2-2】と同じ

開智国際大学

【資料 4-1-8】	令和 5 (2023) 年度委員会日程	【資料 2-4-2】と同じ
【資料 4-1-9】	FD・SD 推進センター会議議事録令和 6 (2024) 年 2 月より抜粋	
【資料 4-1-10】	学校法人開智学園の事務組織及びその運営に関する規則	
【資料 4-1-11】	令和 6 (2024) 年度委員会組織表	【資料 2-2-2】と同じ
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	開智国際大学教員人事に関わる内規	
【資料 4-2-2】	開智国際大学教員人事評価規程	
【資料 4-2-3】	開智国際大学 FD・SD 推進センター規則	【資料 3-2-19】と同じ
【資料 4-2-4】	e-learning 実施のエビデンス	
【資料 4-2-5】	e-learning の報告書のフォーム	
【資料 4-2-6】	期末授業アンケートのフォーム	
【資料 4-2-7】	いつでも授業アンケートの掲示物	
【資料 4-2-8】	期末授業アンケート結果への報告書のフォーム	
【資料 4-2-9】	授業見学実施要領	【資料 3-2-23】と同じ
【資料 4-2-10】	授業見学報告フォーム	
【資料 4-2-11】	FD 研修会実施要領	
【資料 4-2-12】	FD 研修会実施報告	
【資料 4-2-13】	学生 FD 授業見学報告書	
【資料 4-2-14】	認証評価説明会の資料	
【資料 4-2-15】	PROG 説明会の資料	【資料 3-3-13】と同じ
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	中期計画を示す資料	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 4-3-2】	開智国際大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-3-3】	e-learning の実施要領	
【資料 4-3-4】	コンサルタントによる研修の実施を示す資料	
【資料 4-3-5】	ハラスメントの研修の実施を示す資料	
【資料 4-3-6】	認証評価説明会の資料	【資料 4-2-14】と同じ
【資料 4-3-7】	PROG 説明会の資料	【資料 3-3-13】と同じ
【資料 4-3-8】	人事評価の実施を示す資料	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	開智国際大学研究倫理規程	
【資料 4-4-2】	開智国際大学研究倫理委員会規程	
【資料 4-4-3】	研究倫理審査申請書	
【資料 4-4-4】	開智国際大学公的研究費取扱規程	
【資料 4-4-5】	開智国際大学における公的研究費の不正防止に関する規程	
【資料 4-4-6】	個人基本研究費申請書	
【資料 4-4-7】	個人課題研究費申請書	
【資料 4-4-8】	個人課題研究報告書	
【資料 4-4-9】	開智国際大学共同研究規程	
【資料 4-4-10】	共同研究費申請書	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人開智学園 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人開智学園 監事監査規則	
【資料 5-1-3】	令和 5 (2023) 年度公認会計士監査日程	
【資料 5-1-4】	監査報告書 (過去 5 年度分)	【資料 F-11】と同じ

開智国際大学

【資料 5-1-5】	公認会計士監査計画概要報告	
【資料 5-1-6】	公認会計士監査実施報告	
【資料 5-1-7】	法人監査（内部監査）の実施について（チェックリスト含）	
【資料 5-1-8】	学校法人開智学園 就業規則	
【資料 5-1-9】	開智国際大学 就業規則	
【資料 5-1-10】	学校法人開智学園 ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン	
【資料 5-1-11】	学校法人開智学園 ソーシャルメディアポリシー	
【資料 5-1-12】	学校法人開智学園 諸規程集	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-13】	開智学園 中期計画書（2020 年度～2024 年度）	
【資料 5-1-14】	学校法人開智学園第 133 回 評議員会議事録（令和 2 年 3 月 27 日）	
【資料 5-1-15】	学校法人開智学園 事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-1-16】	学校法人開智学園 事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 5-1-17】	学園全体会の所信表明（理事長講話）（令和 6（2024）年度）	
【資料 5-1-18】	開智学園全体研修会プログラム（令和 5（2023）年度）	【資料 3-2-24】と同じ
【資料 5-1-19】	開智学園 個人情報保護規程	
【資料 5-1-20】	開智国際大学個人情報保護規程	
【資料 5-1-21】	学校法人開智学園 個人情報保護方針	
【資料 5-1-22】	学校法人開智学園 ハラスメント防止規程	
【資料 5-1-23】	学校法人開智学園 ハラスメント防止委員会規程	
【資料 5-1-24】	開智国際大学ハラスメント防止等に関する規程	
【資料 5-1-25】	学校法人開智学園 公益通報等に関する規程	
【資料 5-1-26】	開智国際大学危機管理規程	
【資料 5-1-27】	学校法人開智学園 衛生委員会規程	
【資料 5-1-28】	開智国際大学 衛生委員会規程	
【資料 5-1-29】	開智国際大学衛生委員会 議事録（令和 5（2023）年度分）	
【資料 5-1-30】	学校法人開智学園 ストレスチェック制度実施規程	
【資料 5-1-31】	学校法人開智学園 情報セキュリティ規程	
【資料 5-1-32】	学校法人開智学園 ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン	【資料 5-1-10】と同じ
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人開智学園 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	学校法人開智学園 役員等名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-3】	事業計画・予算説明書（過去 3 年度分）	
【資料 5-2-4】	開智学園 理事会議事録（直近 3 月及び 5 月のもの）	
【資料 5-2-5】	開智学園 評議員会議事録（直近 3 月及び 5 月のもの）	
【資料 5-2-6】	開智学園 理事会議事録（抜粋）	
【資料 5-2-7】	学校法人開智学園 管理規程	
【資料 5-2-8】	学校法人開智学園の事務組織及びその運営に関する規則	【資料 4-1-10】と同じ
【資料 5-2-9】	開智国際大学経営会議規程	【資料 4-1-3】と同じ
【資料 5-2-10】	開智国際大学経営会議議事録（直近 1 カ月分）	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人開智学園の組織機構	
【資料 5-3-2】	学校法人開智学園 管理規程	【資料 5-2-7】と同じ
【資料 5-3-3】	開智国際大学 経営会議規程	【資料 4-1-3】と同じ
【資料 5-3-4】	開智国際大学経営会議議事録（直近 1 カ月分）	【資料 5-2-10】と同じ
【資料 5-3-5】	開智国際大学学部長会議議事録（直近 1 カ月分）	
【資料 5-3-6】	開智国際大学教授会議事録（直近 1 カ月分）	

開智国際大学

【資料 5-3-7】	学校法人開智学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-8】	学校法人開智学園 理事会議事録（令和 5（2023）年度分）	
【資料 5-3-9】	学校法人開智学園 評議員会議事録（令和 5（2023）年度分）	
【資料 5-3-10】	学校法人開智学園 学事報告（令和 5（2023）年度分）	
【資料 5-3-11】	開智国際大学経営会議事録（直近 1 カ月分）	【資料 5-2-10】と同じ
【資料 5-3-12】	学校法人開智学園 監事監査規則	【資料 5-1-2】と同じ
【資料 5-3-13】	監事による監査報告書	【資料 F-11】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	令和 5（2023）年度 学校法人開智学園 事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 5-4-2】	令和 6（2024）年度 学校法人開智学園 事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-4-3】	財務計算書類（令和元（2019）年度から令和 5（2023）年度）	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-4】	令和 6（2024）年度第 1 回補正予算書	
【資料 5-4-5】	財産目録（令和元（2019）年度から令和 5（2023）年度）	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人開智学園 経理規程	
【資料 5-5-2】	分掌予算執行要領	
【資料 5-5-3】	監事監査報告書（令和元（2019）年度から令和 5（2023）年度）	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-5-4】	公認会計士による監査実施	【資料 5-1-3】と同じ
【資料 5-5-5】	公認会計士による理事者ヒアリング	【資料 5-1-5】と同じ 【資料 5-1-6】と同じ
【資料 5-5-6】	監事監査および公認会計士との連携	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	開智国際大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-2】	平成 29 年度大学機関別認証評価評価報告書	
【資料 6-1-3】	開智国際大学内部保証規程	
【資料 6-1-4】	開智国際大学経営会議規程	【資料 4-1-3】と同じ
【資料 6-1-5】	開智国際大学運営会議規程	【資料 4-1-4】と同じ
【資料 6-1-6】	2024 年度開智学園全体会の時程表	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	開智国際大学学修成果に対する評価の方針（アセスメント・ポリシー）	
【資料 6-2-2】	「いつでも授業アンケート」の案内	
【資料 6-2-3】	「いつでも授業アンケート」の回答フォーム	
【資料 6-2-4】	学期末授業アンケートの実施要領	
【資料 6-2-5】	学期末授業アンケートの回答フォーム	
【資料 6-2-6】	提案箱への回答例	
【資料 6-2-7】	新入生アンケート回答フォーム	
【資料 6-2-8】	学年末アンケート回答フォーム	
【資料 6-2-9】	教育学部履修カルテ	【資料 3-3-3】と同じ
【資料 6-2-10】	国際教養学部 PROG の分析結果	【資料 3-3-21】と同じ
【資料 6-2-11】	教育学部 PROG の分析結果	【資料 3-3-20】と同じ
【資料 6-2-12】	開智国際大学の教育についてのアンケート調査	【資料 3-3-5】と同じ
【資料 6-2-13】	PROG の説明会	【資料 3-3-13】と同じ
【資料 6-2-14】	開智国際大学の教育と卒業生についてのアンケート調査	【資料 3-3-17】と同じ
【資料 6-2-15】	教員人事評価フォーム	

開智国際大学

【資料 6-2-16】	職員の業務評価制度	【資料 4-3-8】と同じ
【資料 6-2-17】	IR 室分析結果報告	【資料 3-3-7】と同じ 【資料 3-3-8】と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	令和 5 (2023) 年度委員会日程	【資料 2-4-2】と同じ
【資料 6-3-2】	令和 5 (2023) 年度教職センター活動報告	
【資料 6-3-3】	開智国際大学教員人事評価規程	【資料 4-2-2】と同じ
【資料 6-3-4】	令和 5 (2023) 年度年次報告書	
【資料 6-3-5】	令和 5 (2023) 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 6-3-6】	平成 29 年度大学機関別認証評価評価報告書	【資料 6-1-2】と同じ

基準 A. 地域交流・連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域と大学の人材交流		
【資料 A-1-1】	柏市ホームページ	
【資料 A-1-2】	柏市国際交流センターからの通知文	
A-2. 大学による地域文化振興への貢献		
【資料 A-2-1】	開智アカデミックウインドオーケストラ団員募集チラシ	
【資料 A-2-2】	公開講座チラシ	
【資料 A-2-3】	公開講座の実績 令和元 (2019) 年・令和 5 (2023) 年	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。